資料１

基本計画（条例第６条）に基づく
令和７年度実施状況について

男女共同参画局　人権同和対策課

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
1	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等	―	(ｱ) 子どもの心身の発達の支援	一人ひとりの子どもの家庭環境や生活状況、及びその背景を把握・理解した上で、一人ひとりに応じて人権尊重の精神を育む基礎となる心身の発達を支援します。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実）	106
2	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等	―	(ｲ) 子どもの養育に不安を抱える家庭への支援	学校や関係機関・団体と連携して、養育環境や養育能力に不安を抱える家庭を支援します。	社会教育課	地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育支援に関する人材の養成）	102
3	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等	―	(ｴ) 保育士・幼稚園教諭の研修の充実	保育士や幼稚園教諭等が、人権に関する理解を深め、それに基づく保育や教育の実践を行うための研修等を行います。	子育て支援課	子ども・子育て支援総合対策事業（保育所特別保育等研修事業）	64
4	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等	―	(ｴ) 保育士・幼稚園教諭の研修の充実	保育士や幼稚園教諭等が、人権に関する理解を深め、それに基づく保育や教育の実践を行うための研修等を行います。	義務教育課	幼稚園新規採用教員研修事業	92
5	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等	―	(ｴ) 保育士・幼稚園教諭の研修の充実	保育士や幼稚園教諭等が、人権に関する理解を深め、それに基づく保育や教育の実践を行うための研修等を行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実）	106
6	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｱ) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	① 教科等指導、生徒指導、学習指導など学校における全ての教育活動を通じて、児童生徒一人ひとりの人権が尊重され、安心して学ぶことができる環境づくりを推進します。	人権同和教育課	人権教育管理費（人権教育対策） 人権教育研修事業（教職員等研修会） 人権教育研修事業（人権教育研修） 人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育推進事業（教育センター人権教育講座） 人権教育推進事業（人権教育管理職研修会） 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 111
7	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｱ) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	② 人権に配慮した施設等の環境整備を学校や地域の実状に応じて行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実）	106
8	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｱ) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	③ 人権に配慮した施設等の環境整備を学校や地域の実状に応じて行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実）	106

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
9	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｱ) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	④ 人権に配慮した施設等の環境整備を学校や地域の実状に応じて行います。	義務教育課	生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	96
10	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｱ) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	⑤ 教職員の人権も尊重される学校運営を行います。	教職員課	人事管理事務事業	91
11	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｱ) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	⑤ 教職員の人権も尊重される学校運営を行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育管理職研修会）	109
12	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｱ) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	⑥ 児童生徒の性的指向や性自認に配慮した対応を行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実）	106
13	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｲ) 人権についての教育の充実	① 同和問題（部落差別）や女性、障害者、外国人等に関する個別の人権問題について理解を深める教育を行います。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	男女共同参画情報提供事業 男女共同参画社会促進事業 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	23 24 26
14	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｲ) 人権についての教育の充実	① 同和問題（部落差別）や女性、障害者、外国人等に関する個別の人権問題について理解を深める教育を行います。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
15	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｲ) 人権についての教育の充実	① 同和問題（部落差別）や女性、障害者、外国人等に関する個別の人権問題について理解を深める教育を行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育開発事業	106 111
16	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｲ) 人権についての教育の充実	② 児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて人権意識を高める教育を推進します。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育開発事業	106 111
17	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｲ) 人権についての教育の充実	③ 校長のリーダーシップの下、人権教育担当を中心に、スクールカウンセラー等との連携を図りながら、全職員による人権教育の推進体制を確立します。	教職員課	人事管理事務事業	91

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
18	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｲ) 人権についての教育の充実	③ 校長のリーダーシップの下、人権教育担当を中心に、スクールカウンセラー等との連携を図りながら、全職員による人権教育の推進体制を確立します。	人権同和教育課	人権教育推進事業（教育センター人権教育講座） 人権教育推進事業（人権教育管理職研修会）	108 109
19	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｲ) 人権についての教育の充実	④ 人権に関する指導資料の活用を図るとともに、情報収集や調査研究等による効果的な教材を開発します。	人権同和教育課	人権教育研修事業（教職員等研修会） 人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育推進事業（人権教育管理職研修会） 人権教育推進事業（人権教育研究助成事業） 人権教育開発事業	104 106 109 110 111
20	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｲ) 人権についての教育の充実	⑤ 研究指定校等による人権教育の実践研究の成果を各学校等に普及・展開します。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育開発事業	106 111
21	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｳ) 人権を尊重した教育活動の展開	① 児童生徒の状況や地域の実情等に応じた教育課程の編成を行い、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図るとともに、自立と自己実現に向けた学力向上や進路選択を支援します。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育開発事業	106 111
22	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｳ) 人権を尊重した教育活動の展開	③ 情報社会で人権尊重の視点を踏まえた適切な活動を行うために、各教科等の学習や生徒指導をとおして、情報モラルやリテラシーの教育の充実を図ります。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実）	106
23	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｴ) 家庭や地域との連携	PTAや子ども会、自治会、公民館等の活動と連携した教育・啓発を推進します。	社会教育課	社会教育指導者養成事業（成人教育関係研修、青少年教育関係研修）	99
24	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｵ) 教職員研修の充実	① 事例に基づく研修を含め、人権に関する様々な課題に応じた計画的・体系的な研修の充実を図り、教職員の資質向上に取り組みます。	教職員課	人事管理事務事業	91

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
25	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｵ) 教職員研修の充実	① 事例に基づく研修を含め、人権に関する様々な課題に応じた計画的・体系的な研修の充実を図り、教職員の資質向上に取り組みます。	人権同和教育課	人権教育管理費（人権教育対策） 人権教育研修事業（教職員等研修会） 人権教育研修事業（人権教育研修） 人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育推進事業（教育センター人権教育講座） 人権教育推進事業（人権教育管理職研修会） 人権教育推進事業（人権教育研究助成事業） 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 110 111
26	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｵ) 教職員研修の充実	② 人権尊重の理念について正しく理解する教職員の採用など、人材の確保を図ります。	教職員課	人事管理事務事業	91
27	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｵ) 教職員研修の充実	② 人権尊重の理念について正しく理解する教職員の採用など、人材の確保を図ります。	義務教育課	初任者研修事業 現職教員等研修事業	93 94
28	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	ア 小・中・高における教育の推進	(ｶ) 私立の小・中・高等学校における人権教育・啓発への支援	私立の小・中・高等学校に対して、人権教育・啓発が行われるよう要請します。	学事法制課	私立小・中・高等学校に対する人権教育・啓発の取組	3
29	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(2) 学校	イ 専修・専門学校、大学等における教育の促進	(ｲ) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供	③ デートDVや性被害等の加害者にならない教育・啓発と被害者への適切な対応を要請します。	男女共同参画室 かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	配偶者等からの暴力対策推進事業 男女共同参画社会促進事業	17 24
30	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ア 人権学習の充実	(ｱ) 学習機会の提供	① 公民館等の社会教育施設や地区集会所、隣保館等において、人権及び人権問題についての理解を深めるための多様な学習機会が提供されるよう支援します。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
31	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ア 人権学習の充実	(ｱ) 学習機会の提供	① 公民館等の社会教育施設や地区集会所、隣保館等において、人権及び人権問題についての理解を深めるための多様な学習機会が提供されるよう支援します。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育啓発活動促進事業） 社会教育関係専門職員等研修事業（公民館関係者研修）	100 101

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
32	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ア 人権学習の充実	(ｲ) 学習教材の作成・整備	世代や団体等の対象に応じて人権学習の内容を充実するため、教材の作成・整備や参加型学習プログラムの普及等に取り組みます。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育啓発活動促進事業）	100
33	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ア 人権学習の充実	(ｳ) 多様な体験活動の実施	学校や福祉・環境分野等の機関・団体とも連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動等をはじめ多様な体験活動の機会の提供を支援します。	保健体育課	県スポーツ推進委員協議会事業	98
34	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ア 人権学習の充実	(ｳ) 多様な体験活動の実施	学校や福祉・環境分野等の機関・団体とも連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動等をはじめ多様な体験活動の機会の提供を支援します。	社会教育課	社会教育指導者養成事業（成人教育関係研修、青少年教育関係研修）	99
35	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	イ 人権問題の解決に向けた取組	(ｱ) 人権問題及びその背景にある地域課題の解決	住民自らが、地域が抱える人権問題やその背景にある地域課題を認識し、その解決に向けての取り組むことを支援します。	青少年男女共同参画課 かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	再犯防止推進事業 男女共同参画情報提供事業 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	15 23 26
36	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	イ 人権問題の解決に向けた取組	(ｲ) 人権を侵害されている住民の支援・見守り	家庭内で虐待やDVを受けている人、その他差別や偏見等により生活上の困難を抱えている人を民生委員・児童委員や人権擁護委員をはじめ住民が早期に発見し、支援につなぐとともに、日常的な見守りを行うことを支援します。	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課 男女共同参画室	困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	22
37	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ウ 人権教育の指導者や地域活動のリーダーと実践者の育成	(ｱ) 人権教育の指導者の育成	地域社会において人権教育を担う社会教育関係職員や指導者の資質向上を図るため研修をします。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業）	100

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
38	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	ウ 人権教育の指導者や地域活動のリーダーと実践者の育成	(ｲ) 地域リーダー等の育成	人権の視点に立った地域活動を実践する民生委員・児童委員、人権擁護委員及び自治会等地域コミュニティやNPO等のリーダーの育成を図るため、研修会の充実を図ります。	青少年男女共同参画課 かごしま県民交流センター男女共同参画推進課 男女共同参画室	青少年団体連絡協議会補助事業 男女共同参画社会促進事業 女性のエンパワーメント事業	13 24 27
39	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	エ 市町村や関係機関・団体との連携	－	地域における人権学習の提供や人権問題の解決を支援するに当たって、市町村や民生委員・児童委員、人権擁護委員、自治会等の地域コミュニティ、NPOなど地域の多様な主体と連携を図ります。	青少年男女共同参画課	青少年育成指導事業 企画調整事業（連絡調整事業） 「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」推進事業	11 10 12
40	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(3) 地域社会	エ 市町村や関係機関・団体との連携	－	地域における人権学習の提供や人権問題の解決を支援するに当たって、市町村や民生委員・児童委員、人権擁護委員、自治会等の地域コミュニティ、NPOなど地域の多様な主体と連携を図ります。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	58
41	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(4) 家庭	ア 人権学習の充実機会の提供・充実	－	家庭教育の担い手である保護者に対して、人権について学習する機会や関係する情報を提供するとともに、その充実を図ります。	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	男女共同参画情報提供事業 男女共同参画社会促進事業 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	23 24 26
42	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(4) 家庭	ア 人権学習の充実機会の提供・充実	－	家庭教育の担い手である保護者に対して、人権について学習する機会や関係する情報を提供するとともに、その充実を図ります。	総務福利課	広報活動事業	90
43	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(4) 家庭	ア 人権学習の充実機会の提供・充実	－	家庭教育の担い手である保護者に対して、人権について学習する機会や関係する情報を提供するとともに、その充実を図ります。	社会教育課	地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成）	102
44	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	ア 人権の視点を踏まえた企業活動の促進	－	① 人権の視点を踏まえた企業活動を促進するとともに、それに対して適正な社会的評価が与えられることを支援します。	男女共同参画室 かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	職場におけるジェンダー平等推進事業 女性のエンパワーメント事業 男女共同参画情報提供事業 男女共同参画社会促進事業	20 27 23 24

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
45	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	ア 人権の視点を踏まえた企業活動の促進	―	① 人権の視点を踏まえた企業活動を促進するとともに、それに対して適正な社会的評価が与えられることを支援します。	雇用労政課	子育て応援企業登録事業	71
46	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	ア 人権の視点を踏まえた企業活動の促進	―	② 企業・職場が人権意識の深化を図るために実施する研修等に、研修講師の派遣や情報提供等の支援を行います。	男女共同参画室	職場におけるジェンダー平等推進事業	20
47	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	ア 人権の視点を踏まえた企業活動の促進	―	② 企業・職場が人権意識の深化を図るために実施する研修等に、研修講師の派遣や情報提供等の支援を行います。	高齢者生き生き推進課	認知症研修総合事業	61
48	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	ア 人権の視点を踏まえた企業活動の促進	―	② 企業・職場が人権意識の深化を図るために実施する研修等に、研修講師の派遣や情報提供等の支援を行います。	経営技術課	担い手農家育成研修事業	81
49	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	イ 人権の視点を踏まえた人事管理の促進	―	① 社員等の人材の採用・教育・登用に当たり、差別や偏見のない公正性の確保を促進します。	男女共同参画室	職場におけるジェンダー平等推進事業	20
50	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	イ 人権の視点を踏まえた人事管理の促進	―	② 多様な人が安全に安心して働くための雇用・労働条件、労働安全衛生等の就労環境の整備を促進します。	男女共同参画室	職場におけるジェンダー平等推進事業	20
51	第４章	2 あらゆる場における人権教育・啓発推進	(5) 企業・職場	イ 人権の視点を踏まえた人事管理の促進	―	② 多様な人が安全に安心して働くための雇用・労働条件、労働安全衛生等の就労環境の整備を促進します。	雇用労政課	労使関係近代化促進事業（労働条件実態調査）	72
52	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。	行政経営推進室	職員研修事業	2

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
53	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
54	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	男女共同参画室 かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	配偶者からの暴力対策推進事業 男女共同参画連絡調整事業 職場におけるジェンダー平等推進事業 困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	17 19 20 22
55	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	女性のエンパワーメント事業	27
56	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	58

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
57	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	総務福利課	広報活動事業	90
58	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。	教職員課	人事管理事務事業	91
59	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業） 地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成）	100 102
60	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(1) 行政職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権研修及び人権同和問題研修会の内容の充実や職場研修の充実及び県職員が様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるようその育成に取り組みます。 ・市町村に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	人権同和教育課	人権教育管理費（人権教育対策） 人権教育研修事業（人権教育研修） 人権教育推進事業（人権教育の充実）	103 105 106
61	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(2) 教職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に対する正しい知識と人権尊重について高い認識を持つ教職員を育成する研修を職階に応じて実施します。	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	26

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
62	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(2) 教職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に対する正しい知識と人権尊重について高い認識を持つ教職員を育成する研修を職階に応じて実施します。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
63	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(2) 教職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に対する正しい知識と人権尊重について高い認識を持つ教職員を育成する研修を職階に応じて実施します。	総務福利課	広報活動事業	90
64	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(2) 教職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に対する正しい知識と人権尊重について高い認識を持つ教職員を育成する研修を職階に応じて実施します。	教職員課	人事管理事務事業	91
65	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(2) 教職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に対する正しい知識と人権尊重について高い認識を持つ教職員を育成する研修を職階に応じて実施します。	人権同和教育課	人権教育研修事業（教職員等研修会） 人権教育研修事業（人権教育研修） 人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育推進事業（教育センター人権教育講座） 人権教育推進事業（人権教育管理職研修会）	104 105 106 108 109
66	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
67	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	－	－	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	男女共同参画室	配偶者からの暴力対策推進事業 男女共同参画連絡調整事業 職場におけるジェンダー平等推進事業	17 19 20

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
68	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	警務課	職務倫理教養の徹底 人権に配意した警察活動の推進事業（職務倫理教養の徹底） 国際化対策事業	115 112 114
69	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	監察課	改革推進事業	124
70	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	人身安全・少年課	少年非行・犯罪被害防止対策事業 女性被害者等保護総合対策事業	117 119
71	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	捜査第一課	女性被害者等保護総合対策事業	120
72	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	総務課	被害者支援等対策事業	121
73	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(3) 警察職員	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施します。	留置管理課	人権に配意した警察活動の推進事業（被留置者に対する適法かつ適正な処遇の確保）	123
74	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(4) 消防職員	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・消防学校における人権研修及び市町村等における消防職員に対する人権研修の充実を支援します。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
75	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(5) 医療・保健関係者	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・医療・福祉関係者の人権意識の高揚に向けた積極的な取組が行われるよう必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
76	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(5) 医療・保健関係者	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・医療・福祉関係者の人権意識の高揚に向けた積極的な取組が行われるよう必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣を行います。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	58
77	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(6) 福祉関係者	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に関する研修の実施や必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
78	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(6) 福祉関係者	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に関する研修の実施や必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。	子育て支援課	子ども・子育て支援総合対策事業 （保育所特別保育等研修事業）	64
79	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(6) 福祉関係者	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に関する研修の実施や必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。	男女共同参画室	配偶者からの暴力対策推進事業 困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	17 22
80	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(6) 福祉関係者	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に関する研修の実施や必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。	高齢者生き生き推進課	認知症研修総合事業	61
81	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(6) 福祉関係者	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・人権に関する研修の実施や必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	58
82	第４章	3 特定職業従事者に対する研修等の推進	(7) マスメディア関係者	―	―	各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。 ・要請に応じて、情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
83	第４章	4 人材育成	－	－	－	・住民の人権意識の醸成と人権問題の解決に向けた実践に取り組むために必要な研修等を実施するとともに、参考となる情報の提供を行います。 ・各分野の施策において実施される各研修等を通じて、職場の研修指導者等を育成します。 ・姿勢や行動に表れるような人権感覚を身につけることができる学習プログラムを実施するとともに、その普及を図ります。 ・育成された人材が人権教育・啓発の担い手として、地域や職場で学んだ情報を共有できるように支援します。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	男女共同参画社会促進事業 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	24 26
84	第４章	4 人材育成	－	－	－	・住民の人権意識の醸成と人権問題の解決に向けた実践に取り組むために必要な研修等を実施するとともに、参考となる情報の提供を行います。 ・各分野の施策において実施される各研修等を通じて、職場の研修指導者等を育成します。 ・姿勢や行動に表れるような人権感覚を身につけることができる学習プログラムを実施するとともに、その普及を図ります。 ・育成された人材が人権教育・啓発の担い手として、地域や職場で学んだ情報を共有できるように支援します。	社会教育課	社会教育指導者養成事業（成人教育関係研修、青少年教育関係研修） 地域で支える家庭教育推進事業（推進体制の整備、家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成）	99 102
85	第４章	4 人材育成	－	－	－	・住民の人権意識の醸成と人権問題の解決に向けた実践に取り組むために必要な研修等を実施するとともに、参考となる情報の提供を行います。 ・各分野の施策において実施される各研修等を通じて、職場の研修指導者等を育成します。 ・姿勢や行動に表れるような人権感覚を身につけることができる学習プログラムを実施するとともに、その普及を図ります。 ・育成された人材が人権教育・啓発の担い手として、地域や職場で学んだ情報を共有できるように支援します。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実）	106
86	第４章	5 総合的・効果的な手法	(1) 人材教育の教材・プログラム・学習方法の開発・整備・充実	－	－	・対象者の発達段階や知識習熟度に応じた効果的な学習教材やプログラム等の開発に取り組みます。 ・対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れ、県民にとって身近な問題として親和性が高い内容となるよう工夫します。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育啓発活動促進事業） 地域で支える家庭教育推進事業（推進体制の整備、家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成）	100 102

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第４章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	細目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
87	第４章	5 総合的・効果的な手法	(1) 人材教育の教材・プログラム・学習方法の開発・整備・充実	－	－	・対象者の発達段階や知識習熟度に応じた効果的な学習教材やプログラム等の開発に取り組みます。 ・対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れ、県民にとって身近な問題として親和性が高い内容となるよう工夫します。	人権同和教育課	人権教育研修事業（教職員等研修会） 人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育推進事業（教育センター人権教育講座） 人権教育推進事業（人権教育管理職研修会） 人権教育推進事業（人権教育研究助成事業） 人権教育開発事業	104 106 108 109 110 111
88	第４章	5 総合的・効果的な手法	(2) 人権啓発の内容・方法・情報提供の充実	－	－	・人権啓発については、対象者が理解しやすく、また、興味や関心を持てるものとするとともに、人権問題を「我が事」として受けとめ、その解決に向けた行動に結びつくように効果的な内容や方法の充実を図ります。 ・広く県民が触れたり、アクセスできたりするように、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを積極的に活用します。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	58
89	第４章	5 総合的・効果的な手法	(2) 人権啓発の内容・方法・情報提供の充実	－	－	・人権啓発については、対象者が理解しやすく、また、興味や関心を持てるものとするとともに、人権問題を「我が事」として受けとめ、その解決に向けた行動に結びつくように効果的な内容や方法の充実を図ります。 ・広く県民が触れたり、アクセスできたりするように、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを積極的に活用します。	総務福利課	広報活動事業	90
90	第４章	5 総合的・効果的な手法	(2) 人権啓発の内容・方法・情報提供の充実	－	－	・人権啓発については、対象者が理解しやすく、また、興味や関心を持てるものとするとともに、人権問題を「我が事」として受けとめ、その解決に向けた行動に結びつくように効果的な内容や方法の充実を図ります。 ・広く県民が触れたり、アクセスできたりするように、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを積極的に活用します。	社会教育課	社会教育指導者養成事業（成人教育関係研修、青少年教育関係研修） 人権教育啓発事業（人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業） 地域で支える家庭教育推進事業（推進体制の整備、家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成）	99 100 102
91	第４章	5 総合的・効果的な手法	(2) 人権啓発の内容・方法・情報提供の充実	－	－	・人権啓発については、対象者が理解しやすく、また、興味や関心を持てるものとするとともに、人権問題を「我が事」として受けとめ、その解決に向けた行動に結びつくように効果的な内容や方法の充実を図ります。 ・広く県民が触れたり、アクセスできたりするように、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを積極的に活用します。	人権同和教育課	人権教育研修事業（教職員等研修会） 人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育推進事業（教育センター人権教育講座） 人権教育推進事業（人権教育管理職研修会） 人権教育推進事業（人権教育研究助成事業） 人権教育開発事業	104 106 108 109 110 111

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
1	第５章	１女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ア 固定的性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消	① 男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消に向け、あらゆる機会をとらえた啓発を推進します。	男女共同参画室	地域におけるジェンダー平等推進事業 男女共同参画連絡調整事業	16 19
2	第５章	１女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ア 固定的性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消	① 男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消に向け、あらゆる機会をとらえた啓発を推進します。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業） 地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成）	100 102
3	第５章	１女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ア 固定的性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消	① 男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消に向け、あらゆる機会をとらえた啓発を推進します。	人身安全・少年課	女性被害者等保護総合対策事業	119
4	第５章	１女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ア 固定的性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消	② 男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす制度や慣行の見直しを行います。	人事課	政策・方針決定過程への女性の参画の推進	1
5	第５章	１女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ア 固定的性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消	② 男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす制度や慣行の見直しを行います。	男女共同参画室	地域におけるジェンダー平等推進事業	16
6	第６章	１女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ア 固定的性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消	① 男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消に向け、あらゆる機会をとらえた啓発を推進します。	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	男女共同参画情報提供事業	23

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
7	第５章	１ 女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	イ 男女平等教育、男女共同参画に関する学習の提供	子どもをはじめ誰もが、男女共同参画の学びを通して人権意識や男女平等意識を醸成し、自己形成の基盤である自己肯定感や自尊感情を育み、多様な生き方や働き方を選択する力を身につけるための教育を実践します。	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	26
8	第５章	１ 女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	イ 男女平等教育、男女共同参画に関する学習の提供	子どもをはじめ誰もが、男女共同参画の学びを通して人権意識や男女平等意識を醸成し、自己形成の基盤である自己肯定感や自尊感情を育み、多様な生き方や働き方を選択する力を身につけるための教育を実践します。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育開発事業	106 111
9	第５章	１ 女性	① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進	ウ 広報・出版物、メディアにおける男女共同参画の視点に立った取組	① 公的広報・出版物等においては、女性の人権尊重を含む男女共同参画の視点に立った表現を行い、メディアに対しては、その視点への配慮を働きかけます。	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	男女共同参画社会促進事業	24
10	第５章	１ 女性	② 女性に対するあらゆる暴力の根絶	ア 暴力根絶のための教育・啓発	① 学校、地域、家庭、職場において、女性に対する暴力の背景にある固定的性別役割分担意識や男女格差、女性性別の意識等の社会構造上の問題を理解し、暴力を許さない意識の醸成を図る教育・啓発を行います。	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課 男女共同参画室	配偶者等からの暴力対策推進事業	17
11	第５章	１ 女性	② 女性に対するあらゆる暴力の根絶	ア 暴力根絶のための教育・啓発	① 学校、地域、家庭、職場において、女性に対する暴力の背景にある固定的性別役割分担意識や男女格差、女性性別の意識等の社会構造上の問題を理解し、暴力を許さない意識の醸成を図る教育・啓発を行います。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業） 地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育支援に関する人材の養成）	100 102

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
12	第５章	１ 女性	② 女性に対するあらゆる暴力の根絶	ア 暴力根絶のための教育・啓発	② 特に若年層の理解が広まるよう、学校において交際中の男女間の暴力（デートＤＶ）の防止等に向けた啓発を行います。	男女共同参画室 かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	配偶者等からの暴力対策推進事業 男女共同参画社会促進事業	17 24
13	第５章	１ 女性	② 女性に対するあらゆる暴力の根絶	イ 暴力の被害者を生まない取組	職場におけるセクハラやマタハラの防止対策や、地域におけるＤＶ及び性犯罪の防止のための見守り活動と環境づくりを促進します。	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	男女共同参画社会促進事業	24
14	第５章	１ 女性	② 女性に対するあらゆる暴力の根絶	エ 被害者の早期発見、適切な保護・支援	県や市町村、関係民間団体等で構成する支援調整会議等を通じて、相互連携の強化を図るとともに、アウトリーチによる早期把握や配偶者暴力相談支援センターによる相談対応、女性相談支援センターによる一時保護、民間シェルターなど各種支援策の検討を行い、周知啓発や相談体制の充実・強化など、女性が相談しやすい環境整備に努めつつ、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援に取り組みます。	男女共同参画室	困難な問題を抱える女性支援調整会議運営事業	29
15	第５章	１ 女性	② 女性に対するあらゆる暴力の根絶	ウ 犯罪となる暴力の厳正な取締り	警察において、ＤＶやストーカー行為、性犯罪、売売春等の暴力について、厳正な取締りを行うとともに、被害者の相談対応や保護を行います。	人身安全・少年課	女性被害者等保護総合対策事業	119
16	第５章	１ 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	男女共同参画室	職場におけるジェンダー平等推進事業	20

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
17	第５章	１ 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	森林経営課	林業就業相談窓口の設置	40
18	第５章	１ 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	雇用労政課	子育て応援企業登録事業	71
19	第５章	１ 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	教職員課	人事管理事務事業	91
20	第５章	１ 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課 男女共同参画室	女性のエンパワーメント事業	27
21	第５章	１ 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	雇用労政課	雇用セーフティネット対策事業（母子家庭の母等を対象とした職業訓練）	73

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
22	第５章	１ 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	イ 地域における慣行等の見直しと女性参画の促進	固定的性別役割分担意識を助長したり、性別による機会の不平等をもたらしている地域における慣行等の点検・見直しを進めるとともに、地域づくりに男女共同参画の視点を立てて、女性の参画を進めるため、地域における男女共同参画に関する啓発を推進します。	男女共同参画室 かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	地域におけるジェンダー平等推進事業 男女共同参画社会促進事業 女性のエンパワーメント事業	16 24 27
23	第５章	１ 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ア 男女に平等な就業環境づくり	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。	水産振興課	漁業生産の担い手育成確保事業	80
24	第５章	１ 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ウ 政策・方針決定過程への女性の参画促進	行政、教育機関、事業所、その他各種機関・団体等に対して、女性が政策・方針決定過程に参画するなど、あらゆる分野で能力を発揮することの必要性について認識を深める啓発を行います。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課 男女共同参画室	地域におけるジェンダー平等推進事業 男女共同参画連絡調整事業 職場におけるジェンダー平等推進事業 女性のエンパワーメント事業	16 19 20 27
25	第５章	１ 女性	③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進	ウ 政策・方針決定過程への女性の参画促進	行政、教育機関、事業所、その他各種機関・団体等に対して、女性が政策・方針決定過程に参画するなど、あらゆる分野で能力を発揮することの必要性について認識を深める啓発を行います。	雇用労政課	労使関係近代化促進事業（労働条件実態調査）	72
26	第５章	１ 女性	④ 相談支援体制の充実	－	性別に起因する問題や悩みを抱える人の相談に、人権の視点で適切に対応し、一人ひとりの状況に応じた必要な支援を行うため、相談員の育成や関係機関・団体との連携強化等による相談支援体制の充実を図ります。	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	男女共同参画相談事業	28

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
27	第５章	2 子ども	① 子どもが安全・安心に暮らせる地域社会づくり	ア 安全・安心なまちづくりの推進	① 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、施設等の環境整備を行うとともに、交通安全や防犯等の教育・広報啓発の推進と地域ぐるみで子どもを見守る活動の促進を図ります。	青少年男女共同参画課	青少年団体連絡協議会補助事業	13
28	第５章	2 子ども	① 子どもが安全・安心に暮らせる地域社会づくり	イ 子どもを安心して産み育てられるための支援	① 子どもが家庭において安心・安全を確保されて、健やかに成長するため、子どもが育つ家庭見守り、必要な支援を行います。	子ども政策課	ファミリーサポートセンターの設置促進	63
29	第５章	2 子ども	① 子どもが安全・安心に暮らせる地域社会づくり	イ 子どもを安心して産み育てられるための支援	① 子どもが家庭において安心・安全を確保されて、健やかに成長するため、子どもが育つ家庭見守り、必要な支援を行います。	社会教育課	地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成）	102
30	第５章	2 子ども	② 子どもの人権を保障する教育・啓発活動の推進	－	① すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会や媒体を活用した啓発活動を推進します。	総務福利課	広報活動事業	90
31	第５章	2 子ども	② 子どもの人権を保障する教育・啓発活動の推進	－	① すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会や媒体を活用した啓発活動を推進します。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実）	106
32	第５章	2 子ども	② 子どもの人権を保障する教育・啓発活動の推進	－	② 子どもの自他の人権を尊重する態度や行動力を育成するため、教職員に人権教育の理念を浸透させる研修等の取組を行います。	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	26
33	第５章	2 子ども	② 子どもの人権を保障する教育・啓発活動の推進	－	② 子どもの自他の人権を尊重する態度や行動力を育成するため、教職員に人権教育の理念を浸透させる研修等の取組を行います。	子育て支援課	子ども・子育て支援総合対策事業（保育所特別保育等研修）	64

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
34	第５章	2 子ども	② 子どもの人権を保障する教育・啓発活動の推進	－	② 子どもの自他の人権を尊重する態度や行動力を育成するため、教職員に人権教育の理念を浸透させる研修等の取組を行います。	人権同和教育課	人権教育管理費（人権教育対策） 人権教育研修事業（教職員等研修会） 人権教育研修事業（人権教育研修） 人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育推進事業（教育センター人権教育講座） 人権教育推進事業（人権教育管理職研修会） 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 111
35	第５章	2 子ども	② 子どもの人権を保障する教育・啓発活動の推進	－	③ 子どもが虐待やいじめ、体罰等の暴力や性的被害を受けた時、又は受ける恐れがある時に、それらの責任は自分にないことを理解し、身近な人に相談するなどの自分の心と体を守るための行動を取ることができるよう、家庭や教育ゲバ等における幼少期からの発達段階に応じた教育を促進します。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育開発事業	106 111
36	第５章	2 子ども	③ 児童虐待防止対策の推進	ア 児童虐待の発生予防・早期発見	① 児童虐待の発生予防や早期発見のため、妊娠・出産、育児に不安や困難を抱える家族に対し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援する体制の強化を図ります。	子ども福祉課	児童虐待防止対策関連の事業	65
37	第５章	2 子ども	③ 児童虐待防止対策の推進	ア 児童虐待の発生予防・早期発見	② 児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９（いちはやく）」の周知などの児童虐待に関する広報啓発活動を通じて、児童虐待防止への県民の関心を喚起し、地域全体で子どもを見守る気運を醸成します。	子ども福祉課	児童虐待防止対策関連の事業	65
38	第５章	2 子ども	③ 児童虐待防止対策の推進	イ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応	① 児童相談所の体制の更なる充実と、県民にとって身近な相談窓口である市町村をはじめ各関係機関との連携強化を図ります。	子ども福祉課	児童虐待防止対策関連の事業	65

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
39	第５章	2 子ども	③ 児童虐待防止対策の推進	イ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応	② 虐待を受けた子どもの一時保護を行う場合、適切な環境での保護を図ります。	子ども福祉課	児童虐待防止対策関連の事業	65
40	第５章	2 子ども	④ いじめ、暴力行為、体罰の根絶	－	① 子ども間のいじめや暴力行為については、「鹿児島県いじめ防止基本方針」等に基づき、未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。	義務教育課	生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	96
41	第５章	2 子ども	④ いじめ、暴力行為、体罰の根絶	－	② 専門的な知識や経験を有する臨床心理士や大学教授等の生徒指導アドバイザーを学校に派遣し、教職員及びＰＴＡの研修や生徒指導体制に関する助言等の支援を行います。	義務教育課	生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	96
42	第５章	2 子ども	④ いじめ、暴力行為、体罰の根絶	－	③ 少年サポートセンターの「ヤングテレホン」や中央児童相談所の「子ども・家庭110番」、県総合教育センターの「かごしま教育ホットライン24」などの電話相談やＳＮＳを活用した相談など、子どもが相談しやすい体制の充実を図ります。	義務教育課	かごしま教育ホットライン24 生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	95 96
43	第５章	2 子ども	④ いじめ、暴力行為、体罰の根絶	－	③ 少年サポートセンターの「ヤングテレホン」や中央児童相談所の「子ども・家庭110番」、県総合教育センターの「かごしま教育ホットライン24」などの電話相談やＳＮＳを活用した相談など、子どもが相談しやすい体制の充実を図ります。	人身安全・少年課（少年サポート係・企画係）	少年非行・犯罪被害防止対策事業	117
44	第５章	2 子ども	④ いじめ、暴力行為、体罰の根絶	－	④ インターネットへの不適切な書き込みや画像を監視する学校ネットパトロールを行います。	義務教育課	生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	96

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
45	第５章	2 子ども	④ いじめ、暴力行為、体罰の根絶	－	⑤ 体罰の根絶に向けて、教職員への指導の徹底と研修の充実を図ります。	教職員課	人事管理事務事業	91
46	第５章	2 子ども	⑤ 性的被害や有害情報から子どもを守る対策	－	① 県青少年保護育成条例に基づき、児童ポルノ自画撮り被害防止とインターネット利用の際のフィルタリングの利用促進を図ります。	青少年男女共同参画課	青少年環境づくり推進事業	14
47	第５章	2 子ども	⑥ 不登校の子どもへの支援	ア 相談体制の充実	不登校の子どもやその家族の不安や悩みに適切に対応できるように、学校にスクールカウンセラーを配置するなど教育相談機能を強化するとともに、総合教育センターにおける教育相談や、かごしま子ども・若者総合相談センターにおける相談の充実を図ります。	子ども福祉課	若者自立支援対策推進事業	66
48	第５章	2 子ども	⑥ 不登校の子どもへの支援	ア 相談体制の充実	不登校の子どもやその家族の不安や悩みに適切に対応できるように、学校にスクールカウンセラーを配置するなど教育相談機能を強化するとともに、総合教育センターにおける教育相談や、かごしま子ども・若者総合相談センターにおける相談の充実を図ります。	義務教育課	生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	96
49	第５章	2 子ども	⑥ 不登校の子どもへの支援	イ 学習機会の確保	① 家庭や地域、教育支援センター（適応指導教室）等の関係団体と連携した各市町村教育委員会及び学校の取組を支援し、子どもの学ぶ環境の整備を図ります。	義務教育課	生徒指導対策総合推進事業 ※事業は高校教育課	96

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
50	第５章	2 子ども	⑥ 不登校の子どもへの支援	―	② フリースクールなどを運営するＮＰＯ等や地域の関係者、かごしま子ども・若者総合相談センター等の関係機関が連携し、不登校の子どもの教育機会や居場所を確保するとともに、きめ細かな支援を行います。	子ども福祉課	若者自立支援対策推進事業	66
51	第５章	3 高齢者	① 高齢者を取り巻く環境整備	ア 包括的支援	② 認知症の人が尊厳を保ち穏やかな生活を送り、その家族も安心して生活することができるために、介護や医療、生活のサービス提供等の支援及び地域における見守り環境づくりを行います。	高齢者生き生き推進課	認知症理解普及促進事業 認知症研修総合事業	62 61
52	第５章	3 高齢者	① 高齢者を取り巻く環境整備	イ バリアフリーの推進	市町村と連携し、道路や公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、事業者等の理解と協力を得ながら、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港ターミナル等のバリアフリー化を促進します。	道路維持課	人にやさしい道づくり事業	83
53	第５章	3 高齢者	① 高齢者を取り巻く環境整備	ウ 消費生活の安定・向上	① 高齢者の安心・安全な消費生活を確保するため、県及び市町村の消費生活センター等における相談体制の整備を図るとともに、消費生活に関する広報啓発を行います。	消費者行政推進室	消費者行政活性化事業（ﾏｲﾗｲﾌかごしま） （県消費者安全確保地域協議会の取組） 消費生活センター管理事業 大島消費生活相談所管理事業	35 36 37 38
54	第５章	3 高齢者	① 高齢者を取り巻く環境整備	ウ 消費生活の安定・向上	② 高齢者の消費被害を未然に防止するため、地域における見守り体制の充実強化を図ります。	消費者行政推進室	消費者行政活性化事業（ﾏｲﾗｲﾌかごしま） （県消費者安全確保地域協議会の取組） 消費生活センター管理事業 大島消費生活相談所管理事業	35 36 37 38
55	第５章	3 高齢者	② 高齢者の人権を尊重する教育・啓発活動の推進	―	① 高齢者の人権を尊重し、その人権を侵害する行為を防止するため、高齢者の人権について理解を深めるための啓発を行います。	高齢者生き生き推進課	老人の日記念事業	60

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
56	第５章	3 高齢者	② 高齢者の人権を尊重する教育・啓発活動の推進	－	① 高齢者の人権を尊重し、その人権を侵害する行為を防止するため、高齢者の人権について理解を深めるための啓発を行います。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業） 社会教育関係専門職員等研修事業（公民館関係者研修）	100 101
57	第５章	3 高齢者	② 高齢者の人権を尊重する教育・啓発活動の推進	－	① 高齢者の人権を尊重し、その人権を侵害する行為を防止するため、高齢者の人権について理解を深めるための啓発を行います。	人権同和教育課	人権教育管理費（人権教育対策） 人権教育研修事業（教職員等研修会） 人権教育研修事業（人権教育研修） 人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育推進事業（教育センター人権教育講座） 人権教育推進事業（人権教育管理職研修会） 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 111
58	第５章	3 高齢者	② 高齢者の人権を尊重する教育・啓発活動の推進	－	② 学校等や地域において、子どもが高齢者と交流し、高齢者の知識や経験から学ぶことを通じて、子どもの高齢者に対する敬意の念を育みます。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育開発事業	106 111
59	第５章	3 高齢者	③ 高齢者虐待防止体制の充実	－	① 虐待の相談、通報窓口の対応力の向上を図るために、市町村や地域包括支援センター等の職員を対象とした研修を実施します。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	58
60	第５章	3 高齢者	③ 高齢者虐待防止体制の充実	－	② 施設における高齢者虐待を防止するため、有料老人ホームや介護老人福祉施設等の要介護施設等において、権利擁護の取組を指導する立場の介護職員や看護職員を養成する研修組織体制の整備を促進します。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	58
61	第５章	3 高齢者	③ 高齢者虐待防止体制の充実	－	③ ホームページや広報誌、リーフレットなどを活用し、県民を対象とした高齢者虐待防止に関する普及啓発を図ります。	介護保険室	高齢者虐待防止推進事業	58

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
62	第５章	3 高齢者	⑥ 高齢者の就労や社会参加の機会の確保	－	① 事業所における高齢者の雇用機会の拡大や市町村のシルバー人材センター等による就業機会の確保の促進を図ります。	雇用労政課	労使関係近代化促進事業（労働条件実態調査） 高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業の発展・拡充及び高齢者の雇用促進対策）	72 74
63	第５章	3 高齢者	⑥ 高齢者の就労や社会参加の機会の確保	－	② ボランティア活動や地域づくり活動、子ども達との世代間交流、高齢者同士の交流を通じて、高齢者の出番と居場所の創出及び生きがいづくりを促進します。	高齢者生き生き推進課	高齢者元気度アップ地域活性化事業	59
64	第５章	4 障害者	① 障害のある人もない人も共に暮らしやすい環境整備	－	① 障害のある人が安心して暮らすことができ、生涯を通じ、かつライフステージに応じて、社会、経済、文化等のあらゆる分野に参加し、活動できるために施設のバリアフリー化や制度の整備、意識醸成などの社会環境づくりを進めます。	障害者支援室	福祉のまちづくり推進事業	57
65	第５章	4 障害者	② 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進	－	① 障害及び障害のある人に対する正しい理解・知識の普及・啓発を推進します。	障害福祉課	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業 世界自閉症啓発デー事業	47 49
66	第５章	4 障害者	② 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進	－	① 障害及び障害のある人に対する正しい理解・知識の普及・啓発を推進します。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育啓発活動促進事業） 社会教育関係専門職員等研修事業（公民館関係者研修） 地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育に関する学習機会の充実、家庭教育支援に関する人材の養成）	100 101 102

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
67	第５章	4 障害者	② 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進	－	① 障害及び障害のある人に対する正しい理解・知識の普及・啓発を推進します。	人権同和教育課	人権教育管理費（人権教育対策） 人権教育研修事業（教職員等研修会） 人権教育研修事業（人権教育研修） 人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育推進事業（教育センター人権教育講座） 人権教育推進事業（人権教育管理職研修会） 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 111
68	第５章	4 障害者	② 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進	－	① 障害及び障害のある人に対する正しい理解・知識の普及・啓発を推進します。	障害者支援室	かごしま県民手話言語普及等推進事業（手話講座等開催事業）	50
69	第５章	4 障害者	② 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進	－	② 障害の有無に関わらず、誰もが相互理解を深め、思いやりの心を育むための文化・芸術やスポーツを通じた交流を推進します。	障害者支援室	社会参加促進事業 障害者芸術文化活動支援事業	53 55
70	第５章	4 障害者	③ 障害のある人への虐待防止と権利擁護	－	① 障害のある人への権利を擁護するため、成年後見人制度の利用促進等に取り組みます。	障害者支援室	市町村地域生活支援事業	52
71	第５章	4 障害者	③ 障害のある人への虐待防止と権利擁護	－	② 障害のある人への虐待を防止するための意識啓発を推進し、虐待の未然防止や早期発見に取り組みます。	障害福祉課	障害者虐待防止対策事業	48
72	第５章	4 障害者	③ 障害のある人への虐待防止と権利擁護	－	③ 障害者施設職員に対して、虐待防止と権利擁護のための研修を行います。	障害福祉課	障害者虐待防止対策事業	48

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
73	第５章	4 障害者	④ 障害のある人の社会参加の支援	－	① 障害のある人が参加する多様な交流の機会や場を創出します。	障害者支援室	障害者保健福祉大会開催事業	56
74	第５章	4 障害者	④ 障害のある人の社会参加の支援	－	② 障害者スポーツを普及・振興するとともに、障害のある人の文化芸術活動を推進します。	障害者支援室	障害者スポーツ振興事業 障害者芸術文化活動支援事業	54 55
75	第５章	4 障害者	④ 障害のある人の社会参加の支援	－	③ 事業所における障害に応じた雇用機会の創出・拡大を促進するとともに、障害のある人の事業所とのマッチングや就労継続、就業能力の向上等の就業支援を行います。	雇用労政課	障害者職業能力開発校費（訓練費）	76
76	第５章	4 障害者	④ 障害のある人の社会参加の支援	－	③ 事業所における障害に応じた雇用機会の創出・拡大を促進するとともに、障害のある人の事業所とのマッチングや就労継続、就業能力の向上等の就業支援を行います。	雇用労政課	障害者雇用促進事業	78
77	第５章	4 障害者	④ 障害のある人の社会参加の支援	－	③ 事業所における障害に応じた雇用機会の創出・拡大を促進するとともに、障害のある人の事業所とのマッチングや就労継続、就業能力の向上等の就業支援を行います。	監理課	一般競争入札（総合評価落札方式）における障害者雇用の評価	82
78	第５章	4 障害者	④ 障害のある人の社会参加の支援	－	③ 事業所における障害に応じた雇用機会の創出・拡大を促進するとともに、障害のある人の事業所とのマッチングや就労継続、就業能力の向上等の就業支援を行います。	監理課	建設工事入札参加資格における障害者雇用の評価	84
79	第５章	4 障害者	④ 障害のある人の社会参加の支援	－	⑤ 障害や疾病などがあるものの外見から援助等が必要なことが分からない人が配慮や支援を受けやすくなるよう「ヘルプカード」を配布します。	障害者支援室	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	51

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
80	第５章	5 同和問題	① 同和問題（部落差別）についての正しい理解を促進する教育・啓発の推進	ア 学校における教育・啓発	児童生徒が同和問題（部落差別）を正しく理解するため、すべての学校で教職員の理解促進と資質向上を図るとともに、教科書記述に基づいた教育内容の充実を図ります。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
81	第５章	5 同和問題	① 同和問題（部落差別）についての正しい理解を促進する教育・啓発の推進	ア 学校における教育・啓発	児童生徒が同和問題（部落差別）を正しく理解するため、すべての学校で教職員の理解促進と資質向上を図るとともに、教科書記述に基づいた教育内容の充実を図ります。	人権同和教育課	人権教育管理費（人権教育対策） 人権教育研修事業（教職員等研修会） 人権教育研修事業（人権教育研修） 人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育推進事業（教育センター人権教育講座） 人権教育推進事業（人権教育管理職研修会） 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 111
82	第５章	5 同和問題	① 同和問題（部落差別）についての正しい理解を促進する教育・啓発の推進	イ 県民一人ひとりに向けた取組	同和問題について、県民一人ひとりが正しい理解を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、地域や企業・職場等のあらゆる機会を通じて啓発活動に取り組みます。	人権同和対策課	人権啓発推進事業	4
83	第５章	5 同和問題	① 同和問題（部落差別）についての正しい理解を促進する教育・啓発の推進	イ 県民一人ひとりに向けた取組	同和問題について、県民一人ひとりが正しい理解を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、地域や企業・職場等のあらゆる機会を通じて啓発活動に取り組みます。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業） 社会教育関係専門職員等研修事業（公民館関係者研修）	100 101
84	第５章	5 同和問題	② 隣保館の活用・活動の促進	－	設置主体である市町村と連携を図り、隣保館が福祉の向上や住民交流の拠点、相談対応等の機能を十分発揮し、幅広く活用され、積極的な人権教育・啓発活動が推進されるように支援します。	人権同和対策課	人権啓発交流等事業	6

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
85	第５章	5 同和問題	③ 企業における取組促進	ア 公正な採用選考・人事管理	差別や偏見のない人権に配慮した公正な社員の採用や選考、人事管理が行われるよう、県人権同和問題啓発推進協議会や商工会議所・商工会等の関係機関・団体との連携の下に、啓発活動を推進します。	人権同和対策課	（県人権同和問題啓発推進協議会）	7
86	第５章	5 同和問題	③ 企業における取組促進	ア 公正な採用選考・人事管理	差別や偏見のない人権に配慮した公正な社員の採用や選考、人事管理が行われるよう、県人権同和問題啓発推進協議会や商工会議所・商工会等の関係機関・団体との連携の下に、啓発活動を推進します。	雇用労政課	労使関係近代化促進事業（労働条件実態調査）	72
87	第５章	5 同和問題	③ 企業における取組促進	イ 同和問題（部落差別）に係る人権・個人情報に配慮した経済活動	企業の人事管理や経済活動が、同和問題（部落差別）に係る誤った理解や情報等に基づき行われることがないように、企業の人事担当者をはじめ、広く社員・従業員等を対象とした研修の実施を促進し、講師の派遣等による支援を行います。	人権同和対策課	（県人権同和問題啓発推進協議会）	7
88	第５章	5 同和問題	⑤ インターネット上の差別事象への対応	－	① インターネットを利用した差別情報等の掲載、結婚や就職等における差別、差別的落書き等の差別事象については、鹿児島地方法務局や市町村等関係機関・団体と緊密に連携しながら、適切な解決を図ります。	人権同和対策課	（県市町村人権同和行政主管課長等会議） インターネットモニタリング実施事業	8 9
89	第５章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	ア 文化や習慣、価値観の多様性を尊重する教育・啓発の推進	① 学校教育において、外国語教育や総合的な学習の時間、道徳教育等の教育活動全体を通じて、様々な文化の持つ多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生等の考えを深める取組を進めます。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育開発事業	106 111

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
90	第５章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	ア 文化や習慣、価値観の多様性を尊重する教育・啓発の推進	② （公財）鹿児島県国際交流協会をはじめ、県内国際交流団体と連携・協力して、言語や宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成ための取組を進めます。	くらし共生協働課 国際戦略課	多文化共生推進事業 国際交流プラザ設置事業	32 39
91	第５章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	イ 相互理解のための異文化交流の推進	① 日本人と外国人がお互いの文化的差異を認め合いながら共生できるように、相互理解のための異文化交流を推進します。	くらし共生協働課 国際戦略課	多文化共生推進事業 国際交流プラザ設置事業	32 39
92	第５章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	イ 相互理解のための異文化交流の推進	② 多くの外国人が県内各地で活躍できるように、日本語教育人材や災害時外国人支援ボランティアの養成のほか、外国人に対する日本語・日本文化等理解講座の開催等の取組を行います。	くらし共生協働課	多文化共生推進事業	32
93	第５章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	イ 相互理解のための異文化交流の推進	③ やさしい日本語講師や多文化共生アドバイザー、海外の文化を教える講師を市町村や自治会等への派遣するなどして、外国人の持つ多様性への理解を深めるとともに、それぞれの文化的な違いを尊重しながら、日本人と外国人が共生する地域づくりに取り組みます。	くらし共生協働課	多文化共生推進事業 多文化共生の地域づくり事業	32 33
94	第５章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	イ 相互理解のための異文化交流の推進	② 地域社会において、外国人住民の地域行事や防災訓練等への参加を通してお互いの理解を深め、外国人住民も地域の重要な担い手であるという意識を共有することを促進します。	くらし共生協働課 国際戦略課	多文化共生推進事業 多文化共生の地域づくり事業 国際交流プラザ設置事業	32 33 39
95	第５章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	イ 相互理解のための異文化交流の推進	外国人材の安定的な受入れや定着を図るため、県内企業等が行う職場の受入体制整備、外国人材と地域住民との交流等の取組を支援する。	外国人材政策推進課	外国人材受入環境整備支援事業	68

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
96	第５章	6 外国人	① 多文化共生社会の推進	イ 相互理解のための異文化交流の推進	県内で活躍するベトナム人技能実習生等に、テト（旧正月）を祝い、故郷を懐かしむための機会を提供するとともに、在住ベトナム人に対する県民の理解を促すため、「テト（旧正月）フェスタ」を開催する。	外国人材政策推進課	ベトナム人材受入・交流促進事業 （ベトナム・テトフェスタの開催）	69
97	第５章	6 外国人	② 外国人に対する生活・教育支援	イ 防災対策の強化	外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供を平常時から行うとともに、避難所や土砂災害危険箇所等の表示板等の多言語化を促進します。	危機管理防災課 （国際戦略課） （くらし共生協働課） （砂防課）	県総合防災訓練（外国人の避難所受け入れ）	86
98	第５章	6 外国人	② 外国人に対する生活・教育支援	エ 相談支援体制の充実	県が設置する外国人総合相談窓口で生活相談や情報提供を行うとともに、法務省が設置する外国人権相談ダイヤルの周知を図ります。	くらし共生協働課	外国人総合相談窓口運営事業 ※「法務省が設置する～」は他課事業	34
99	第５章	6 外国人	② 外国人に対する生活・教育支援	エ 相談支援体制の充実	県が設置する外国人総合相談窓口で生活相談や情報提供を行うとともに、法務省が設置する外国人権相談ダイヤルの周知を図ります。	くらし共生協働課	外国人総合相談窓口運営事業 ※「法務省が設置する～」は他課事業	34
100	第５章	6 外国人	③ 雇用の場における外国人の人権擁護	－	労働局や出入国在留管理局等の関係機関と連携し、外国人を雇用する事業主に対して、外国人が適正に就労できるよう関係する法制度の周知を図ります。	雇用労政課	労使関係近代化促進事業（労働条件実態調査）	72
101	第５章	6 外国人	③ 雇用の場における外国人の人権擁護	－	県内企業等における外国人材の適切な受入れ・雇用管理の推進を図るため、企業向け相談窓口の運営や企業向けセミナーの開催を行う。	外国人材政策推進課	外国人材定着等支援事業	70
102	第５章	7 HIV感染者等	① HIV感染者等に対する差別解消のための啓発活動の推進	ア 正しい知識の啓発	エイズ患者やHIV感染者に対する差別の解消のため、広く県民を対象とした普及啓発を実施します。	感染症対策課	エイズ予防対策事業（普及・啓発事業）	45

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
103	第５章	7 HIV感染者等	① HIV感染者等に対する差別解消のための啓発活動の推進	イ 世界エイズデーに合わせたキャンペーンの実施	HIV感染者等に対する偏見や差別を解消し、予防を徹底するために、「世界エイズデー」（12月１日）に併せてキャンペーンを実施し、正しい知識の普及・啓発を推進します。	感染症対策課	エイズ予防対策事業(普及・啓発事業)	45
104	第５章	7 HIV感染者等	① HIV感染者等に対する差別解消のための啓発活動の推進	ウ 保健・医療関係者を対象とした研修の実施	保健所や医療機関等において、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底するための研修を実施します。	感染症対策課	エイズ予防対策事業(相談・指導者養成事業)	46
105	第５章	7 HIV感染者等	② エイズ教育の推進	ア 高校生を対象とした性教育の推進	主に高校生を対象として性に関する指導やエイズ教育に取り組みます。	感染症対策課	エイズ予防対策事業(普及・啓発事業)	45
106	第５章	7 HIV感染者等	② エイズ教育の推進	ア 高校生を対象とした性教育の推進	主に高校生を対象として性に関する指導やエイズ教育に取り組みます。	感染症対策課	エイズ予防対策事業(相談・指導者養成事業)	46
107	第５章	7 HIV感染者等	② エイズ教育の推進	イ 学校におけるエイズ教育に関する指導の推進	学校における教科や道徳、特別活動等を通して、児童生徒が、発達段階に応じてエイズやHIVについての正しい知識を身につけ、患者や感染者に対する差別や偏見をなくすための取組を充実します。	保健体育課	HIV感染者等に係る学校教育活動全体を通じた取組	97
108	第５章	7 HIV感染者等	③ 相談体制の充実	ア 保健所における相談対応	県民からのエイズに関する相談窓口を各保健所に設置し、感染に不安のある人やエイズ患者、HIV感染者のプライバシーに配慮した相談体制を充実します。	感染症対策課	エイズ予防対策事業(普及・啓発事業)	45

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
109	第５章	7 HIV感染者等	③ 相談体制の充実	イ 臨床心理士による心理的支援	臨床心理士であるエイズカウンセラーを派遣し、HIV感染者・エイズ患者及び家族等の心理的支援を行います。	感染症対策課	エイズ予防対策事業(相談・指導者養成事業)	46
110	第５章	7 ﾊﾝｾﾝ病元患者等	① ハンセン病問題の正しい理解を深めるための啓発活動の推進	－	① 地域住民を対象に、入所者等を講師とした啓発講演会を実施します。	健康増進課	ハンセン病対策事業	44
111	第５章	7 ﾊﾝｾﾝ病元患者等	① ハンセン病問題の正しい理解を深めるための啓発活動の推進	－	② ハンセン病問題に関心を持つ親子や教師等を対象に療養所訪問を実施し、ハンセン病療養所入所者との交流を通じたハンセン病に対する偏見・差別意識の解消を図ります。	健康増進課	ハンセン病対策事業	44
112	第５章	7 ﾊﾝｾﾝ病元患者等	① ハンセン病問題の正しい理解を深めるための啓発活動の推進	－	③ 「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を中心にした普及啓発を推進します。	健康増進課	ハンセン病対策事業	44
113	第５章	7 ﾊﾝｾﾝ病元患者等	① ハンセン病問題の正しい理解を深めるための啓発活動の推進	－	③ 「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を中心にした普及啓発を推進します。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育啓発活動促進事業）	100
114	第５章	7 ﾊﾝｾﾝ病元患者等	② 患者・元患者・家族への支援	－	② 退所後の在宅支援体制整備のための連絡調整や退所後の生活不安解消等の各種相談へ対応します。	健康増進課	ハンセン病対策事業	44
115	第５章	7 ﾊﾝｾﾝ病元患者等	② 患者・元患者・家族への支援	－	③ 患者・元患者・それらの家族等の相談窓口を設置し、必要に応じ関係機関と連携・協力して対応します。	健康増進課	ハンセン病対策事業	44

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
116	第５章	8 犯罪被害者等	① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進	ア 地域のサポートや職場における配慮	犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるため、地域のサポートや職場における配慮が促進されるような広報・啓発活動を推進します。	くらし共生協働課	くらし安全・安心まちづくり推進事業	31
117	第５章	8 犯罪被害者等	① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進	ア 地域のサポートや職場における配慮	犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるため、地域のサポートや職場における配慮が促進されるような広報・啓発活動を推進します。	警務部総務課	被害者支援等対策事業	121
118	第５章	8 犯罪被害者等	① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進	イ 犯罪被害者等の抱える問題への理解促進	犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害のみならず、二次的被害により苦しんでいることへの理解を促します。	くらし共生協働課	くらし安全・安心まちづくり推進事業	31
119	第５章	8 犯罪被害者等	① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進	イ 犯罪被害者等の抱える問題への理解促進	犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害のみならず、二次的被害により苦しんでいることへの理解を促します。	捜査第一課	女性被害者等保護総合対策事業	120
120	第５章	8 犯罪被害者等	① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進	イ 犯罪被害者等の抱える問題への理解促進	犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害のみならず、二次的被害により苦しんでいることへの理解を促します。	警務部総務課	被害者支援等対策事業	121
121	第５章	8 犯罪被害者等	② 犯罪被害者等の相談体制の整備	ア 犯罪被害者等支援総合窓口の活用	犯罪被害者が直面している問題について、個別相談窓口の案内及び犯罪被害者等施策に関する情報などの案内を行う「犯罪被害者等支援総合窓口」の活用促進を図ります。	くらし共生協働課	犯罪被害者等支援事業 くらし安全・安心まちづくり推進事業	30 31

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
122	第５章	8 犯罪被害者等	② 犯罪被害者等の相談体制の整備	ア 犯罪被害者等支援総合窓口の活用	犯罪被害者が直面している問題について、個別相談窓口の案内及び犯罪被害者等施策に関する情報などの案内を行う「犯罪被害者等支援総合窓口」の活用促進を図ります。	捜査第一課	女性被害者等保護総合対策事業	120
123	第５章	8 犯罪被害者等	② 犯罪被害者等の相談体制の整備	イ 性暴力被害者サポートネットワークかごしまにおける相談支援	「性暴力被害者サポートネットワークかごしま（通称：FLOWER（フラワー））」において、性暴力・性犯罪の被害者が安心して相談できる体制を整備し、医療面などのケアを含め、切れ目ない支援を行います。	くらし共生協働課	犯罪被害者等支援事業 くらし安全・安心まちづくり推進事業	30 31
124	第５章	8 犯罪被害者等	② 犯罪被害者等の相談体制の整備	イ 性暴力被害者サポートネットワークかごしまにおける相談支援	「性暴力被害者サポートネットワークかごしま（通称：FLOWER（フラワー））」において、性暴力・性犯罪の被害者が安心して相談できる体制を整備し、医療面などのケアを含め、切れ目ない支援を行います。	警務部総務課	被害者支援等対策事業	121
125	第５章	8 犯罪被害者等	② 犯罪被害者等の相談体制の整備	ウ 交通事故相談所における相談対応	不慮の交通事故に遭った方のために、交通事故相談所を設置し、専門の交通事故相談員による相談対応を行います。	くらし共生協働課	犯罪被害者等支援事業 くらし安全・安心まちづくり推進事業	30 31
126	第５章	8 犯罪被害者等	③ 犯罪被害者等の精神的・経済的支援の充実	ア 捜査過程等の負担軽減	犯罪被害者等への情報提供、相談、カウンセリングの実施、捜査過程における犯罪被害者等の負担軽減	捜査第一課	女性被害者等保護総合対策事業	120
127	第５章	8 犯罪被害者等	③ 犯罪被害者等の精神的・経済的支援の充実	ア 捜査過程等の負担軽減	犯罪被害者等への情報提供、相談、カウンセリングの実施、捜査過程における犯罪被害者等の負担軽減	警務部総務課	被害者支援等対策事業	121

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
128	第５章	9 北朝鮮当局による拉致問題等	① 拉致問題等についての啓発活動の推進	―	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）を中心に、写真パネル展の開催や各種広報媒体を活用して、拉致問題の周知・啓発を行います。	社会福祉課	福祉企画事業	41
129	第５章	9 北朝鮮当局による拉致問題等	② 学校における拉致問題についての教育の充実	―	学校において、児童生徒の発達段階等に応じて、教材を効果的に活用し、拉致問題に対する理解が深まる取組を行います。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育開発事業	106 111
130	第５章	10 性的指向・性自認	① 多様な性を理解する教育や啓発活動の推進	ア 地域住民への啓発	地域住民への多様な性への理解を深めるため、当事者や民間団体等と連携して、講演会や研修会の開催、啓発資料の配付等を通じた啓発に取り組みます。	人権同和対策課	人権啓発推進事業（人権啓発広報事業）	4
131	第５章	10 性的指向・性自認	① 多様な性を理解する教育や啓発活動の推進	ア 地域住民への啓発	地域住民への多様な性への理解を深めるため、当事者や民間団体等と連携して、講演会や研修会の開催、啓発資料の配付等を通じた啓発に取り組みます。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育啓発活動促進事業） 社会教育関係専門職員等研修事業（公民館関係者研修）	100 101
132	第５章	10 性的指向・性自認	① 多様な性を理解する教育や啓発活動の推進	イ 企業等への啓発	企業の採用や人事管理等において、性的指向や性自認を理由とする差別を排除し、公平な取扱いを行うため、関係法令等の周知に努めるとともに、人事担当者等社員を対象とした研修開催を支援します。	人権同和対策課	人権啓発推進事業（人権啓発広報事業）	4
133	第５章	10 性的指向・性自認	② 性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応	ア 教職員の多様な性についての理解促進	学校において、管理職をはじめ、人権同和教育担当者、生徒指導担当者及び養護教諭等に対する研修機会を確保し、教職員自身の多様な性についての理解を深めます。	人権同和教育課	人権教育管理費（人権教育対策） 人権教育研修事業（教職員等研修会） 人権教育研修事業（人権教育研修） 人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育推進事業（教育センター人権教育講座） 人権教育推進事業（人権教育管理職研修会） 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 111

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
134	第５章	10 性的指向・性自認	② 性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応	イ 学校における相談支援体制の整備	児童生徒が性的指向や性自認にかかわらず安心して学校生活を送るため、児童生徒の心情に十分配慮し、悩みや不安に寄り添う相談とその時々の児童生徒の状況に応じた支援を行う体制を整備します。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実）	106
135	第５章	10 性的指向・性自認	③ 制度や施設等における性的指向・性自認への配慮	－	② 行政職員は、適切な配慮や対応を行うため、研修等を通じて理解と情報の共有を図ります。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業）	100
136	第５章	10 性的指向・性自認	③ 制度や施設等における性的指向・性自認への配慮	－	② 行政職員は、適切な配慮や対応を行うため、研修等を通じて理解と情報の共有を図ります。	人権同和教育課	人権教育管理費（人権教育対策） 人権教育研修事業（人権教育研修） 人権教育推進事業（人権教育の充実）	103 105 106
137	第５章	11 刑を終えて出所した人等	① 刑を終えて出所した人等の再犯防止の取組	－	① 高齢者や障害者、生活困窮者、非行少年等に応じた生活や就労、住宅確保等の支援の充実及び相談支援体制の整備を図ります。	青少年男女共同参画課	再犯防止推進事業	15
138	第５章	11 刑を終えて出所した人等	① 刑を終えて出所した人等の再犯防止の取組	－	② 社会とのつながりを持ち、話し相手や相談相手がいて孤独ではないという安心感を持てるような居場所や社会の役に立っていると実感できる出番の創出を行います。	青少年男女共同参画課	再犯防止推進事業	15
139	第５章	11 刑を終えて出所した人等	② 刑を終えて出所した人等の人権が尊重される人権教育・啓発	－	県民の再犯防止についての理解を深め、刑を終えて出所した人等が社会復帰を果たすために、地域や事業所等で人権意識の向上を図る教育・啓発に取り組みます。	青少年男女共同参画課	再犯防止推進事業	15
140	第５章	11 生活困窮者	① 生活困窮者の尊厳の保持	－	生活困窮者の自己肯定感・自尊感情の回復を支援します。	男女共同参画室	困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	22

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
141	第５章	11 生活困窮者	② 生活困窮者の状況に応じた包括的な支援の実施	―	① 福祉事務所や「くらし・しごとサポートセンター」におけるアウトリーチにより、生活困窮者を早期発見し、相談対応や自立支援を行います。	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業	43
142	第５章	11 生活困窮者	② 生活困窮者の状況に応じた包括的な支援の実施	―	② 必要に応じて生活保護制度を適用し、教育、就労、医療、住宅確保等の生活全般と自立の支援を行います。	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業	43
143	第５章	11 生活困窮者	④ 地域共生社会実現に向けた地域づくりの実践	―	生活困窮者のもつ多様で複合的な課題の解決に、市町村や関係機関・団体、地域住民をはじめ地域の様々な分野の社会資源と連携して取り組むことを通じて、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの実践を促進します。	男女共同参画室	困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	22
144	第５章	11 アイヌ	―	―	アイヌの人々に対する理解と認識の促進	人権同和教育課	人権教育管理費（人権教育対策） 人権教育研修事業（教職員等研修会） 人権教育研修事業（人権教育研修） 人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育推進事業（教育センター人権教育講座） 人権教育推進事業（人権教育管理職研修会） 人権教育開発事業	103 104 105 106 108 109 111
145	第５章	12 インターネット社会における人権問題	① 人権意識をもったインターネット利用の啓発活動の推進	―	県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉などの人権に関する正しい理解と認識を深め、人権意識を持ってインターネットを利用することができるよう関係機関と連携し、啓発活動を積極的に推進します。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業） 社会教育関係専門職員等研修事業（公民館関係者研修） 地域で支える家庭教育推進事業（推進体制の整備）	100 101 102

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
146	第５章	12 インターネット社会における人権問題	② 情報モラルに関する教育の充実	イ 家庭内におけるインターネット利用のルールづくり等の促進	青少年の保護者に対して、その役割として、青少年をインターネット上の有害情報から守るために、フィルタリング利用の促進や家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行うことの重要性について啓発を行います。	青少年男女共同参画課	青少年環境づくり推進事業	14
147	第５章	12 インターネット社会における人権問題	② 情報モラルに関する教育の充実	イ 家庭内におけるインターネット利用のルールづくり等の促進	青少年の保護者に対して、その役割として、青少年をインターネット上の有害情報から守るために、フィルタリング利用の促進や家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行うことの重要性について啓発を行います。	社会教育課	地域で支える家庭教育推進事業（推進体制の整備）	102
148	第５章	12 インターネット社会における人権問題	③ 安全・安心なインターネット利用の促進	ア 青少年を取り巻く有害環境の浄化	鹿児島県青少年保護育成条例に基づき、加害行為の抑制と自画撮り被害の未然防止に努めます。	青少年男女共同参画課	青少年環境づくり推進事業	14
149	第５章	12 インターネット社会における人権問題	④ インターネット上での人権侵害行為への対応	－	インターネット上での人権を侵害する書き込みや性的画像の掲出等については、関係機関と連携・協力し、削除要請等の対応を行います。	人権同和対策課	インターネットモニタリング実施事業	9
150	第５章	12 災害時の人権問題	① 災害発生時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進	ア 災害に備える命や人権を大切にする教育・啓発の推進	災害時の切迫した状態で強い不安やストレスが重なることにより、人権に対する意識が薄らぎ、要配慮者に対する配慮が不足することがないように、災害時には一層、人権に配慮した行動をとることができるための教育・啓発を推進します。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業） 社会教育関係専門職員等研修事業（公民館関係者研修）	100 101
151	第５章	12 災害時の人権問題	① 災害発生時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進	ア 災害に備える命や人権を大切にする教育・啓発の推進	災害時の切迫した状態で強い不安やストレスが重なることにより、人権に対する意識が薄らぎ、要配慮者に対する配慮が不足することがないように、災害時には一層、人権に配慮した行動をとることができるための教育・啓発を推進します。	人権同和教育課	人権教育推進事業（人権教育の充実） 人権教育開発事業	106 111

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
152	第５章	12 災害時の人権問題	① 災害発生時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進	イ 風評等に基づく人権侵害事案の発生予防	② 被災者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、人権問題への理解を深める啓発を行います。	社会教育課	人権教育啓発事業（人権教育研修事業、人権教育啓発活動促進事業） 社会教育関係専門職員等研修事業（公民館関係者研修）	100 101
153	第５章	12 災害時の人権問題	② 人権に配慮した防災対策	－	① 地域コミュニティにおける要配慮者の避難経路や支援方法等を定めた防災マップ等を作成し、その情報の共有を図ることを促進します。	危機管理防災課	住民による避難力強化支援事業	87
154	第５章	12 災害時の人権問題	② 人権に配慮した防災対策	－	② 高齢者や障害者、乳幼児等の避難行動要支援者対策を推進します。	危機管理防災課	住民による避難力強化支援事業	87
155	第５章	12 災害時の人権問題	② 人権に配慮した防災対策	－	④ 市町村における福祉避難所の指定と周知を促進します。	危機管理防災課	福祉避難所の指定について、市町村への周知	88
156	第５章	12 災害時の人権問題	② 人権に配慮した防災対策	－	⑤ 配慮者の視点を踏まえた防災訓練を実施します。	危機管理防災課	県総合防災訓練(要配慮者の訓練参加)	89
157	第５章	12 災害時の人権問題	③ 避難所における要配慮者への適切な対応	ア 多様な立場の人の参画による避難所運営	① 市町村の防災担当部局のみならず医療・保健・福祉部局や地域住民、ボランティア等が連携して、避難所を運営します。	危機管理防災課	災害救助事務担当職員研修会	85
158	第５章	12 災害時の人権問題	③ 避難所における要配慮者への適切な対応	ア 多様な立場の人の参画による避難所運営	② 育児・介護・衛生・栄養その他避難者の多様なニーズを踏まえた避難所運営を行うた女性をはじめ多様な立場の人の避難所運営委員会への参画を推進します。	危機管理防災課	災害救助事務担当職員研修会	85

（別紙１）基本計画（県人権尊重の社会づくり条例第６条）「第５章」の「施策の基本方向」等の担当課（室）一覧

	章	大項目	中項目	小項目	施策の基本方向	担当課	事業名	頁
159	第５章	12 災害時の人権問題	③ 避難所における要配慮者への適切な対応	イ 要配慮者への対応	① 高齢者、障害者、病気の人、女性、子ども、妊産婦、乳幼児、外国人、性的少数者等の要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図り、避難者同士で要配慮者を見守る体制づくりを行います。	危機管理防災課	災害救助事務担当職員研修会	85
160	第５章	12 災害時の人権問題	③ 避難所における要配慮者への適切な対応	イ 要配慮者への対応	② 女性や子どものニーズを踏まえ、女性用トイレや更衣室、洗濯物干し場、授乳室を設置するとともに、部屋や場所割等について配慮します。	危機管理防災課	災害救助事務担当職員研修会	85
161	第５章	12 災害時の人権問題	③ 避難所における要配慮者への適切な対応	ウ 避難所における防犯対策の実施	災害時の治安を維持するため、消防団や自警団尾当による地域の見守り体制を強化し、女性・子どもに対する性犯罪の防止等に取り組みます。	危機管理防災課	災害救助事務担当職員研修会	85

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	総務部人事課	担当者	大浦	内線	2054
事業名 （取組名）	政策・方針決定課程への女性の参画の推進	予算額	ー千円		
令和7年度 取組実績	１　R8.4.1付異動における管理的地位に占める女性職員の割合（知事部局） 　　１６．１％（過去最高）※ 　※　課長級以上の女性職員数73÷課長級以上の職員総数453 ２　R8.4.1付異動における格付別の女性登用の状況（知事部局） 　⑴　部長級　５名（過去最高※R7.4.1同数） 　⑵　次長級　５名 　⑶　課長級　63名				
事業の成果 （定量的評価）	女性職員の登用については，積極的な管理職登用を行っているところであり，令和８年４月１日付けの人事異動に伴い，女性職員の課長級以上の職員数，課長級以上の職に占める割合はいずれも過去最高となった。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	総務部行政経営推進室	担当者	末廣	内線	2053
事業名 （取組名）	職員研修事業	予算額	63,216 千円		
令和７年度 取組実績	○　新規採用職員研修（前期） １　科目名 「人権啓発」 ２　実施日 ４月９日、16 日、５月 14 日、21 日、６月４日、11 日、18 日、25 日 ３　受講者数 358 人				
事業の成果 （定量的評価）	新規採用職員を対象として研修を実施し、受講者に対してあらゆる人権問題に関する理解と認識を深めることができた。 （講義内容について 90.8%の受講者が「よく理解できた」、「理解できた」と回答。）				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	総務部学事法制課	担当者	畠中	内線	2146
事業名 （取組名）	私立小・中・高等学校に対する人権教育・啓発の取組	予算額	ー千円		
令和７年度 取組実績	各私立小・中・高等学校に対し、人権教育及び人権啓発に関する国や県の通知文等を送付し、児童生徒の発達段階に応じた人権教育や教職員の人権啓発研修会への参加等を要請した。				
事業の成果 （定量的評価）	各私立学校の状況に合わせて、児童生徒の発達段階に応じた人権教育や管理職も含めた教職員が人権教育研修会へ参加等したことにより、人権教育の一層の充実が図られた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局　人権同和対策課	担当者	川畑	内線	2574
事業名 （取組名）	人権啓発推進事業	予算額	21,126 千円		
令和７年度 取組実績	１　人権啓発広報事業 ⑴　資料作成 ①　人権啓発パンフレット　5,000 部作成 ②　人権啓発ポスター　　2,900 枚 ③　ポスターコンクール入賞作品ポスター　2,900 枚 ⑵　放送広告 ①　テレビ・ラジオ及びインターネット広告 （8 月 1 日～8 月 31 日、12 月 4 日～12 月 10 日） ②　交通広告（鹿児島市へ再委託） ⑶　研修会 ①　人権啓発指導者等研修会（９月 29 日、134 人、Web 開催） ②　人権啓発管理者研修会　（１月 16 日、261 人、Web 開催） ③　性の多様性研修会　　（２月６日、229 人、Web 開催） ⑷　地域人権啓発活動活性化事業 ①　スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動 鹿児島ユナイテッドＦＣ、鹿児島レブナイズとの連携 ア　人権啓発ＤＡＹ　２回　（10 月４日、１月２５日） ・ハーフタイムでの人権啓発ＰＲ、人権啓発ブースの設置、人権啓発グッズの配布 イ　人権スポーツ教室の開催　２回　（11 月 29 日 41 人、1 月 27 日 60 人） ②　人権ユニバーサル事業 ア　講演及びワークショップ　（12 月 13 日 29 人） イ　講演及び障害者スポーツ体験　（２月 14 日 25 人） ③　人権の花運動 ア　17 市町 25 校（市町村へ再委託） イ　県立盲学校 ・人権の花（ひまわり）を栽培する中で人権に対する関心、理解を深める。 ④　ミニフェスティバル ア　地域人権フェスティバル（日置市、姶良市、肝付町、与論町へ再委託） イ　人権同和問題県民のつどい　（11 月 24 日　約 850 人） SMILE フェスタ 【場所】　鹿児島中央駅アミュ広場 ・人権に関するポスターコンクール入賞作品展示 ・トークセッション （大東文化大学教授、県人権擁護委員連合会会長など）				

	・ミニライブ（九州吉本新喜劇） ・障害者スポーツの体験（ラダーゲッター、スカットボール） ・人権啓発パネル展示 ・パン販売 ⑤　その他活性化事業 人権ポスターコンクールの実施 ⑸　その他 ①　ＤＶＤ購入 ②　街頭啓発（鹿児島市へ再委託） ③　人権同和問題啓発強調月間及び人権週間における懸垂幕の掲示（各地域振興局・支庁） ④　県ホームページ・SNS による啓発 ⑤　県広報媒体（テレビ）による啓発 ２　行政職員研修・講師派遣 ⑴　行政職員研修 ⑵　各種機関・団体等主催研修会への講師派遣
事業の成果 （定量的評価）	・施策の基本方向に貢献する取組が概ね実施できた。 ・人権啓発パンフレット、ポスター、テレビ・ラジオ及びインターネットなど様々な媒体を活用した啓発広報や研修、スポーツ組織と連携した人権啓発活動など、多くの県民に対し、人権に対する認識を高めてもらうための啓発を行うことができた。 ・「人権同和問題県民のつどい」を今年度も引き続き屋外の同じ会場で開催し、前年を大幅に上回る来場者数となり広く県民に啓発を行うことができた。 （来場者数　R3:465 人、R4:168 人、R5:367 人、R6:600 人、R7:850 人）

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局人権同和対策課	担当者	坂元	内線	2573
事業名 （取組名）	人権啓発交流等事業	予算額	57,288 千円		
令和７年度 取組実績	１　隣保館活動等推進事業 　市町村が実施する隣保館活動等の促進を図るとともに、隣保館運営費の適切な執行が図られるよう指導助言を行った。 ２　隣保館運営費補助事業 　市町村が設置する隣保館の円滑な活動・促進等に資するために運営費の補助を行った。（補助対象市町：４市町５館） ３　隣保館連絡協議会負担金等 　全国隣保館連絡協議会が行う研修会の実施に係る経費を負担するとともに、隣保館活動の振興及び隣保館相互の連絡調整を図るため、県隣保館連絡協議会への補助を行った。 ４　全国人権同和行政促進協議会 　人権同和問題の早期解決のため、全国人権同和行政促進協議会の会員として、政府等への要請活動や情報交換等を行った。 ５　人権啓発活動促進事業 　同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた啓発活動等推進している運動団体に対し、啓発活動費の補助を行った。				
事業の成果 （定量的評価）	全国人権同和行政促進協議会においては、「同和問題啓発強調月間」における啓発取組状況などについて、会員県相互に情報共有を図ることができた。施策の基本方向に貢献する取組が概ね実施できた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局人権同和対策課	担当者	加松	内線	2686
事業名 （取組名）	県人権同和問題啓発推進協議会	予算額	ー千円		
令和７年度 取組実績	鹿児島県人権同和問題啓発推進協議会の開催 １　開催日時：令和７年５月２８日（水） ２　出席者：県、鹿児島労働局、鹿児島地方法務局、各種経済団体、運動団体等（26 名） ３　内容 ⑴　協議事項 ア　令和６年度活動実績及び令和７年度活動計画等について 令和７年度活動計画事例 ・鹿児島労働局　啓発資料配布（５月～11 月　約 10,300 部） ・鹿児島地方法務局　人権啓発ポスター・リーフレット等配布（随時） 懸垂幕の掲示（通年） 人権作文コンテスト表彰式及び朗読会（12 月６日） ・鹿児島県隣保館連絡協議会　講演会、研修会への参加（通年） ・鹿児島県商工会議所連合会　会報にて人権同和問題啓発強調月間（８月号）及び人権週間の周知（12 月号） ・鹿児島県森林組合連合会　人権啓発ポスター掲示及びパンフレット配布（随時） ・鹿児島県歯科医師会　人権啓発ポスター掲示（随時）及びハラスメント研修会(役員、職員　65 名） ⑵　報告事項 ア　県人権教育・啓発基本計画（３次改定）について イ　人権侵犯事件の状況等（法務省資料） ウ　基本計画（条例第６条）に基づく実施状況 ⑶　その他 意見交換				
事業の成果 （定量的評価）	・　国、県、各種団体等の関係機関がそれぞれの活動実績や活動計画を共有し、今後も、関係機関が連携協力しながら,差別の解消に向けて取り組むことを確認することができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局人権同和対策課	担当者	森永	内線	2573
事業名 （取組名）	県市町村人権同和行政主管課長等会議	予算額	ー千円		
令和７年度 取組実績	鹿児島県市町村人権同和行政主管課長等会議の開催 １　開催日時：令和８年２月 12 日（木） ２　参加者：県内市町村の人権同和行政を所管する課長等 ３　内容 ⑴　県からの説明 ア　県人権教育・啓発基本計画（３次改定）について イ　インターネットモニタリングについて ウ　人権に関する条例の制定について エ　パートナーシップ制度について ⑵　意見交換 ア　インターネットモニタリング、人権条例、パートナーシップ制度 （それぞれそれぞれアンケート結果の説明後に意見交換） イ　質問事項及び課題事項				
事業の成果 （定量的評価）	・　県及び各市町村の担当課長等がインターネットモニタリングの実施状況や本県内のパートナーシップ制度の導入状況について理解を深めることができた。 ・　県の人権施策に関する現状や考えを市町村に周知するとともに，各市町村の人権施策の状況等について共有することができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局人権同和対策課	担当者	森永	内線	2573
事業名 （取組名）	インターネットモニタリング 実施事業	予算額	2,293 千円		
令和７年度 取組実績	令和６年度から専任の職員（会計年度任用職員）を配置し、人権侵害の防止を図るため、人権侵害の助長・誘発につながるインターネット上の悪質な書き込み等のモニタリングを実施した。 １　実施主体：県 ２　内　　容：週 24 時間程度のモニタリングによる差別的書き込みの抽出及び記録 ・悪質な書き込みが確認された件数は119件、うち法務局へ相談した1件は、削除相当として取り扱われた。 ・全国人権同和行政促進協議会を通じて法務省へ削除要請したのは1件。				
事業の成果 （定量的評価）	・　継続してモニタリングを実施することにより、年間を通して、早期発見・早期削除が 可能な体制を維持することができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>男女共同参画局
青少年男女共同参画課</td><td>担当者</td><td>池野</td><td>内線</td><td>2555</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>企画調整事業（連絡調整事業）</td><td>予算額</td><td colspan="3">7,087 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">１　県青少年対策本部会議
　青少年対策を総合的に推進するため、県青少年対策本部会議を開催した。
⑴　開催日　令和７年７月 18 日～８月１日（書面開催）
⑵　議 事
・　「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」について
（令和６年度の実績及び令和７年度の展開）
・　青少年の現状について

２　県青少年問題協議会
　青少年の育成に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項を調査審議するため、県青少年問題協議会を開催した。
⑴　開催日　令和７年８月 21 日
⑵　議 事
・　「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」について
（令和６年度の実績及び令和７年度の展開）
・　青少年の現状について</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">　青少年の指導、育成及び保護に関する総合的な施策の展開方策等について、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえた協議を行うことができた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 青少年男女共同参画課	担当者	久保	内線	2557
事業名 （取組名）	青少年育成指導事業	予算額	23,821 千円		
令和７年度 取組実績	１　青少年育成指導員の配置 ⑴　設置箇所 各地域振興局・支庁（７人） ⑵　内容 青少年育成県民運動の普及・啓発を図るため，家庭や地域等が主体的に青少年を育てる気風を盛り上げ，これらの取組に対して側面からの支援を行う。 ア　「郷土（ふるさと）に学び・育む市少年運動」の普及･啓発 (ｱ)　夏の「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」 （令和７年７月１日～８月 31 日） (ｲ)　「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」強調月間 （令和７年 11 月１日～11 月 30 日） (ｳ)　春の「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」 （令和８年３月 11 日～４月 10 日） イ　社会環境浄化対策の推進 (ｱ)　青少年保護育成条例に基づく県内立ち入り調査の実施 調査店舗数　916 店舗 (ｲ)　青少年環境づくり懇談会の実施などによる関係業者，機関･団体等との意見交換･連携強化 ウ　関係機関・団体等との情報交換，連携調整 学校等の関係機関への訪問件数（延べ数）3,788 件（令和８年２月末時点） エ　青少年育成指導員の資質向上 青少年育成指導員等研修会の開催 ・日時：令和７年６月 17 日 ・開催方法：オンライン				
事業の成果 （定量的評価）	青少年育成県民運動の普及・啓発を図るため，関係機関への訪問，研修会，広報活動等，関係機関と連携した取組を進めることができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 青少年男女共同参画課	担当者	池野	内線	2555
事業名 （取組名）	「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」推進事業	予算額	2,797 千円		
令和7年度 取組実績	１　青少年運動推進事業 ⑴　青少年育成指導員等研修会の開催（オンライン） ⑵　青少年育成指導員による管内の市町村、学校、関係機関・団体、青少年育成コーディネーター等への指導助言、情報の提供 ⑶　鹿児島県青少年育成指導者研修会（県内２箇所） ⑷　広報誌「せっぺとべ」の発行（2,500 部×２回） ⑸　「家庭の日」作品募集等 （応募作品数） 絵画・ポスター：2,675 点（377 校） 標語：18,461 点（266 校） ２　県民会議運営事業 ⑴　総会（6/5）・常任理事会(5/22)の開催 ⑵　地域青少年育成推進協議会の開催（県内７か所） ⑶　青少年県民育成会議表彰（２団体及び８個人）				
事業の成果 （定量的評価）	青少年育成関係者の研修の開催や広報誌の発行、青少年育成団体の表彰などの取組により、県内各地における地域ぐるみの青少年育成運動を展開することができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>男女共同参画局
青少年男女共同参画課</td><td>担当者</td><td>久保</td><td>内線</td><td>2557</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>青少年団体連絡協議会補助事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">500 千円</td></tr>
<tr><td>令和７年度
取組実績</td><td colspan="5">１　かごしま少年リーダー事業
　次世代を担うリーダー育成を図るための事業
⑴　開 催 日　令和７年 12 月 13 日
⑵　開催場所　カクイックス交流センター　陶芸制作室
⑶　事業内容
　書の技・麹の知と題して、書道と麹の講師を招き、オリジナルのランチョンマットの成やみそ玉づくりに挑戦した。

２　子どもふれあい事業
　各団体の企画運営力を高めるための事業
⑴　開 催 日　令和８年２月 28 日
⑵　開催場所　鹿児島大学高隈演習林（垂水市）
⑶　事業内容
　青少年団体連絡協議会主催「たかくまの森発見！わくわく冒険ツアー」を実施（森歩き・イニシアチブゲーム・焚火体験など）</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">　青年を中心とした青少年団体連絡協議会加盟団体の企画により、今年度は２事業実施することができた。（R5・R6　１事業のみ実施　R７　２事業実施）
　かごしま少年リーダー事業では、「書の技・麹の知」として、各分野の専門講師を招き、参加者にオリジナルの作品作りや麹のみそ玉づくりを通して、参加した青少年が創作活動の良さを学ぶことができた。（参加者　11 人　スタッフ　７人）
　子どもふれあい事業では、青少年に対して、鹿児島大学高隈演習林を活動場所として「たかくまの森発見！わくわく冒険ツアー」を実施した。参加した青少年が体験的に学べる取組を実施した。（参加者 19 人　スタッフ５人）</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 青少年男女共同参画課	担当者	上野	内線	2557
事業名 （取組名）	青少年環境づくり推進事業	予算額	1,285 千円		
令和７年度 取組実績	１　青少年保護育成審議会 ⑴　審議会委員：委員 14 人 ⑵　会議の開催：２回（令和７年７月７日，令和８年１月 21 日） ⑶　有害図書等の指定：22 冊 ２　青少年環境づくり会議 ⑴　青少年環境づくり懇談会 各地域振興局・支庁単位で青少年環境づくり懇談会を開催し，関係業界代表者等による青少年問題及び有害環境等についての情報交換を実施 開催回数：７回（各１回×７箇所） ⑵　青少年環境情報紙「ヘルシーユースかごしま」の発行 内容：青少年をＳＮＳ等利用や薬物乱用の危険から守るために 発行数：10,000 部 ⑶　県少年補導センター連絡協議会 県内 16 市が加盟する県少年補導センター連絡協議会に業務委託し，少年補導委員等研修会の開催及び非行防止啓発資料「心豊かな青少年へ」を発行 発行数：64,000 枚 ３　立入調査指導 青少年保護育成条例に基づき，図書等取扱店や携帯ショップ等への立入調査を実施 調査店舗数：916 店舗 ４　図書等自販機設置届出事務処理交付金 県青少年保護育成条例で規定する図書等自動販売機等の設置の届出等に関する事務処理を移譲する 14 市町村へ交付金を交付				
事業の成果 （定量的評価）	各地域振興局・支庁単位で開催した青少年環境づくり懇談会での関係者による情報交換や、県青少年保護育成条例に基づく立入調査の実施等、青少年を取り巻く有害環境の浄化に向けた取組を実施した。 ヘルシーユースかごしまを 10,000 部作成し，県内の学校や関係教育機関等に配布することができ、青少年を取り巻く有害環境に対する認識を高めてもらうための啓発ができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属</td><td>男女共同参画局
青少年男女共同参画課</td><td>担当者</td><td>久保</td><td>内線</td><td>2557</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>再犯防止推進事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">1,134 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">１　鹿児島県再犯防止推進会議
・鹿児島県再犯防止推進会議：委員 21 人
・会議の開催：令和７年 11 月 18 日
・開 催 内 容：再犯防止に関する県の取り組みや課題を踏まえた今後の取り組みについて

２　再犯防止活動推進事業
⑴　鹿児島県再犯防止推進シンポジウムの開催
ア　開催場所：西之表市民会館大ホール
イ　開 催 日：令和７年 11 月６日（木）
ウ　開催内容：基調講演
（鹿児島少年鑑別所　首席専門官　樋口　雅明　氏）
パネルディスカッション等
⑵　刑期を終了した者等が心安らぐ居場所づくり
ア　開催場所：鹿児島国際交流センター・東部研修館等
イ　開催回数：７回
ウ　開催内容：刑期を終了した者等を対象にした交流会（料理教室等）の実施</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">鹿児島県再犯防止推進会議において，再犯防止に関する県の取組や課題を踏まえた今後の取組について協議を行うとともに，再犯防止活動推進事業では，再犯防止等に関する県民への意識啓発のためのシンポジウムの開催（１４０人参加）や刑期を終了した者等が心安らぐ居場所づくり（７回実施・延人数対象者６４人参加）を行った。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局男女共同参画室	担当者	上拾石	内線	2699
事業名 （取組名）	地域におけるジェンダー平等推進事業	予算額	4,936 千円		
令和７年度 取組実績	１　地域イベントの開催 　地域におけるジェンダー平等を推進するため、地域住民等を対象にした普及啓発イベントを開催した。 ①　喜界町 日　時：令和７年 11 月１日（土）　13:30～16：30 場　所：喜界町役場 内　容：落語、トークセッション、ワークショップ 参加者：42 人 ②　さつま町 日　時：令和７年 12 月 13 日（土）　13：30～16：30 場　所：宮之城ひまわり館 内　容：落語、トークセッション、ワークショップ 参加者：62 人 ③　いちき串木野市 日　時：令和８年１月 24 日（土）　13：30～16：30 場　所：いちきアクアホール 内　容：取組発表、映画上映、ワークショップ 参加者：104 人 ２　効果的な普及啓発の実施 　国際女性デー（３月８日）にあわせて、アミュビジョンで動画放映を行った。 　放映期間：令和８年３月２日～３月８日				
事業の成果 （定量的評価）	地域住民の方々を対象に、日常の身近な話題からジェンダーギャップへの気づきと行動変容を促すことができた。また、市町村及び県男女共同参画地域推進員の継続した取組のきっかけづくりに資することができた。 ○　「参加前に比べて、男女共同参画・ジェンダー平等に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合 喜界町：91% さつま町：98% いちき串木野市：95%				

落語

トークセッション

ワークショップ

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>男女共同参画局男女共同参画室
かごしま県民交流センター
男女共同参画推進課</td><td>担当者</td><td>横道</td><td>内線</td><td>2699</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>配偶者等からの暴力対策推進事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">16,105 千円</td></tr>
<tr><td>令和７年度
取組実績</td><td colspan="5">１　県民等に対する広報・啓発
⑴　「女性に対する暴力をなくす運動」（11 月 12 日～25 日）街頭キャンペーン，展示
⑵　法律相談「女性のための法律 110 番」の実施
・開催日：11 月 18 日　10 人
⑶　女性に対する暴力をなくすセミナーの実施
・開催日：11 月 20 日　58 人
⑷　ＤＶ防止及び被害者支援のためのアドバイザーの派遣　全３回

２　相談員等人材の育成，相談体制の充実
⑴　DV 被害者･困難な問題を抱える女性の支援及び男女共同参画推進に関する研修会（基礎編）の実施
・開催日：７月１日　104 人
⑵　ＤＶ被害者・困難な問題を抱える女性の支援に関する研修会（応用編）の実施
・開催日：10 月 24 日　40 人
⑶　ＤＶ被害者支援コーディネーターの派遣　全８回

３　支援関係機関の連携強化，市町村への支援
⑴　DV 被害者･困難な問題を抱える女性の支援及び男女共同参画推進に関する研修会（基礎編）の実施
・　開催日　７月１日　104 人

４　若年層への意識啓発
⑴　学校への男女共同参画お届けセミナー（デート防止等）
・　実施校　20 校
・　参加者　4,309 人
⑵　啓発資料の作成・配布（高校，高専，短大，大学等に配布）

５　SNS による相談対応
・相談窓口の名称：鹿児島県 DV 相談窓口「With　You」
・開設日・開設時間：月曜日　　正午～午後５時
・　　土・日曜日　午後５時～午後 10 時
※　年末年始（12 月 29 日～１月３日）を除く
※　祝日と重なった場合でも，上記時間において相談対応する。</td></tr>
</table>

事業の成果 （定量的評価）	・　行政担当者や相談員等を対象とした研修会の開催により，相談員等の資質向上が図られた。 ・　街頭キャンペーンや若年層へのセミナーの開催により，DV の防止や相談窓口について広く県民に啓発を行うことができた。 ・　SNS 相談窓口の設置により，被害者支援の充実が図られた。

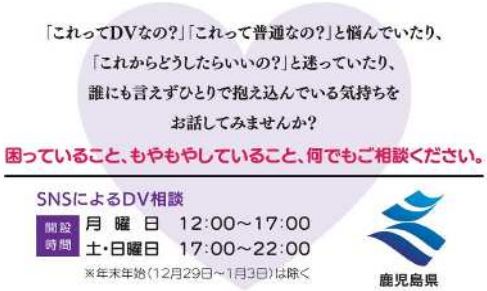

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局男女共同参画室	担当者	横道	内線	2699
事業名 （取組名）	男女共同参画連絡調整事業	予算額	457 千円		
令和７年度 取組実績	１男女共同参画行政担当者等研修会の開催 ⑴　開催日：４月 15 日 ⑵　対　象：県、市町村の職員　74 人 ⑶　内　容：県の事業概要説明、講話等 ２　各種広報媒体を活用した啓発活動 ⑴　県政広報媒体を活用した広報啓発 ⑵　啓発用リーフレットの活用 ⑶　「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の活用				
事業の成果 （定量的評価）	・　行政担当者等研修会を開催することにより、県・市町村の担当者への男女共同参画の理解促進が図られた。 ・　県政広報媒体による広報や、様々な機会において男女共同参画に関する各種リーフレット等を活用した周知啓発を行うことにより、県民や事業者等における男女共同参画の理解促進が図られた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局男女共同参画室	担当者	小斉平	内線	2699
事業名 （取組名）	職場におけるジェンダー平等推進事業	予算額	7,540 千円		

令和７年度取組実績

１　鹿児島県女性活躍推進会議

女性の活躍推進に向けた取組を加速するため、経済団体や行政等の多様な主体で構成する県女性活躍推進会議を開催した。

⑴開催回数　２回（R7.7.10, R7.10.22）

⑵内　　容　・鹿児島県の女性活躍推進に向けた取組について
・県女性活躍推進優良企業知事表彰選考基準の改定案について
・令和７年度県女性活躍推進優良企業知事表彰の選考について等

２　鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰

女性活躍推進に積極的に取り組む企業を表彰し、その事例を「優良企業取組事例集「ONE STEP」に掲載し、県内市町村、企業に情報発信する。

【R7 年度表彰企業】

101 人以上の部：（株）オーガランド、（株）健康家族、（株）コスモテック南日本事業部、社会福祉法人向陽会、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン（株）鹿児島支社

100 人以下の部：（株）岩田組、（株）ユトリ、桑畑建設（株）、末重建設（株）

３　鹿児島県女性活躍推進宣言企業

女性が働きやすい環境づくり、環境整備、制度の導入、登用や採用目標などに積極的に取り組む企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録する。

・令和８年３月末時点　311 社（R7.4～R8.3 末 54 社）

４　職場におけるジェンダー平等推進フォーラム

職場におけるジェンダー平等，働き方改革を進めるため，企業経営者等を対象にフォーラムを開催した。

⑴　日　　時　11 月 12 日（水）13：30～16：30
⑵　場　　所　城山ホテル鹿児島（Web 併用）
⑶　対 象 者　県内企業の経営者，管理職等
⑷　内　　容　優良企業知事表彰，取組発表，基調講演，意見交換等
⑸　講　　師　大崎　麻子　氏（ジェンダースペシャリスト）
「人手不足時代に選ばれる企業とは？～女性活躍からジェンダー平等へ～」
⑹　参 加 者　164 名（うち Web52 名）

５　男性の育児・介護休業取得促進セミナー

男性の育児・介護参加を含め、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現することができる職場づくりを促進するため、管理職等を対象に研修を開催する。

⑴　日　　時　①11 月 20 日（木）、②11 月 26 日（水）、③12 月 16 日（火）
⑵　対 象 者　県内企業の管理職、人事労務担当者等
⑶　内　　容　①講義（育児休業）、先進事例発表　等

	②講義（介護休業）等 ③講義（総括）、育児・介護休業を取得した男性の体験談発表 ⑷　講　　師　渥美　由喜　氏（ダイバーシティ＆WLB コンサルタント） ⑸　発 表 者　・先進事例発表 （株）オロ宮崎　上野　晋輔　氏 ・育児休業を取得した男性の体験談 リコーITソリューションズ（株）鹿児島事業部　茶屋　彰仁　氏 ⑹　参 加 者　延べ 68 名（全面オンライン開催） ６　アドバイザー派遣 職場におけるジェンダー平等の理解と取組の促進を図るため、事業所等にジェンダー平等の専門家や社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、意識改革に向けた研修や事業主行動計画策定の支援等を行った。 ⑴　対　　象　事業所、経済団体等 ⑵　内　　容　意識改革研修、一般事業主行動計画策定支援, 制度改善業務の支援 ⑶　派遣期間　７月～３月　（派遣数　延べ 23 件）
事業の成果 （定量的評価）	・　各事業の実施に当たっては、県内経済団体や業界団体等を個別訪問し、周知・参加依頼の働きかけに取り組んだことで、例年参加している企業に加えて、新たな参加者層の獲得につながった。 ・　各事業の実施により、企業経営者等のジェンダー平等に対する理解促進が図られた。 〇職場におけるジェンダー平等推進フォーラム 【知事表彰・取組紹介】満足、やや満足と回答した割合　89% 【基調講演】満足、やや満足と回答した割合　97% 〇男性の育児・介護休業取得促進セミナー 全３日を通して「男性の育児・介護休業取得促進の重要性」について、「よく理解できた」と回答した割合　78% 〇「職場におけるジェンダー平等推進の重要性」について「理解できた」と回答した割合　94.7% ・県女性活躍推進宣言企業登録数　311 社（R8.3 月末）　前年度比＋54 社

【職場におけるジェンダー平等推進フォーラム】

【アドバイザー派遣】

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局男女共同参画室	担当者	横道	内線	2699
事業名 （取組名）	困難を抱える女性のくらし・しごとサポート事業	予算額	984 千円		
令和７年度 取組実績	１　市町村や団体等が実施する研修への講師派遣（３回） ⑴　南九州市知覧町民生委員児童委員協議会（７月 11 日） 自主研修「女性の就労支援について」 ⑵　日置市伊集院地域民生委員児童委員協議会（９月５日） ⑶　生きづらさに寄り添う支援者のための研修会（12 月 16 日） ２　就労等に関する専門相談の実施 ⑴　就労支援相談　　27 件 ⑵　社会参加支援相談　19 件				
事業の成果 （定量的評価）	就労支援等専門相談では，キャリアコンサルタントによる必要なスキルを見極めてひとりひとりに合った働き方を見つけるサポートや，精神保健福祉士による働くことに不安を抱える方の社会参加に向けたサポートを行うことで，様々な困難を抱える女性の就労支援等について専門的に対応することができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	担当者	山野	内線	099-221 -6603
事業名 （取組名）	男女共同参画情報提供事業	予算額	828 千円		
令和７年度 取組実績	１　情報紙「鹿児島県男女共同参画センターだより」の作成・配布 ・　作成部数　9,000 部/回（年２回） ・　配布先　国・県・市町村，学校，金融機関，活動団体等 ２　ホームページ・フェイスブックによる情報提供				
事業の成果 （定量的評価）	・　センターだよりの配布により，男女共同参画センターの活動を周知するとともに男女共同参画・ジェンダー平等への理解の促進が図られた。 ・　ホームページやフェイスブックを活用した情報提供を行うことで，適時により広く情報を発信することができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>かごしま県民交流センター
男女共同参画推進課</td><td>担当者</td><td>三宅</td><td>内線</td><td>099-221
-6603</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>男女共同参画社会促進事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">2,777 千円</td></tr>
<tr><td>令和７年度
取組実績</td><td colspan="5">１　県民に対する意識啓発
⑴　男女共同参画週間事業
・期　間　７月 25 日～31 日
・場　所　カクイックス交流センターほか
・テーマ　「歩みを止めない！～『男女共同参画・ジェンダー平等』未来へのバトン『昭和 100 年』考～あなたの“つぶやき”からみえる社会～」
①　展示「個人的なことは，社会的なこと　“あなた”から見る社会」
７月 25 日～７月 31 日　カクイックス交流センター１階レクチャースペース
７月 25 日～８月 29 日　県庁１階ロビー
②　オリジナルショートムービーと対話の時間
開催日　７月 26 日
場　所　カクイックス交流センター
参加者　109 人
③　映画づくりワークショップ for 子ども
開催日　７月 27 日
場　所　カクイックス交流センター
参加者　26 人（映画鑑賞者 41 人）
⑵　男女共同参画基礎講座
・開催日　６月７日，21 日，28 日，７月５日
・場　所　カクイックス交流センター
・参加者　延べ　363 人
⑶　男性のための男女共同参画セミナー
・開催日　９月 27 日
・場　所　カクイックス交流センター
・参加者　延べ 123 人（会場：70 人，オンライン人 53 人）
⑷　図書等の収集・貸出（２月末）
・整備図書　　43 冊
・貸　　出　382 冊

２　男女共同参画地域推進員の活動支援
⑴　男女共同参画基礎講座地域版の実施
①　北薩地区（出水市）
・開催日　10 月 25 日，11 月 22 日
・場　所　出水市役所
・参加者　延べ 92 人</td></tr>
</table>

	②　大島地区（天城町） ・開催日　９月 20 日，21 日 ・場　所　天城町役場 ・参加者　延べ 24 人 ３　若年層のための意識啓発 ⑴　学校への男女共同参画お届けセミナーの実施 ・実施校　５校 ・参加者　582 人 ⑵　デート DV 防止セミナー ・開催日　２月１日 ・場　所　Coworking terrace i.lab ・参加者　12 人 ⑶　高校生のためのピアサポーター養成講座 ・開催日　12 月 21 日 ・場　所　かごしま県民交流センター ・参加者　11 人
事業の成果 （定量的評価）	県内の様々な地域において，また，あらゆる年齢層を対象に，男女共同参画社会の形成を促進するための，講座やセミナー，広報活動を行うことができた。そのことにより，県民の意識啓発や人材育成，地域推進員の活動支援を行うことができた。

男女共同参画基礎講座

男女共同参画週間事業

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	担当者	三宅	内線	099-221 -6603
事業名 （取組名）	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	予算額	2,091 千円		
令和７年度 取組実績	１　学校におけるワークショップ等の開催 ⑴　実施校　小学校９校，中学校３校，小中学校１校，義務教育学校１校 ⑵　参加者　児童・生徒を対象としたワークショップ　659 人 教職員を対象としたセミナー　164 人 保護者・地域住民を対象としたワークショップ　231 人 事業参観者　62 人 ２　教職員向けの男女共同参画研修・ワークショップの開催 ⑴　対　象　県内公立・私立の幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，特別支援学校の教職員，認定こども園，保育所の保育士，教育行政関係者 ⑵　場　所　カクイックス交流センター ⑶　参加者　90 人 ３　報告書の作成・配布 ⑴　作成部数　800 部 ⑵　配 布 先　国・県・市町村関係各所，教育庁及び市町村教育委員会，県内小・中学校・義務教育学校等				
事業の成果 （定量的評価）	県教育委員会，市町村教育委員会，地域振興局，市町村男女共同参画担当課，県男女共同参画地域推進員と連携を取り，５地区 14 の小学校・中学校・小中学校・義務教育学校において実施することができた。延べ 1,054 人に参加していただき，本事業を通して地域全体で人権意識を高め，男女共同参画社会の形成促進を図ることができた。				

児童生徒を対象としたワークショップ

教職員等　男女共同参画研修（講座・ワークショップ）

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画室 かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	担当者	山野	内線	099-221 -6603
事業名 （取組名）	女性のエンパワーメント事業	予算額	7,218 千円		
令和７年度 取組実績	１　女性のキャリアデザインセミナー ⑴　開催時期　９月～３月 ⑵　開催場所　カクイックス交流センター等 ⑶　対　　象　就業している、又は就業しようとする女性 延べ 74 人（うち web50 人） ２　働く女性・地方自治を担う女性のエンパワーメントセミナー ⑴　開催時期　９月～３月 ⑵　開催場所　カクイックス交流センター等 ⑶　対　　象　・　管理職や管理職候補の女性、管理職を目指す女性 ・　地域自治組織やＮＰＯの活動実践者、地方自治体職員、政治参画を目指す女性等 延べ 300 人（うち web159 人） ３　女性のデジタル入門セミナー ⑴　開催時期　９月～10 月 ⑵　開催場所　カクイックス交流センター等 ⑶　対　　象　・　デジタル分野のキャリアに興味がある若年女性 ・　デジタルスキルの習得により、キャリア継続や再就職を希望する、または興味がある女性 延べ 45 人（うち web14 人） ４　県女性活躍推進会議女性ワーキンググループによる協議 ⑴　開催日　５月 27 日，２月６日 ⑵　内　容　令和７年度県の女性活躍推進に向けた取組について 働く女性特有の健康課題について　等				
事業の成果 （定量的評価）	女性を対象とした各種セミナーを開催することにより，様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに女性のスキル向上の機会を提供することができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課	担当者	島田	内線	099-221 -6603
事業名 （取組名）	男女共同参画相談事業	予算額	11,538 千円		
令和７年度 取組実績	１　一般相談の実施　1,726 件 うち暴力行為等関係　709 件 うち就労関係　113 件 ２　専門相談の実施　68 件 法律相談　38 件 メンタルヘルス相談　12 件 男性相談　18 件 ３　若者を対象とした相談窓口の開設▼ 鹿児島大学医学部保健学科ボランティアサークルと共催で実施				
事業の成果 （定量的評価）	性別に起因する夫婦・家庭・子育て・就業等の悩みを抱える方の相談に応じ，助言や専門機関の紹介等を行うことにより，相談者による自己解決に寄与した。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局男女共同参画室	担当者	鬼丸	内線	2634
事業名 （取組名）	（困難な問題を抱える女性支援調整会議運営事業）	予算額	529 千円		
令和７年度 取組実績	１　県ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議の開催 　困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため，県，市町村，関係機関・団体等で構成する会議を開催した。 【開催実績】 代表者会議：１回 実務者会議：２回				
事業の成果 （定量的評価）	支援調整会議を通じて，相互連携の強化を図り，困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うよう努めた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局くらし共生協働課	担当者	下澤	内線	2549
事業名 （取組名）	犯罪被害者等支援事業	予算額	16,407 千円		
令和７年度 取組実績	１　性犯罪被害者等支援事業 ⑴　被害者相談支援運営及び機能強化の取組 内閣府が進める性暴力被害者のためのワンストップ支援センター事業が令和４年度から 365 日 24 時間体制になったことに伴い、同年度から女性相談員を１名増員し、令和７年度も同様の体制を保持した。 ⑵　医療費等（公費負担）の支援 性暴力被害者に対する病院等への付添支援やカウンセリング等の医療費及び弁護士相談費用の公費負担を行った。 ⑶　広報啓発等の実施 ポスター、ポケットティッシュ等を作成し、キャンペーンを通じて配布するなど啓発活動に努めた。 ２　交通事故被害者等支援事業 ⑴　交通事故相談所に交通事故相談員２名を配置し、交通事故被災者等への相談対応を実施した。 ⑵　出張相談を実施した。（大隅地域振興局、大島支庁） ⑶　無料弁護士相談を実施した。 ⑷　交通事故相談員の研修を実施した。 ⑸　リーフレットを作成・配布、ホームページでの掲載等で広報啓発活動を実施した。				
事業の成果 （定量的評価）	県が主催する鹿児島県くらし安全・安心県民大会や、犯罪被害者週間におけるキャンペーン等において積極的に人権についての啓発活動を推進し、支援の充実に努めた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局くらし共生協働課	担当者	下澤	内線	2549
事業名 （取組名）	くらし安全安心まちづくり推進事業	予算額	498 千円		
令和７年度 取組実績	１　犯罪被害者等支援総合窓口での相談受理業務 　課内に「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置し、県の施策や個別相談窓口を案内した。 ２　市町村犯罪被害者等施策主管課担当者会議の開催 　７月 17 日、各市町村と犯罪被害者支援に対する共通認識を図るため、県警、各市町村犯罪被害者等支援等施策担当者等とオンラインによる担当者会議を開催した。 ３　「犯罪被害者支援の日」における取組 　10 月３日、鹿児島中央駅前広場で行われた（公社）かごしま犯罪被害者支援センター主催の「犯罪被害者支援の日街頭キャンペーン」に参加し、犯罪被害者への理解を求める広報啓発を実施した。 ４　犯罪被害者月間（11 月１日～12 月１日（月間中の 11 月 25 日から 12 月１日は犯罪被害者週間を兼ねる））における取組 　（公社）かごしま犯罪被害者支援センター主催の「犯罪被害者週間」オープニングキャンペーン」、「犯罪被害者支援フォーラム 2025ＩＮかごしま」を共催した。 ５　広報啓発 　県ホームページによる周知のほか、警察庁が発行する「犯罪被害者等施策メールマガジン」を各市町村等へ情報提供した。				
事業の成果 （定量的評価）	「犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間」、「年末年始の地域安全運動」において、県内各地におけるキャンペーン等の実施や、各種会議、くらし安全・安心県民大会を通じて人権について啓発活動の推進や支援の充実に努めた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局くらし共生協働課	担当者	松田	内線	2545
事業名 （取組名）	多文化共生推進事業	予算額	6,302 千円		
令和７年度 取組実績	１　在留外国人と県民との交流促進事業（かごしま多文化共生社会推進事業補助金） 　地域住民と在留外国人の交流イベント・講座の開催や国際交流活動の支援等により、多文化共生社会の実現を図るとともに、地域住民と在留外国人が共生する地域づくりに向けた取組を推進した。（16 件） ２　日本語・日本文化等理解講座 　在留外国人が生活に必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語・日本文化等の理解に関する講座を開催した。（全５回） ３　日本語教育人材養成事業 　在留外国人が生活に必要な日本語能力を身に付けることを支援する人材を養成し、日本語教師や日本語ボランティア等を確保するため、対象者別の講座をオンラインで開催するとともに、受講者の情報をリスト化して育成の状況を把握し、活用を図った。（①日本語ボランティア入門講座（全３回）、②日本語ボランティアスキルアップ講座（全６回）、③日本語教師スキルアップ講座（全２回）） ４　災害時外国人支援ボランティア養成事業 　災害時の外国人支援として、災害時や避難時等に必要な基礎知識の習得や通訳・翻訳に関するスキルを学ぶ講座を開催して災害時に外国人を支援するボランティアを育成した。（12/21[オンライン]、１/31[対面]） ５　関係機関との連絡調整 　日本語教室のネットワーク化及び情報共有や意見交換等を行う地域日本語教育ネットワーク会議（12/12）や、市町村等を対象として情報共有や意見交換等を行う多文化共生社会推進会議（11/10、１/26）等を開催した。				
事業の成果 （定量的評価）	日本語ボランティア入門講座、災害時外国人支援ボランティア養成講座等を開催し、在留外国人を支援する人材を養成することにより、外国人が暮らしやすい地域づくりが進められている。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>男女共同参画局くらし共生協働課</td><td>担当者</td><td>坂上</td><td>内線</td><td>2546</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>多文化共生の地域づくり事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">2,307 千円</td></tr>
<tr><td>令和７年度
取組実績</td><td colspan="5">１　多文化共生の地域づくりモデル事業
日本人と外国人が共生する地域づくりを促進するため、地域住民の多文化共生の意識醸成を図り、日本人と外国人が共に学ぶワークショップ等をモデル的に実施する２つの市町村の取組を支援した。

⑴　地域住民及び外国人住民等を対象とした講座の開催
①内容　地域住民や市町村職員等を対象に、多文化共生の概念や必要性を学ぶ講座や外国人住民が地域で安心して暮らせるように地域の情報を学ぶ講座を開催。
⑵　共助の仕組みづくりに向けたワークショップの開催
①　内容　共助の仕組みづくりに向けた地域行事への交流契機として、地域住民と外国人住民が共に学ぶワークショップを開催。
実施地域：さつま町、鹿屋市
実 施 日：さつま町　令和７年 11 月 29 日、令和８年１月 18 日
鹿屋市　令和７年 12 月 19 日、令和８年１月 11 日
参加者数：さつま町　日本人：50 人、外国人:15 人
鹿屋市　日本人：約 90 人、外国人：約 30 人</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">両市町において日本人（約 140 人）・外国人（約 45 人）の参加があり、それぞれにアンケートを実施したところ、講座内容について、日本人・外国人併せて７割以上が「役に立った」、「よく分かった」と回答しており、本事業を通じて多文化共生への意識醸成を図ることができた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局くらし共生協働課	担当者	松田	内線	2545
事業名 （取組名）	外国人総合相談窓口運営事業	予算額	10,942 千円		

令和７年度取組実績

１　外国人総合相談窓口の運営

在留外国人が生活に係る適切な情報や相談場所に到達できるようにするため、多言語で相談に対応する窓口を運営

⑴　設置場所
カクイックス交流センター１階　国際交流プラザ内

⑵　開所日時
原則火曜日～日曜日、午前９時～午後５時

⑶　相談体制
相談員２人（ベトナム人１人、日本人１人）

⑷　主な機能
・　在留資格や雇用、医療・福祉等の生活に係る相談対応
（通訳委託会社やテレビ電話通訳等も活用）
・　市町村等への出張相談　など

⑸　令和７年度相談件数
453 件

【相談件数別】

入管手続	雇用・労働	社会保険・年金	税金	医療
124	50	13	3	11
出産・子育て	教育	日本語学習	防災・災害	住宅
8	2	35	5	9
身分関係	交通・運転免許	通訳・翻訳	福祉	マイナンバー
21	7	26	0	3
ウクライナ関係	手続一般	その他	合計	
0	7	129	453	

２　災害時多言語支援センター

災害対策本部が設置された場合に，避難した在留外国人に市町村が行う通訳等を支援する災害時多言語支援センターを設置した。

⑴　設置主体　県

⑵　運営主体　ア　くらし共生協働課（通訳支援班）
イ　国際交流課（翻訳支援班）
ウ　県協会（通訳・翻訳対応）

⑶　設置基準　災害対策本部が設置された場合

⑷　業務内容　市町村に対する通訳・翻訳支援

⑸　通訳方法　通訳会社を交えた４者通話
（県・市町村・通訳会社・外国人）

⑹　翻訳方法　国際交流員等による通訳
英語、中国語（簡体）、韓国語、ﾍﾞﾄﾅﾑ語

⑺　設置回数　２回（令和７年７月３日～８月９日、８月８日～15 日）

事業の成果（定量的評価）

在留外国人に対する多言語での情報提供や相談を行う相談窓口の運営により，本県に居住する外国人が地域社会で活躍できる環境整備を図ることができた。
（相談件数　R５：252 件　R６：371 件　R７：453 件）

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局消費者行政推進室	担当者	塩鶴	内線	2522
事業名 （取組名）	消費者行政活性化事業 （マイライフかごしま）	予算額	36,297 千円 （うちマイライフかごしま：106 千円）		
令和７年度 取組実績	・　マイライフかごしまの作成・配布 　消費生活等くらしに関する情報を提供し，消費者トラブルの未然防止等につなげる。 ・年２回（８月，１月の発行） ・各回（４ページ）　5，000 部 ・送付先：市町村，消費生活協同組合，県政モニター，社会福祉協議会， 老人クラブ連合会，地域女性団体連絡協議会　等				
事業の成果 （定量的評価）	県に寄せられた相談事例や「消費者ホットライン 188（いやや）」を周知する記事を作成し，県内市町村をはじめ社会福祉協議会や老人クラブ連合会等に配布した。				

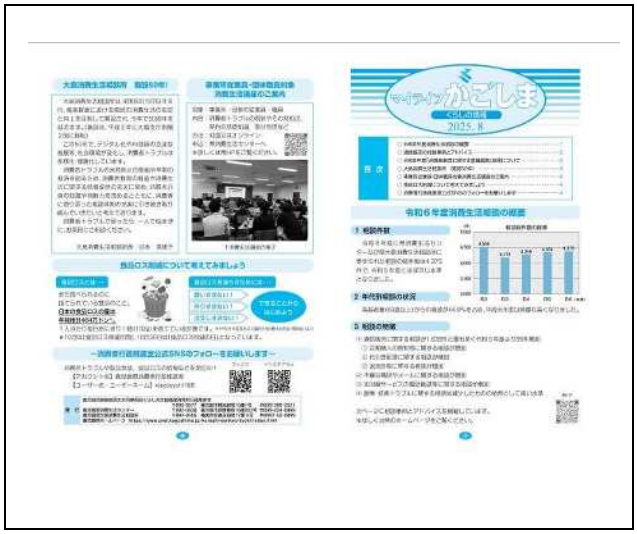

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局消費者行政推進室	担当者	岩元	内線	2521
事業名 （取組名）	ー （鹿児島県消費者安全確保地域協議会における取組）	予算額	ー千円		
令和７年度 取組実績	○　令和７年度鹿児島県消費者安全確保地域協議会の開催 ・　開催日時：令和７年８月 26 日（火） ・　開催場所：県庁行政庁舎９階会議室　９－Ａ－１ ・　出席者：消費者行政推進室、県消費生活センター 社会福祉課、高齢者生き生き推進課、社会教育課 生活安全企画課、生活環境課　※２課ともに県警 県社会福祉協議会 県老人クラブ連合会 県地域女性団体連絡協議会 ・　協議内容 ①　高齢者等の最近の消費者トラブルについて ②　高齢者の消費者トラブル防止等に係る各機関の取組状況について ③　次期消費者基本計画における高齢者等に関する施策について				
事業の成果 （定量的評価）	令和６年度に県に寄せられた高齢者等の消費生活相談件数・内容等や構成員が実施している取組を構成員間で共有することにより，高齢者等への見守りの必要性を再認識できた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>男女共同参画局
鹿児島県消費生活センター</td><td>担当者</td><td>山口</td><td>内線</td><td>099-226
-0861</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>消費生活センター管理事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">47,361 千円</td></tr>
<tr><td>令和７年度
取組実績</td><td colspan="5">１　県民への消費生活に関する相談への助言、情報提供、あっせん
⑴　消費生活相談業務
ア　相談件数(R8.3 月末時点)
4,616 件(大島消費生活相談所における受付件数を含む)
うち 60 歳以上の高齢者からの相談 2,070 件、構成比 44.8%
⑵　消費者啓発
ア　高齢者対象消費生活講座
4 回開催（151 人）
イ　その他の啓発
広報誌・テレビやラジオの広報媒体による啓発　20 回
ホームページ・Ｘ・インスタグラム・ＬＩＮＥによる啓発　20 回</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">県民からの相談に対し，助言やあっせんを行った。
消費生活相談及び消費生活講座の実施や、テレビ・ラジオなどの広報媒体を活用した啓発を通じて、消費生活に関する情報の提供や相談窓口の周知・案内を行い、消費者トラブルを防止するための意識の向上を図った。

【消費生活講座の実施状況】
Ｒ５：２回（38 人）、Ｒ６：３回（65 人）、Ｒ７：４回（151 人）</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	男女共同参画局 大島消費生活相談所	担当者	若松	内線	0997-57-7226
事業名 （取組名）	大島消費生活相談所管理事業	予算額	5,866 千円		
令和７年度 取組実績	１　県民への消費生活に関する相談への助言、情報提供、あっせん ⑴　消費生活相談業務 ア　相談件数（R8.3 月末時点） 4,616 件（消費生活相談センターにおける受付件数を含む） うち 60 歳以上の高齢者からの相談 2,070 件、構成比 44.8% ⑵　消費者啓発 ア　高齢者対象消費生活講座 ４回（157 人） イ　その他の啓発 新聞　４回				
事業の成果 （定量的評価）	・　県民からの相談に対し、助言やあっせんを行った。 ・　昨年度に引き続き、消費生活講座の実施や新聞等での啓発を通じ、消費生活に関する情報の提供や相談窓口の周知・案内を行った。 【高齢者対象消費生活講座の実施状況】 R５：３回（37 人）、R６：５回（164 人）、R7：４回（157 人）				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	総合政策部国際戦略課	担当者	野間	内線	2305
事業名 （取組名）	国際交流プラザ設置事業	予算額	15,930 千円		
令和７年度 取組実績	１　情報収集提供機能の拡充 ⑴　ホームページ（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語）の各種情報の随時更新 ⑵　Facebook を活用した情報提供 ⑶　図書等の充実・提供 ２　広報出版活動の充実 ⑴　日本語情報誌「暖流（DANRYU）」 ・発行回数　年１回 ⑵　英文情報誌（「South Wing」）の発行 ・発行回数　年１回 ⑶　「国際交流ひろば」の発行 ・発行回数　年４回 ３　国際理解の推進 ⑴　外国語・文化講座等の開催 ⑵　国際理解プログラム事業の実施 ⑶　国際理解教材の整備・貸出し ４　在住外国人との交流促進及び支援 ⑴　国際交流活動の促進 ⑵　在住外国人の支援 ⑶　外国人による日本語スピーチコンテスト ⑷　県民の海外との交流に関する相談，留学等の相談対応 ⑸　留学生への支援（留学生支援資金貸付制度の運営） ⑹　多文化共生地域づくり事業 ５　国際交流組織の連携・支援の強化 ⑴　国際交流・協力活動への助成 ⑵市町国際交流協会及び国際交流団体とのネットワークの推進				
事業の成果 （定量的評価）	県民向けの各種情報の提供・発信や相談受付のほか，外国語講座や文化講座等の実施を通じて，県民の国際理解が深まった。 ・県民の海外交流に関する相談件数　24 件（在住外国人からの相談は除く） ・ワールドトークサロン（英・中・韓）参加者　2,688 人（R74.1～R8.3.31）				

外国人による日本語スピーチコンテスト

韓国の舞踊

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	環境林務部森林経営課担い手育成係	担当者	角田	内線	3357
事業名 （取組名）	林業就業相談窓口の設置	予算額	ー千円		
令和７年度 取組実績	【概要】 林業就業相談窓口を設置し、就業相談を通じて女性林業者等の新規参入を図る。 １　林業就業相談窓口の設置箇所 ・　県機関　　９箇所 ・　関係団体　１箇所 ２　就業相談者への対応 ・　就業のための各種研修の案内 ・　女性林業者の新規参入等に向けたパンフレットの配布 ・　関係団体と連携した女性林業者の就労促進及び就労環境改善の取組の紹介 ３　就業相談件数　150 件				
事業の成果 （定量的評価）	林業就業相談を通じて、就業のための各種研修の案内などを行ったことで、以下のとおり女性林業者の新規参入の促進が図られた。 ・　林業に関心のある方や就業を希望する方を対象に、森林・林業に関する講義を行うとともに、チェーンソー・刈払機の操作習得研修や就業体験、就業相談会等を行う「かごしま森の仕事体験セミナー」を開催したところ、令和７年度受講者 15 人のうち、女性２人の受講につながった。 （女性参加者数（全体）　R５　１人(27 人)、R６　５人(26 人)、R７　２人（15 人）） ・　また、一般県民を対象に、森林・林業の果たしている役割や林業の意義・魅力を発信するため、伐採現場や木材加工施設等を視察先としたバスツアー(R7～)を開催したところ、令和７年度の参加者 21 人のうち、女性 10 人の参加につながった。 【かごしま森の仕事体験セミナー】 【バスツアー】				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	社会福祉課	担当者	寺園、西	内線	2831
事業名 （取組名）	福祉企画事業	予算額	37 千円		
令和7年度 取組実績	1　広報・啓発活動 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12 月 10 日～16 日）を中心に実施 ⑴　写真パネル展の実施 ア　各支庁・地域振興局 イ　県庁1階アトリウムエスカレーター横 ウ　商業施設(イオンモール鹿児島) エ　市町村へのパネル貸出(8市町) オ　人権同和対策課への貸出（人権同和県民のつどい） ⑵　北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の放映 期間：12 月 15 日、16 日(12 時～13 時のみ) 場所：県庁2階県民ホール ⑶　各種広報媒体を活用した啓発 ①　ポスター・チラシの配付 県出先機関等、市町村（チラシのみ）、県内大学・短大・高校・特別支援学校 ②　包括協定に基づくポスター送付 県内イオン1店舗、マックスバリュ1店舗 ③　県広報誌「県政かわら版」12 月号 ④　市町村広報誌用メール（10 月、11 月分） ⑤　庁内放送（12 月 10 日、16 日） ⑥　県ホームページによる広報 ⑦　職員コミュニケーションシステム「インフォメーション」掲載（全職員向け） ⑧　ラジオスポット（12 月4日、10 日、15 日） ⑨　県政広報テレビ番組「＃かごしま」（12 月7日） ⑩　南日本新聞「みなみのカレンダー」掲載（12 月8日） ⑪　フリーペーパー（リビングかごしま）への掲載（12 月6日号） ⑫　SNS掲載（県公式 facebook：12 月5日、県公式LINE：12 月5日） ⑬　デジタルサイネージ「わが街NAVI」（12 月 10 日～16 日） ⑷　県職員（本庁）へのブルーリボン着用依頼 配付枚数：374 枚 ⑸　県職員(本庁、各支庁・地域振興局)への署名協力依頼 署名筆数：1,907 筆 ⑹　啓発資料の作成 既存資料の増刷（900 部） ⑺　県警の啓発活動への協力 実施日：8月 12 日、12 月 10 日 ⑻　県有施設等のライトアップ（青色） アミュラン、鹿児島城跡（御楼門、石垣）、センテラス天文館、鹿児島中央ターミナルビル（ソラリア西鉄ホテル鹿児島）、高見橋、西田橋、出水市ツル博物館クレインパークいずみ、東光山公園（出水市）、姶良市土地開発公社前（九電鉄塔）、伊仙町役場（庁舎前） ⑼　署名活動の実施 各支庁・地域振興局、県庁1階アトリウム総合受付前、パネル貸出先の市町村（8市町） 2　拉致被害者支援 拉致問題庁内連絡会議（令和2年度～新型コロナウイルスの影響により書面開催）				

事業の成果 （定量的評価）	・県内の高校・大学等へのチラシ配付やSNSへの掲載など、若年層への広報・啓発を重点的に行った。 ・今年度初めて、県庁1階のパネル展と合わせて署名コーナーを設置するなど、より一層の周知、啓発を図った。

（イオンモール鹿児島でのパネル展の様子）

（御楼門のライトアップの様子）

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	保健福祉部社会福祉課	担当者	永田	内線	2825
事業名 （取組名）	生活困窮者自立支援事業	予算額	106,298 千円		
令和7年度 取組実績	1　自立相談支援機関による相談支援 ・　生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態に合った自立支援計画を作成し、必要なサービスの提供に繋げる ・　関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行う ・　関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組む等 2　研修会等の開催 ・　初任者研修　1回、人材養成研修　1回 ・　ONLINE お悩み相談会の開催　　11 回 ・　関係機関・団体等の連携会議　書面開催				
事業の成果 （定量的評価）	自立相談支援機関による相談支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図った。 また、研修等の開催により、実施体制の強化を図った。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	保健福祉部健康増進課	担当者	田島	内線	2720
事業名 （取組名）	ハンセン病対策事業	予算額	4，836　千円		
令和7年度 取組実績	1　普及啓発 ⑴　ハンセン病問題啓発講演会 ・ 保健所が入所者等を講師に迎え，地域住民等に対して啓発講演会等を実施 開催回数　　6回（5保健所） 参加者数　　388人 ⑵　親子療養所訪問 ・ ハンセン病問題に関心を持つ親子や教師等に，療養所訪問による入所者との交流の場を提供。 星塚敬愛園　34人（14組） 奄美和光園　　8人（　2組） ⑶　広報等による普及啓発 ・ パネル展示 6月「ハンセン病を正しく理解する週間」 ・・・　4会場　（3市1町） ・ ホームページ，市町村広報誌等へ掲載依頼 ・ 書籍，DVD貸出 ・ リーフレットの配布 2　各種相談 元患者・家族等からの相談等への支援				
事業の成果 （定量的評価）	・　令和7年度の親子療養所交流会は，療養所を訪問するため，感染予防の観点から療養所との調整で定員を設定したが，定員以上の申込みがあった。星塚敬愛園 34人，奄美和光園8人の参加となった。 ・　普及啓発の講演会等は5保健所で実施し，ハンセン病問題の正しい知識の普及啓発に努めることが出来た。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>保健福祉部感染症対策課</td><td>担当者</td><td>内村</td><td>内線</td><td>2725</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>エイズ予防対策事業 （普及・啓発事業）</td><td>予算額</td><td colspan="3">2，425 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">1 普及・啓発事業
⑴ 正しい知識の普及啓発
① 鹿児島レッドリボン月間の推進（令和7年 11 月 16 日～12 月 15 日）
ア ポスター、パンフレットの配布
普及啓発用ポスター及びパンフレットを作成し、関係機関へ配布
・ポスター：1,200 部
・パンフレット：8,400 部
・ポケットティッシュ：8,500 個

イ レッドリボンツリー等の展示
・行政庁舎にポスター、パンフレット及びレッドリボンツリーを展示
展示期間：令和7年 11 月 16 日(日)～12 月 15 日(月)
・アミュプラザ鹿児島にポスター、パンフレット及びレッドリボンツリーを展示
展示期間：令和7年 12 月1日(月)～12 月 14 日(日)

ウ 行政庁舎1階ロビーのクリスマスツリーにレッドリボンを装飾
展示期間：令和7年 12 月1日(月)～12 月 25 日(木)

⑵ エイズ予防普及啓発講演会、エイズ予防推進街頭キャンペーン
① エイズ予防普及啓発講演会
・高校生等に対して加世田保健所、伊集院保健所、西之表保健所、徳之島保健所主体でエイズ予防普及啓講演会の実施（計 1,038 名参加）

② エイズ予防推進街頭キャンペーン
・鹿児島市保健所、鹿児島県臨床検査技師会と鹿児島大学ボランティア学生でレッドリボン月間中の休日・平日夜間検査の実施について広報するため、令和7年 11 月 26 日に鹿児島中央駅（東口駅前広場にて実施）</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">エイズ患者や HIV 感染者に対する差別の解消のため、鹿児島レッドリボン月間等を通じて、エイズに対する正しい知識の普及啓発を図ることができた。

エイズ予防普及啓発講演会を4箇所の保健所主体で高校生等を対象に講演会を実施することができ、普及啓発活動を行うことができた。

11月にはエイズ予防推進街頭キャンペーンとして鹿児島中央駅の駅前広場にて広報活動を行い、県民に対して啓発を図ることができた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>保健福祉部感染症対策課</td><td>担当者</td><td>内村</td><td>内線</td><td>2725</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>エイズ予防対策事業
（相談・指導者養成事業）</td><td>予算額</td><td colspan="3">285 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">1　相談・指導者養成事業
⑴ HIV 研修会
・日時　令和7年 12 月 19 日(金)
・内容　HIV 感染症の現状と基礎知識、HIV 感染症の薬物治療とその特徴及び当事者の立場等の講義やグループワークの実施
・参加者　保健所職員等 37 名
⑵ エイズカウンセラーの派遣
・6回</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">エイズ対策に従事する保健所、医療機関、市町村の職員、教員に対し、HIV 感染症の現状と基礎知識、HIV 感染症の薬物治療とその特徴及び当事者の立場等の講義やグループワークを通じて、相談対応・支援の充実を図ることができた。
保健所における相談対応やエイズカウンセラーを派遣することにより、HIV 感染者/エイズ患者の不安解消や心理的支援を行うことができた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	障害福祉課	担当者	川畑	内線	2753
事業名 （取組名）	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業	予算額	12，803 千円		
令和7年度 取組実績	１　条例の普及啓発 （１）　リーフレットの配布 ・　配布数：3，227 部 （２）　広報誌、ホームページ等の活用 （３）　各種研修会等での説明 ・　回数：12 回 （４）　事業所等への個別訪問 ・　回数：414 回 ２　相談員による相談対応 （１）　相談員数：３名 （２）　配置場所：県内３か所 （３）　新規相談件数：174 件 （４）　対応件数：480 件 ３　障害者差別解消支援協議会の開催 ・　日時：令和７年 11 月 10 日（月）13：30～15：00 ・　会場：鹿児島県赤十字会館２階　クロススペースかもいけ ・　参加者：県、鹿児島労働局、障害者団体、各種事業者、学識経験者　等 ・　内容：①障害者差別に関する普及啓発・相談内容について ②普及啓発に係る各団体の取組状況等について				
事業の成果 （定量的評価）	・県内３か所に配置された相談員により、事業者等への訪問や各種研修会等の場で障害者差別に関する周知・啓発を行った。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	障害福祉課	担当者	川畑	内線	2753
事業名 （取組名）	障害者虐待防止対策事業	予算額	1，623 千円		
令和7年度 取組実績	○障害者虐待防止権利擁護の推進・啓発 1 障害者虐待防止・権利擁護研修会 ・開催方法 ：対面研修、オンライン研修 ・実施日 対面 ：1月 15 日、20 日、2月4日、12 日 オンライン ：2月2日 ・対象者 ：事業所従業員、管理者、市町村職員等 2 障害者虐待防止制度の周知 ・パンフレット 2，140 部 3 県障害者権利擁護センターの運営 ・設置月日 平成 24 年 10 月1日 ・業務内容 障害者虐待に関する通報、届出の受理、障害者虐待の防止及び障害者支援に関する情報の提供等				
事業の成果 （定量的評価）	障害者虐待防止・権利擁護研修会について、オンラインでも実施したため、時間や受講者数に縛られずに受講可能な環境づくりを整えることができた。また、民間施設や公共施設等にパンフレットを配布し、普及啓発を行った。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	障害福祉課	担当者	古川	内線	2744
事業名 （取組名）	世界自閉症啓発デー事業	予算額	0 千円		
令和7年度 取組実績	○　国際連合が定めた「世界自閉症啓発デー」（４月２日）を、社会全体で自閉症等の発達障害の啓発に取り組む機会と捉え、県内の施設やNPO法人自閉症協会の協力を得ながら、各種啓発活動を行い、発達障害に関する理解を深める。 １　ブルーライトアップの場所・期間 ・　アミュプラザ観覧車「アミュラン」 ４月２日（水）　18:20～23:00 ・　甲突川の橋梁（高見橋、西田橋） ４月２日（水）　日　没～22:00 ・　ソラリア西鉄ホテル鹿児島 ４月２日（水）～４月８日（火）　日　没～24:00 ・　鹿児島城御楼門 ４月２日（水）～４月８日（火）　20:10～21:00 ・　センテラス天文館 ４月２日（水）～４月８日（火）　日　没～23:00 ２　パネル展示 日時　４月２日（水）～４月８日（火） 場所　県庁舎１階 ３　DVD放映 （個性なの？障害なの？～早く知っておきたい発達障害～） 日時　４月２日（水）～４月８日（火） 場所　県庁舎2階県民ホール				
事業の成果 （定量的評価）	各種啓発活動を行い，発達障害に関する県民の理解を深める一助となった。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	障害者支援室	担当者	小濵	内線	2743
事業名 （取組名）	かごしま県民手話言語普及等推進事業 （手話講座等開催事業）	予算額	965 千円		
令和7年度 取組実績	かごしま県民手話言語条例の普及啓発や聴覚障害者への理解促進を図るとともに、同条例第９条に基づき、県民が手話を学ぶ機会を確保するため、県民向け手話講座の開催のほか、県内の事業者や団体等に対して、出前手話講座の講師派遣等を行った。 1　手話講座 開催場所：県内全域 開催回数：９回（本土５回、離島４回） 参加者数：168 名 対 象 者：一般県民等 講　　師：ろう者、手話通訳者 内　　容 ⑴　かごしま県民手話言語条例について ⑵　聴覚障害に対する理解を深めよう ⑶　聞こえない、聞こえにくい人とのコミュニケーションの取り方 ⑷　手話の練習（あいさつ、自己紹介、数字など）　など 2　出前手話講座 開催場所：病院、学校、観光協会、図書館　等 開催回数：10 回（本土９回、離島１回） 参加者数：260 名 対 象 者：一般県民（学校、病院等）等 講　　師：ろう者、手話通訳者 内　　容 ⑴　かごしま県民手話言語条例について ⑵　聴覚障害に対する理解を深めよう ⑶　聞こえない、聞こえにくい人とのコミュニケーションの取り方 ⑷　手話の練習（あいさつ、自己紹介、数字など）　など				
事業の成果 （定量的評価）	かごしま県民手話言語条例の普及や聴覚障害者への理解促進が図られた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>障害者支援室</td><td>担当者</td><td>福重</td><td>内線</td><td>2746</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>ヘルプマーク･ヘルプカード普及啓発事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">741千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">**1　事業の目的**
外見から配慮や援助が必要なことが分かりにくい人が、日常生活や災害時に必要な支援を受けやすくなるようヘルプマーク･ヘルプカードを配布するとともに、県民への普及啓発を行う。

2　事業主体　　県

3　負担割合
県1／2、国1／2

4　事業内容・実績
・ ヘルプマーク等配付
ストラップ型ヘルプマーク　　3,005 個
ヘルプカード　　2,707 枚

・普及啓発活動
ポスター・チラシの配布（市町村、国機関、店舗等）
ポスター242 枚、チラシ 72 枚
ステッカー配布（鹿児島市交通局）　100 枚
ライトアップ
7月 20 日の「ヘルプマークの日」にあわせ、県内8施設をライトアップ（赤色）</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">ヘルプマーク･ヘルプカードの普及啓発に取り組み、県民の理解が促進されたことにより、障害者等が援助や配慮を受けやすくなるような環境づくりが図られた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	障害者支援室	担当者	松下	内線	2746
事業名 （取組名）	市町村地域生活支援事業	予算額	197，022千円		
令和7年度 取組実績	**1　事業の目的** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、市町村が行う事業に要する費用の一部を助成する。 **2　事業主体** 市町村 **3　負担割合** 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 **4　事業内容** 障害者総合支援法に基づき、市町村が実施主体となり以下の事業を実施した。 （事業費については、国が 1/2、県が 1/4 を支弁） （1）必須事業 ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 （2）任意事業 ・市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業 ・社会福祉法人、公益法人、特定非営利法人等の団体が行う上記事業に対し補助する事業				
事業の成果 （定量的評価）	安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、市町村が行う事業に要する費用の一部を助成した。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>障害者支援室</td><td>担当者</td><td>松下</td><td>内線</td><td>2746</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>社会参加促進事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">47，004千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">事業内容
①障害者110番設置事業
（社福）鹿児島県身体障害者福祉協会に常設の相談窓口を設置し、障害者等からの相談に対応するための人員として、福祉相談員（1名）を配置した。
相談件数：325 件(令和7年4月～令和8年3月）

②県障害者スポーツ大会事業
第 19 回鹿児島県障害者スポーツ大会を開催した。（令和7年5月 18・25 日）

③精神障害者・創作活動振興事業
友愛フェスティバルを実施した。（令和7年 10 月1日）

④障害者保健福祉大会開催事業
障害者保健福祉大会を開催した。（令和7年 11 月6日）

⑤その他社会参加促進事業
・障害者社会参加促進センター事業の実施
・身体障害者スポーツ振興・強化事業の実施
・障害者スポーツ指導員養成事業の実施
・奉仕員養成研修事業の実施
・障害者自立交流促進事業の実施
・身体障害者補助犬給付事業
・精神障害者家族相互支援推進事業の実施
・知的障害者社会活動総合推進事業の実施
・知的障害者スポーツ振興事業の実施
・精神障害者スポーツ振興事業の実施</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">各種事業を通じて、障害者の社会参加の促進が図られた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	障害者支援室	担当者	北園	内線	2743
事業名 （取組名）	障害者スポーツ振興事業	予算額	６，９０４　　千円		
令和7年度 取組実績	**１　目　的** 全国障害者スポーツ大会開催の成果と開催後の課題等を踏まえ、引き続き、障害者スポーツに親しむ環境づくりを進めるため、普及啓発や競技人口の拡大、競技レベルの向上など、障害者スポーツの振興を図る。 **２　事業内容** ①　実施競技普及 障害者スポーツ体験教室を県内各地で6競技開催し、166 名が参加したことで、障害者スポーツの競技人口の拡大につながった。 ②　選手育成・競技力向上 団体競技チーム活動費の助成を行った結果、全国障害者スポーツ大会で2チームがメダルを獲得し、競技レベルの向上につながった。 ③　障害者スポーツ活動の環境づくり 与論町で開催した障害者スポーツ導入研修会・障害者スポーツ教室に 35 名が参加し、障害者スポーツの競技人口の拡大につながった。 ④　支援体制整備 鹿児島市で開催した競技審判員養成講習会に8名が参加し、競技レベルの向上につながった。 ⑤　県障害者スポーツ普及委員会 障害者スポーツ普及拡大の取組や大会参加選手の確保・育成方策の検討等を行った。				
事業の成果 （定量的評価）	全国障害者スポーツ大会に参加する選手の確保・育成とともに、障害者スポーツの普及拡大が図られた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>障害者支援室</td><td>担当者</td><td>福重</td><td>内線</td><td>2746</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>障害者芸術文化活動支援事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">３，１２６千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">１　目　　的
　芸術文化活動を行う障害者やその家族、福祉施設、支援団体等を支援する拠点として、鹿児島県障害者芸術文化活動支援センターを設置し、芸術文化の享受、多様な活動の展開など、障害者の自立と社会参加を促進する。

２　事業主体
　県（運営団体：特定非営利活動法人Lanka）

３　設置場所
　鹿屋市北田町１１１３２－１

４　開　　設
　令和４年７月（令和６年４月より現委託先となる）

５　事業内容・実績
（1）　障害者や事業所等に対する相談支援
　障害者からの各種相談や、事業所等からの支援方法、権利の保護、作品の販売等に関する相談に対応
（2）　芸術文化活動を支援する人材の育成等
　福祉及び文化芸術関係者等を対象に、著作権及び知的財産権に関するセミナーを実施
・日時：令和８年３月１３日（金）１３時３０分～１６時３０分
・場所：鹿児島市立天文館図書館
（3）　関係者のネットワークづくり
　セミナーの開催に合わせて、関係者のネットワーク会議を開催
　地域の支援体制の在り方やセンターの役割・機能について、共有した。
（4）　発表等の機会の創出
　公募による絵画を展示
・あったか交流フェスタ 2025（令和7年 12 月６日～７日）
・障害者週間展示（令和7年 12 月３日～９日）
（5）　その他
　展示会や公演などのイベント情報等の情報収集に努めるとともに専用ホームページ等にてセンターの活動内容を発信した。</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">障害のある方が芸術文化活動に触れる機会の創出や芸術文化活動を支援する人材の育成が図られた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	障害者支援室	担当者	山﨑	内線	2462
事業名 （取組名）	障害者保健福祉大会開催事業	予算額	９１６ 千円		

令和7年度取組実績

１　目　的

県内の身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等及びそれらの家族並びに行政・教育機関及び障害者団体などの関係者のほか、県民の参加の下、障害者の社会参加への意欲を喚起するとともに、「障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり」を目指し、障害や障害者に対する県民の理解と認識をより一層深めることを目的とする。

２　期　日

令和７年 11 月６日（木）　午後１時から午後３時 30 分まで

３　場　所

カクイックス交流センター　県民ホール

４　会次第

⑴ 主催者あいさつ　鹿児島県知事
鹿児島県精神保健福祉会連合会理事長

⑵ 知事表彰　障害者の更生援護功労者表彰
「心の輪を広げる体験作文」入賞者表彰
「障害者週間のポスター」入賞者表彰

⑶ 団体会長表彰　障害者の自立更生・援護功労者等表彰

⑷ 来賓祝辞　鹿児島県議会議長

⑸ 体験発表　〈鹿児島県身体障害者福祉協会会長推薦〉
戸川　千草さん「毎日を楽しく！～ゴールデンロード～」
〈心の輪を広げる体験作文入賞者〉
・ 小学生部門　伊佐市立菱刈小学校2年
有川　琥晴さん「ぼくのだいじないとこ」
・ 中学生部門　鹿児島市立紫原中学校1年
大山　凌太朗さん「音のない世界」
・ 高校生部門　鹿児島県立種子島高等学校1年
松岡　天司さん「思いやりのレストラン」

⑹ 講演　講師：原良田　龍彦　氏（知的サッカー選手）
演題：障害があってもサッカーと出会い
たくさんの人と出会い始まった僕の人生
講師：米盛　章子　氏（看護師）
演題：ゆっくりすすむ、それじゃダメなの？

⑺ 大会宣言　鹿児島県手をつなぐ育成会理事長

⑻ 閉会のあいさつ　鹿児島県身体障害者福祉協会会長

５　主　催

鹿児島県
鹿児島県身体障害者福祉協会
鹿児島県手をつなぐ育成会
鹿児島県精神保健福祉会連合会

６　参加者

障害者及びその家族、障害者団体、行政・教育機関等の関係者　（約 297 名）

事業の成果（定量的評価）

本大会を通し、障害者の社会参加への意欲を喚起するとともに、障害や障害者に対する県民の理解と認識をより一層深めることができた。

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	障害者支援室	担当者	北園・山﨑	内線	2462
事業名 （取組名）	福祉のまちづくり推進事業	予算額	２，９３８千円		

令和7年度取組実績

１　目　的

「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化に係る条例事務を行うとともに、事業者、県民等への広報啓発等を実施することにより、福祉のまちづくりを推進する。

２　根拠法令

県福祉のまちづくり条例
県市町村権限移譲交付金等交付要綱

３　事業主体　　県

４　事業の負担割合

バリアフリー研修会　　県　10/10
福祉のまちづくり広報誌　　国１／２　県１／２

５　事業内容

（1）　広報啓発

①　福祉のまちづくり広報誌「ありば」（50 号、51 号）の作成

ア　内容

思いやりの心をはぐくむ心のバリアフリー化や、高齢者、障害者等が安全、快適に公共的施設を利用できるようにするためのハード面のバリアフリー化に関する様々な民間の取組や関連する人、イベントの紹介、県の取組などを紹介した広報誌を作成し、事業者、県民等に配布することにより、福祉のまちづくりの普及啓発を図った。

イ　ページ、発行部数等

A4版、8ページ、5，000 部/回×2回/年＝10，000 部

ウ　配布先

事業者、福祉関係団体、国・県・市町村及びその窓口業務を行う部署・銀行、公共交通機関の施設、病院　等

エ　点字版及び録音版

視覚に障害のある方のために、点字版及び音声データを作成した。

・点字版（4部×年2回）
・音声データ（県ホームページに掲載）

②　バリアフリー研修会の開催

民間における公共的施設の整備促進を図るため、建築士及び建設業関係者等を対象に、整備基準に基づいて公共的施設のバリアフリー化を進める具体的手法等について研修会を実施した。

（2）　条例事務の指導等

新築等の届出書の審査、指導及び助言等の条例事務の円滑な執行を図るため、県地域振興局建設部に助言するとともに、権限移譲先市町村に対し条例事務の具体的な指導等を行った。

事業の成果（定量的評価）

広報誌の配布や研修会の開催等により、バリアフリーに関する県民、事業者の理解促進が図られた。

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>介護保険室 保険者指導係</td><td>担当者</td><td>枝元</td><td>内線</td><td>2674</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>高齢者虐待防止推進事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">1，354 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">1　推進体制の整備
高齢者虐待防止推進会議の設置・開催
・ 高齢者虐待の防止について、関係機関相互の密接な連携を確保し、その総合的かつ効果的な推進を図るため会議を設置・開催し連携強化を図る
・開催日　令和8年2月9日

2　高齢者虐待対応実務者会議の開催
・ 県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者で構成される会議を設置・開催し、県と市町村の連携強化を図る
・開催日　令和8年3月 12 日

3　各種研修会の開催
（1）施設職員向け研修
ア　権利擁護推進員養成研修
・ 研修期間：令和7年 10 月 14 日～15 日
令和7年 12 月 11 日～12 日
イ　講師養成研修
・ 研修期間：令和7年7月 29 日～7月 30 日
ウ　看護職員研修
〇　看護実務者研修
・ 研修期間：令和7年7月3日～4日
〇　看護指導者養成研修（外部研修派遣）
・ 研修期間：令和7年8月 19 日～令和8年3月 19 日
（2）市町村等職員向け研修
高齢者虐待防止研修
・ 研修期間：令和7年 10 月 22 日～23 日

4　普及啓発等
（1）県ホームページへの掲載
（2）県広報媒体による広報
（3）リーフレットの作成</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">高齢者虐待防止推進会議や各種研修会の開催等により、高齢者の権利擁護や虐待の未然防止ついて関係機関との連携強化を図るとともに、事業者や養護者をはじめ県民への普及啓発に取り組んだ。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	保健福祉部高齢者生き生き推進課 生きがい推進係	担当者	末吉	内線	2249
事業名 （取組名）	高齢者元気度アップ地域活性化事業	予算額	76,810 千円		
令和7年度 取組実績	1　高齢者元気度アップ地域活性化事業 以下の事業を実施する市町村に対して補助金等を交付 (1)　高齢者地域支え合いグループポイント事業 ①　事業内容 高齢者を含むグループが主体的に行う互助活動及び新規設立グループや新たな高齢者が参加したグループに対しポイントを付与し、地域商品券等へ交換する。 また、互助活動のうち、子育て支援活動にポイントを加算するほか、子育て支援活動のうち、子ども食堂への支援活動等にはさらにポイントを加算し、高齢者による子ども食堂への支援活動等を促進する。 ②　実施市町村 41 市町村 (2)　介護人材確保ポイント事業 ①　事業内容 幅広い年齢層の方が、介護分野の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対してポイントを付与し、地域商品券等へ交換する。 ②　実施市町村 32 市町村 2　周知・広報 本事業のチラシを作成・配布 (1)　作成枚数 16,500 枚（2種類） (2)　配布先 保健所、市町村、市町村社会福祉協議会、イオン、マックスバリュ、郵便局　等				
事業の成果 （定量的評価）	本事業が、高齢者の介護予防や社会参加のきっかけとなっている。 ～ポイント交換人数・グループ数～ (1) 高齢者地域支え合いグループポイント事業：R5 2,530 グループ、R6 2,611 グループ、R7 2,635 グループ (2) 介護人材確保ポイント事業：R5 1, 280 人、R6 1,241 人、R7 1,302 人 				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	保健福祉部高齢者生き生き推進課 生きがい推進係	担当者	末吉	内線	2249
事業名 （取組名）	老人の日記念事業	予算額	0 千円		
令和7年度 取組実績	厚生労働省が、内閣府、消防庁、全国社会福祉協議会など 11 機関・団体とともに提唱する「老人の日・老人週間」キャンペーンの周知・広報を行った。 (1) 「老人の日・老人週間」キャンペーン 「老人の日（9月 15 日）」、「老人週間（9月 15 日～21 日）」を契機として、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくり、高齢者の社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権の尊重等など、6つの目標を掲げ取り組むことを提唱。 (2) 周知・広報先 ・ 市町村（鹿児島市を除く） ・ 県出先機関 ・ 庁内関係課 ・ 県庁2階に展示				
事業の成果 （定量的評価）	当該キャンペーンのチラシを市町村へ配布したり、県庁2階スペースに掲示したりと、キャンペーンの趣旨について周知を図ることで、高齢者の人権の尊重等を考えるきっかけとなった。 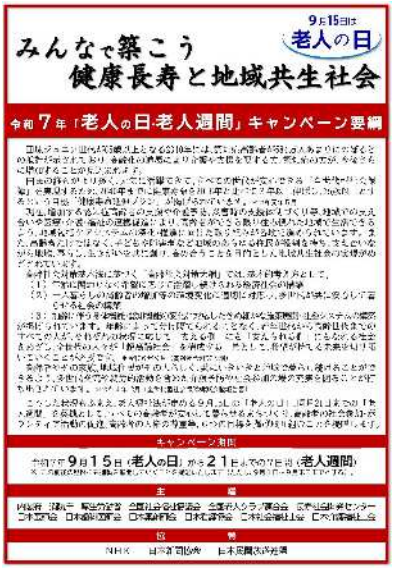 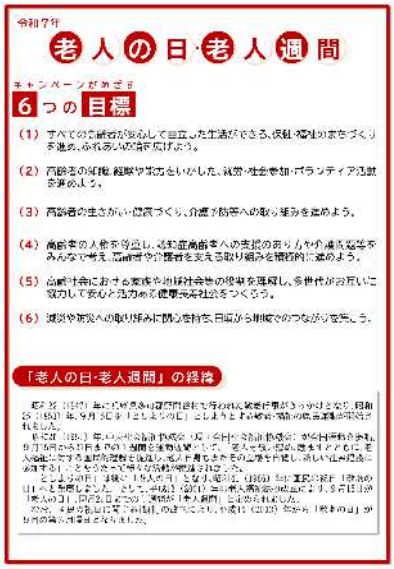 				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	高齢者生き生き推進課	担当者	梅木	内線	2698
事業名 （取組名）	認知症研修総合事業	予算額	4,667千円		
令和7年度 取組実績	1 認知症介護基礎研修 ・e ラーニングにより実施 2 認知症介護実践者研修 ・実施回数 3回（R7：178 名） 3 認知症介護実践リーダー研修 ・実施回数 1回（R7：57 名） 4 認知症対応型サービス事業管理者研修 ・実施回数 2回（R7：69 名） 5 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ・実施回数 1回（R7：22 名） 6 認知症対応型サービス事業開設者研修 ・実施回数 1回（R7：14 名） 7 専門職認知症対応力向上研修 ⑴ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 ・開催回数 1回 ・修了者数 38 人 ⑵ 病院勤務以外の医療従事者向け認知症対応力向上研修 ・開催回数 1回 ・修了者数 23 人 ⑶ 看護職員認知症対応力向上研修 ・開催回数 3回 ・修了者数 285 人 ⑷ 歯科医師認知症対応力向上研修 ・開催回数 1回 ・修了者数 43 人 ⑸ 薬剤師認知症対応力向上研修 ・開催回数 1回 ・修了者数 280 人 8 認知症サポーター養成講座 ⑴ 県職員向け ・開催回数→1回 ・サポーター養成数→101人 ⑵ 企業向け ・開催回数→4回 ・サポーター養成数→104人				
事業の成果 （定量的評価）	認知症介護に関する実践的な研修を実施し、受講者に高齢者の人権意識を高めることができた。今後とも、介護施設職員等における高齢者の人権意識の向上を図るため、引き続き研修を行っていく必要がある。 また、日頃高齢者と接する機会の多い医師や看護師等の専門職が認知症の人や家族を支えるために必要な基礎知識や認知症ケアの原則等の知識について習得する研修を実施した。 そして、認知症サポーター養成講座を通して、県職員や県内企業職員への理解普及を図ることができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	高齢者生き生き推進課	担当者	梅木	内線	2698
事業名 （取組名）	認知症理解普及促進事業	予算額	4,667千円		
令和7年度 取組実績	1 認知症に関する電話相談 ・月～金（祝日・年末年を除く） 10 時～16 時 ・相談件数→143 件 2 「認知症月間」及び「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」期間を中心とした各種取組 ⑴ ランドマークのライトアップ ・県内8箇所で実施 ⑵ 県内の民間書店及び公立図書館（室）における特設コーナーの設置 ⑶ 県庁舎1階、県立奄美図書館、イオンモール鹿児島においてパネル展示実施 ⑷ 県庁、各地域振興局・支庁、保健所、市町村、認知症疾患医療センターにてのぼり旗・懸垂幕の掲示 ⑸ 認知症に関する普及啓発イベントをイオンモール鹿児島において実施 4 認知症の人にやさしい鹿児島学びあいプラットフォームの整備 認知症の理解普及のための動画を県ホームページ及び県公式YouTubeチャンネルで公開。				
事業の成果 （定量的評価）	電話相談や月間及び週間の取組等を通して、認知症の方本人や家族への支援、地域住民等への普及啓発活動を実施することができた。 今後も継続して普及啓発に取り組み、認知症の人にやさしい地域づくりを推進していく。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	子ども政策課	担当者	枦山	内線	2778
事業名 （取組名）	ファミリー・サポート・センターの設置促進	予算額	0千円		
令和7年度 取組実績	1　県ホームページによる普及啓発 2　普及用リーフレットの作成 3　未設置市町村への助言・情報提供				
事業の成果 （定量的評価）	既存の施設では応じきれない変動的・変則的な育児需要へ対応するなど，労働者が育児と仕事を両立して安心して働くことができる環境を整備することができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>子育て支援課</td><td>担当者</td><td>福島</td><td>内線</td><td>2088</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>子ども・子育て支援総合対策事業

（保育所特別保育等研修）</td><td>予算額</td><td colspan="3">2,039千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">保育所特別保育等研修（オンライン研修）
1　開催日（参加人数）
2 月 6 日（85 人）
2 月 12 日（80 人）
2 月 18 日（78 人）
2 月 24 日（75 人）
3 月 6 日（71 人）
2　参加者
保育士，保育教諭，看護師等
3　研修内容
・障がい児保育
・乳児保育
・事故防止
・人権教育
・保護者への対応</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">具体的な事例や，グループワークを取り入れた実践的な研修を実施することにより，

保育者の幅広い知識の習得や資質向上を図ることができた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>子ども福祉課</td><td>担当者</td><td>臼井</td><td>内線</td><td>2772</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>児童虐待防止対策関連の事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">532,293 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">○　子ども虐待防止ネットワーク会議の開催
　　開催状況　：　令和７年５月 27 日

○　子ども SOS 地域連絡会議の開催
　　県内６地区８回開催

○　市町村児童福祉担当者・母子保健担当者合同研修
　　県内６地区８回開催

○　オレンジ・リボンキャンペーン
　１　期間　：　令和７年 11 月１日～30 日

　２　主な取組内容
　　⑴　オレンジリボンツリーの設置
　　イオンモール鹿児島、カクイックス交流センター、県庁行政庁舎、
　　各地域振興局・支庁、各児童相談所

　　⑵　広報活動
　　①　リーフレット配布
　　・　オレンジリボンツリー横に設置
　　・　地域振興局・支庁等のパンフレットコーナーに設置
　　・　関係団体への送付、各種研修会等の資料として活用
　　②　鶴丸城跡（御楼門、石垣）のライトアップ
　　③　県広報媒体の活用（県ホームページ）
　　④　イオンモール鹿児島等におけるポスター掲示

　　⑶　街頭キャンペーン（11 月１日実施）
　　①　場所：鹿児島市天文館及び中町ベルク通り周辺
　　②　内容：189（いちはやく）広報啓発用グッズ及びリーフレットを配布
　　歩行者の方へオレンジリボンを手渡しツリーに結んでもらう</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">「子ども虐待防止ネットワーク会議」の開催などにより児童虐待防止に向けた関係機関の連携強化が図られた。
児童虐待の発生予防及び早期発見を促進するために、県全域において、各種の広報啓発活動を行い、児童虐待防止への県民の関心を喚起し、地域全体で見守る気運を醸成することができた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>子ども福祉課</td><td>担当者</td><td>前田</td><td>内線</td><td>2809</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>若者自立支援対策推進事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">27，158千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">
1　「かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）」の運営
⑴ 相談件数（令和7年4月～令和8年3月末日現在）
<table>
<tr><td>不登校</td><td>ひきこもり</td><td>ニート</td><td>フリーター</td><td>ヤング
ケアラー</td><td>その他</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>274</td><td>803</td><td>161</td><td>94</td><td>48</td><td>566</td><td>1,946</td></tr>
</table>
⑵ 巡回相談会の実施（8回実施）
場所：阿久根市、徳之島町、屋久島町、西之表市、奄美市、和泊町

2　「かごしま子ども・若者支援地域協議会」の運営
①　代表者会議（1回開催）
① 開 催 日：令和8年3月 31 日（書面開催）
② 協議事項
実績報告・協議等
⑵ 実務者連絡会議（2回開催）
① 開 催 日：令和8年3月3日、令和8年3月 18 日
② 協議事項
3月3日・・・団体活動紹介、意見交換（18歳未満の「家を出たい」を止めるべきか、支えるべきか？支えるならばどのように支えていくのか？）
3月 18 日・・・行政説明「こどもの居場所づくり」の展開と今後の運用について

3 自立支援の展開
⑴ 支援関係者向けの研修会の開催
① 不登校支援関係者のための研修会
・ 開 催 日：令和7年8月 27 日
・ 場　　所：県青少年会館
・ 開催内容：実践事例紹介
グループワーク
質疑・応答
・ 参 加 者：160 名
② ひきこもり支援関係者のための研修会
・ 開 催 日：令和7年 10 月 23 日
・ 場　　所：県青少年会館
・ 内　　容：講演 （私達の目指すこと ～本人・家族の支援を通して～）
・ 参加者：会場 116 名
⑵ 子ども・若者の自立を支援する関係者向け講演会
① 令和7年6月5日　伊佐市（37 名参加）
② 令和7年9月 12 日　宇検村（会場 100 名、オンライン 19 名参加）
③ 令和8年2月5日　いちき串木野市（40 名参加）
⑶ 子ども・若者自立支援活動促進事業
訪問支援、居場所づくり、体験活動などの事業をNPO等に委託
</td></tr>
</table>

	① 団体数:10 団体 ② 委託料:4,500 千円
事業の成果 （定量的評価）	・不登校支援関係者、ひきこもり支援関係者のための研修会について、研修会の内容や周知方法の工夫により、参加者 100 名をこえる規模で開催できた。また、参加者の都合に応じてオンラインでも参加できるよう柔軟に対応した。 ・かごしま子ども・若者支援地域協議会の実施により、構成団体や、NPO等の関係団体との情報共有・連携を図ることができた。

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	商工労働水産部 外国人材政策推進課	担当者	鎌野	内線	3320
事業名 （取組名）	外国人材受入環境整備支援事業	予算額	3,000 千円		
令和７年度 取組実績	外国人材が安心して働き、暮らすことができるよう、県内企業等が行う職場の受入体制整備、外国人材と地域住民との交流等の取組に対して、経費の一部を補助した。 １　補助対象者 県内の外国人材受入企業、監理団体、業界団体等 ２　補助件数 ①　受入定着支援コース 補助上限額：16 万円（外国人材の参加人数が５人未満の場合は８万円） 補　助　率：４分の３以内 補 助 件 数：13 件 ②　母国行事開催コース（外国人材 50 人以上，補助対象経費 40 万円以上） 補助上限額：50 万円 補　助　率：４分の３以内 補 助 件 数：１件 ３　受入企業等の取組内容（主なもの） ・　外国人材の歴史・自然・文化体験 ・　日本語学習 ・　外国人材・日本人社員向け研修 ・　業務マニュアル等の多言語化				
事業の成果 （定量的評価）	補助金を交付した受入企業等（計 14 団体）において、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組促進が図られた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>商工労働水産部
外国人材政策推進課</td><td>担当者</td><td>溝ノ上</td><td>内線</td><td>3033</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>ベトナム人材受入・交流促進事業（ベトナム・テトフェスタの開催）</td><td>予算額</td><td colspan="3">2,325 千円</td></tr>
<tr><td>令和７年度
取組実績</td><td colspan="5">「ベトナム・テト（旧正月）フェスタ 2026in 鹿児島」の開催

１　日　時　　令和８年２月 15 日（日）　11:00～15:00
２　場　所　　よかど鹿児島
３　主　催　　鹿児島県、鹿児島・ベトナム交流促進協議会
４　後　援　　駐日ベトナム社会主義共和国大使館
５　内　容
⑴オープニングセレモニー
・　主催者挨拶（鹿児島県知事）
・　駐日ベトナム大使によるビデオメッセージ
⑵　ステージイベント
・　ベトナム伝統舞踊披露，獅子舞等
⑶　ブース出展等
・　ベトナム料理や特産品の販売
・　在留外国人相談コーナーの設置
・　ノンラー（ベトナム傘帽子）絵付け体験コーナーの設置
・　自転車危険運転ＶＲ体験（あいおいニッセイ同和損害保険㈱）
・　鹿児島県警によるチラシの配布（外国人トラブル・交通反則）</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">県内に在住するベトナム人技能実習生をはじめとする外国人材等の相互交流や、県民との交流促進を目的とした「ベトナム・テト（旧正月）フェスタ 2026in 鹿児島」を開催したところ、ベトナム人および日本人を含め、約 1,170 人の来場者があり、相互交流が図られた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>商工労働水産部
外国人材政策推進課</td><td>担当者</td><td>鎌野</td><td>内線</td><td>3320</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>外国人材定着等支援事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">519 千円</td></tr>
<tr><td>令和７年度
取組実績</td><td colspan="5">県内企業等における外国人材の適切な受入れ・雇用管理の推進を図るため、企業向け相談窓口の運営や企業向けセミナーの開催を行った。

１　企業向け相談窓口の運営
外国人材の雇用や在留資格等に関する企業向けの無料相談窓口を運営する。
相談件数：11 件　（※令和８年３月 16 日時点）

２　企業向けセミナーの開催
○　はじめての外国人雇用セミナー
外国人材の受入れを検討している県内企業等に対し、外国人材に関する制度の概要や在留資格の説明のほか、外国人材を受け入れる際に参考となる事例を紹介するセミナーを開催した。
（主催：鹿児島県、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）
開 催 日：令和７年９月 29 日（月）
参加者数：64 名

○　外国人雇用管理セミナー
外国人労働者を雇用している事業主等を対象に、外国人労働者の雇用管理の改善や適正な労働条件の確保、外国人労働者を雇用している事業所の取組事例等を紹介するセミナーを開催した。
（主催：鹿児島労働局、鹿児島県）
開 催 日：令和７年 11 月 12 日（水）
参加者数：107 名</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">相談窓口利用企業（11 社）やセミナー参加者（計 171 名）において、外国人材の適切な受入れ・雇用管理の推進が図られた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	商工労働水産部雇用労政課	担当者	東	内線	3015
事業名 （取組名）	子育て応援企業登録事業	予算額	279 千円		
令和７年度 取組実績	１　「かごしま子育て応援企業」の登録 　登録数　860 社（令和７年度末時点） ２　「かごしま子育て応援企業」の紹介 ・県ホームページ ・県広報媒体等 ３　制度の普及促進 ・募集チラシの作成・配布 ・県広報媒体等 ・未登録企業への登録依頼文書の発送（145 社）				
事業の成果 （定量的評価）	従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し、広く県民に紹介することで社会的に評価される仕組みを作ることで、労働者が仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりが推進された。 （令和６年度末時点：832 社　→　令和７年度末時点：860 社）				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>商工労働水産部雇用労政課</td><td>担当者</td><td>礒元</td><td>内線</td><td>3018</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>労使関係近代化促進事業
（労働条件実態調査）</td><td>予算額</td><td colspan="3">375 千円</td></tr>
<tr><td>令和７年度
取組実績</td><td colspan="5">令和７年度労働条件実態調査

【調査の概要】
１　調査対象事業所
常用労働者５人以上の県内民営事業所から、規模別・産業別に無作為抽出した 1000 事業所

２　調査時点
令和７年９月 30 日

３　調査項目
（１）～（８）は毎年調査を行う「基本調査」、（９）～⑽は３年毎に行う「付帯調査」、⑾は今年度のみ行う「特別調査」である。

【基本調査項目】
⑴　外国人労働者
⑵　労働時間、週休、休日制度
⑶　年次有給休暇制度
⑷　育児休業制度
⑸　介護休業制度
⑹　ワーク・ライフ・バランス
⑺　賃上げ
⑻　副業・兼業
【付帯調査項目】
⑼　女性活躍推進
⑽　ハラスメント
【特別調査項目】
⑾　就業規則の整備状況

４　調査結果の公開
令和８年３月、県ホームページに掲載</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">有効回答数
５１４事業所</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	商工労働水産部雇用労政課	担当者	金子	内線	3022
事業名 （取組名）	雇用セーフティネット対策事業 （母子家庭の母等を対象とした職業訓練）	予算額	13,376 千円		
令和７年度 取組実績	・　事業内容 就労経験がない又は就労経験に乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母及び父子家庭の父並びに福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者及び生活保護受給者について職業訓練を行う。 民間の教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、訓練受講及び就職への意識啓発を目的とした準備講習を実施した後に職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図る。 ・　訓練科名　ビジネス実務科（１コース） ・　訓練期間　準備講習（５日）＋職業訓練（３か月） ・　定員　　１０人（託児人数１０人）				
事業の成果 （定量的評価）	・　実績　　入校者数：０人 本コースは一般の離職者からの受講ニーズは一定数あるものの、母子家庭の母等については近年受講者がいない。次年度以降は、対象者のニーズ調査等を行い訓練コースの設定を検討する。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>商工労働水産部雇用労政課</td><td>担当者</td><td>脇</td><td>内線</td><td>3028</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業の発展・拡充及び高年齢者の雇用促進対策）</td><td>予算額</td><td colspan="3">9,324 千円</td></tr>
<tr><td>令和７年度
取組実績</td><td colspan="5">１　シルバー人材センター事業の発展・拡充
⑴　鹿児島県シルバー人材センター連合会に対する運営費の補助金の交付
県内のシルバー人材センターを会員とする鹿児島県シルバー人材センター連合会に運営費の補助を行うことにより、シルバー人材センター事業の発展・拡充を図る。
・　補助金　8、900 千円
・　シルバー人材センター事業
①　安全・適正就業推進事業
②　普及啓発事業
③　就業開拓提供事業
④　交流研修事業
⑤　調査研究事業

⑵　シルバー人材センターの指導検査
鹿児島県シルバー人材センター連合会及び各市町村シルバー人材センターへの指導検査を行うことにより、シルバー人材センターの適正な運営の確保及び育成指導を図る。
・　県内のシルバー人材センター設置状況　36 団体（19 市 17 町）
・　シルバー人材センター立入検査　10 法人

２　高年齢者の雇用促進対策（九州・山口生涯現役社会推進協議会における活動）
生涯現役社会の実現に向け、九州・山口各県や経済団体、労働者団体で構成する「九州・山口生涯現役社会推進協議会」を設置し、生涯現役社会づくりに向けた機運醸成のため、「生涯現役社会推進大会」を毎年各県持ち回りで開催するなど共同事業を連携、協力して実施。
・　九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰
推進大会において、高年齢者の雇用促進に先進的かつ積極的に取り組んでいる企業に対して表彰を行い、県ホームページで取組事例を紹介した。
（R７年度表彰企業）　内村建設　株式会社</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">・　シルバー人材センターの育成指導を通じて、高年齢者の就労機会の確保が図られた。
シルバー人材センター会員数　　１３，２１８人（Ｒ８．３月末現在）</td></tr>
</table>

生涯現役社会推進大会
沖縄県大会
九州・山口生涯現役社会
推進協議会会長表彰
(高年齢者雇用優良企業表彰)
生涯現役社会推進大会
沖縄県大会
九州・山口生涯現役社会
推進協議会会長表彰
(高年齢者雇用優良企業表彰)

建築と人の可能性を拓く
内村建設株式会社
■ 高齢者雇用の背景
弊社では、健康経営の視点から誰もが無理なく充実して働ける環境づくりを進めており、全社員がライフステージやキャリアに応じて自分らしく輝ける体制づくりを行っています。
ベテラン社員は長年培われた技術や現場感覚を次世代へつなぐ思いをもってそれぞれの部署で業務に取り組んでおり、プレーヤーとしての役割だけでなく、教育者としての役割も担っています。
本社外観
事務所風景
■ 高齢者雇用に係る取組
○本社１階をカフェにリノベーションし、職場コミュニケーション向上及び地域交流を活性化
○運動器具を設置し、オフィス内での健康づくりやリフレッシュをサポート
○50、60歳時に人間ドックを会社負担で実施
○51歳以上社員の健康診断のガン検診を全額補助
○技術承継や業務効率化を効果的に進めるための関係づくりや目標設定のワークの開催
企業の受賞コメント
この度は栄えある表彰を賜り、誠に光栄に存じます。
弊社は創業以来、「誠実・努力・自信」を社訓とし、建築に邁進してまいりました。そして今では社訓を体現するベテラン社員が、若手の育成や現場の支えとして活躍してくれていることが、何よりの強みです。
今後も世代を超えて学び合い、働きがいのある職場づくりを進めてまいります。
従業員の声
（60代男性）
まずは10年後も素晴らしい技術者集団である為に、中堅・若手のメンバーが多くの経験を積上げられる様に、私たちベテラン技術者のサポート体制も含めて、少しでも若い人たちの力になればと思って日々業務にあたっております。
（60代男性）
心身ともに健康で現役生活を走りきり、リタイア後は元気に野山を駆け巡りたいと思います。
hat coffee stop
本社1階カフェ
■所在地／鹿児島県鹿児島市上本町２－１２
■事業内容／総合建設業
■従業員数／４２人（うち70歳以上１人）
■設立／1954年
■高齢者雇用制度／定年後の継続雇用（70歳まで）

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>商工労働水産部雇用労政課</td><td>担当者</td><td>國生</td><td>内線</td><td>3022</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>障害者職業能力開発校費（訓練費）</td><td>予算額</td><td colspan="3">111,982 千円</td></tr>
<tr><td>令和７年度
取組実績</td><td colspan="5">１　事業内容
　職業能力開発促進法に基づき、国から委託を受けて、障害者に対して必要な技能を修得させるための職業訓練を実施し、自立更生及び生活の安定を図るとともに、社会経済の安定に資する。

２　訓練科名
⑴　施設内訓練
・　情報電子科
・　グラフィックデザイン科
・　ＯＡ事務科
・　介護福祉サービス科
・　アパレル科
・　ワークトレーニング科
⑵　障害者委託訓練
・　パソコン事務科
・　介護福祉科
・　就業実務科
・　職場体験実習科

３　定員
⑴　施設内訓練　　１００人
⑵　障害者委託訓練　　６８人</td></tr>
</table>

事業の成果 （定量的評価）	【実績】 １　施設内訓練 　入校者数：３６人 　修了者数：３１人 　就職者数：２７人（Ｒ８．５月末現在） ２　障害者委託訓練 　入校者数：２３人 　修了者数：１８人（Ｒ８．３月末現在） 　就職者数：　５人（Ｒ８．３月末現在）

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	商工労働水産部雇用労政課	担当者	谷口	内線	3028
事業名 （取組名）	障害者雇用促進事業	予算額	20,265 千円		
令和７年度 取組実績	１　障害者就業開拓推進員による求人開拓 かごしま、おおすみ及びあまみ障害者就業・生活支援センターに配置した障害者就業開拓推進員による、障害者の求職ニーズに応じた求人開拓の実施。 ２　企業による障害者雇用体験事業の実施 障害者の雇用経験のない事業所において、事業主の不安を払拭し、雇用の場の拡大を図るための最長 14 日間の雇用体験の実施。 ３　障害者雇用支援月間における各種取組 毎年９月を障害者雇用支援月間と定め、障害者雇用促進の啓発や障害者雇用支援にかかる大会の実施など、各種取組の実施。 ⑴　障害者雇用支援・激励大会 ①　開催日　９月２日（火） ②　会　場　鹿児島市民文化ホール ③　内　容　障害者雇用優良事業所、優秀勤労障害者等の表彰、講演等 ④　実　績　知事表彰　事業所　１社、個人　３名 主　催：県、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部 ⑵　障害者就職面接会 ①　鹿児島会場 ア　開催日　９月 17 日（水） イ　会　場　西原商会アリーナ ②　鹿屋・大隅会場 ア　開催日　９月 25 日（木） イ　会　場　ホテルさつき苑 主　催：県、各管轄ハローワーク				
事業の成果 （定量的評価）	・　障害者雇用に係る求人開拓、周知啓発や就職面接会等の実施により、障害者の就労支援が図られた。 障害者就業開拓推進員による求人開拓件数 74 件（Ｒ８．３月末現在） 障害者雇用体験事業延べ実施件数 102 件、雇用移行件数 62 件（R8.3 月末現在） 就職面接会　参加事業所 53 社、参加障害者 198 人、採用内定 41 人（R8.3 月末現在）				

令和7年度 鹿児島県障害者雇用支援・激励大会

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	商工労働水産部水産振興課	担当者	櫻井	内線	3437
事業名 （取組名）	漁業生産の担い手育成確保事業	予算額	569 千円		
令和７年度 取組実績	「第 72 回鹿児島県青年・女性漁業者活動実績発表大会」の開催 ・開催日　令和８年１月９日（金） ・内　容　活動実績の発表 ・発表者　男性２人、女性１人 発表者のうち、男性１人及び女性１人（計２人）は、県代表として、本年３月５日（木）に東京都で開催された「第 31 回全国青年・女性漁業者交流大会」において、活動実績を発表した。				
事業の成果 （定量的評価）	意欲や能力のある中核的な漁業者の育成等が図られた。 				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>農政部経営技術課普及企画係</td><td>担当者</td><td>仲田</td><td>内線</td><td>3151</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>担い手農家育成研修事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">89千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">1　体制の整備
人権問題啓発担当者会（7月 16 日）
農林漁業4団体職員（県農協中央会，県土改連，県農業共済，県森連）を対象に実施

2　啓発資料の配付
「仕事＋人権　人権社会人のため人権入門」
「人権について考える」 2025 版
・配付部数　212 部
・配付先　県農協中央会，県漁連，県土改連，県農業共済，県森連

3　各団体の研修会開催
農林漁業団体において研修会を開催
<table>
<tr><th>団体名</th><th>開催日</th><th>参加人数</th></tr>
<tr><td>鹿児島県農業協同組合中央会</td><td>令和7年4月2日
令和8年2月4日</td><td>54 名
178 名</td></tr>
<tr><td>鹿児島県漁業協同組合連合会</td><td>令和7年 12 月 23 日</td><td>24 名</td></tr>
<tr><td>鹿児島県土地改良事業団体連合会</td><td>令和7年4月2日
令和7年8月 29 日</td><td>6名
109 名（うち 47 名web参加）</td></tr>
<tr><td>鹿児島県農業共済組合</td><td>令和7年 12 月2日</td><td>36 名</td></tr>
<tr><td>鹿児島県森林組合連合会</td><td>令和7年5月2日
令和7年6月 11 日
令和7年 12 月 11 日</td><td>64 名
13 名
50 名</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">各団体に対し人権問題に関する研修会を開催し，延べ 534 名が参加。
人権に対する認識を高める機会になった。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>土木部監理課</td><td>担当者</td><td>橋口</td><td>内線</td><td>3508</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>一般競争入札（総合評価落札方式）における障害者雇用の評価</td><td>予算額</td><td colspan="3">0 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">一般競争入札（総合評価落札方式）における障害者雇用の評価

【内容】
建設産業における障害者雇用の機会確保や促進を図ることを目的に、一般競争入札（総合評価落札方式）の土木一式工事・海上工事・建築一式工事・電気工事・管工事に「前年度までの障害者雇用実績」を評価項目として設定している。

【実績】
当該評価項目を設定した工事契約件数・・・・・・・・31件
（内訳）
土木一式工事（10 件）
海上工事（7件）
建築一式工事（8件）
電気工事（3件）
管工事（3件）
（令和8年3月31日現在）</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">障害者雇用の実績を評価することで、建設産業における障害者雇用の機会確保や促進が図られた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	土木部　道路維持課　改良施設係	担当者	胸元	内線	3575
事業名 （取組名）	人にやさしい道づくり事業	予算額	110,000 千円		
令和7年度 取組実績	人にやさしい道づくり事業 〇歩道段差解消計画箇所数　9,640 箇所 ・令和7年度整備実績　170 箇所				
事業の成果 （定量的評価）	歩道等の部分の縁端と車道等の部分との間の段差解消によるバリアフリー化を進めている。				

整備前

整備後

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>土木部監理課</td><td>担当者</td><td>上拂</td><td>内線</td><td>3490</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>建設工事入札参加資格における障害者雇用の評価</td><td>予算額</td><td colspan="3">0 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">建設工事入札参加資格における障害者雇用の評価

【内容】
　建設産業における障害者雇用の機会確保や促進を図ることを目的に、建設工事入札参加資格審査時に6月1日時点の障害者雇用実績を評価項目として設定している。

【実績】
　当該評価項目該当業者数・・・・・・・・・・・・3者

※　建設工事入札参加資格は偶数年度に定期審査、奇数年度に追加審査を実施しているため、奇数年度は申請業者が少なくなっている。</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">障害者雇用の実績を評価することで、建設産業における障害者雇用の機会確保や促進が図られた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>危機管理防災課防災係</td><td>担当者</td><td>松山</td><td>内線</td><td>2374</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>災害救助事務担当者研修会</td><td>予算額</td><td colspan="3">0 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">１　日時　：　令和7年6月4日（水）13 時 30 分～16 時 30 分（オンライン）
２　内容
⑴住家の被害認定及び罹災証明書の交付について
⑵避難行動要支援者名簿・個別避難計画について
⑶被災者支援について
①災害救助（法外援護）及び被災者支援について
②鹿児島県災害派遣福祉チーム(DCAT)について、
⑷災害救助法に関する事務について
⑸災害救助法による市町村への事務委任の手引きについて
⑹避難所運営について
①避難生活における良好な生活環境の確保について
②福祉避難所確保・運営マニュアルモデルについて
③避難所管理運営マニュアルモデルについて
④トイレカー整備事業について
⑤災害時水循環型シャワー等整備事業について
⑥その他（特別支援学校の福祉避難所としての活用について　他）
⑺災害用物資・機材等の備蓄の在り方検討事業について
※「①避難生活における良好な生活環境の確保について、②福祉避難所確保・運営マニュアルモデルについて、③避難所管理運営マニュアルモデル」において、各マニュアル等に基づき、以下の説明を行った。
・防災担当部局だけでなく、福祉・保健・医療等の関係部局や地域住民、ボランティア等が平時から連携し、避難所運営体制を構築することについて説明
・女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮することが重要であり、要配慮者や男女共同参画の視点による配慮について説明
・高齢者，障害者，妊産婦，難病の方などの体調が悪くならないように、避難者全員で見守る体制づくりについて説明
・女性や子ども、妊産婦等のニーズを踏まえ、女性用トイレ、更衣室、洗濯物干し場及び授乳室を設置するとともに、プライバシーや安全に配慮した居住スペースの配置や場所割を行うことが重要
・避難所・地域の防犯対策として、警察の巡回・派遣体制を確保、自警団などの結成を実施、避難者同士の見守り体制の確保について説明
・避難所運営委員会の役割として、避難者が相談しやすい環境の整備、相談窓口や意見箱等を通じて避難者の悩みやニーズを把握等について説明
・外国人への配慮として、「災害時多言語情報作成ツール」や「災害時多言語表示シート」を活用し避難所内掲示することについて説明
・指定福祉避難所の公示及び周知徹底について説明
※「⑥その他（特別支援学校の福祉避難所としての活用について）」では、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が災害発生時に安全かつ安心して避難生活を過ごせるよう、特別支援学校の福祉避難所としての活用について説明した。</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">市町村及び地域振興局の災害救助事務担当者約 115 人に対し、要配慮者への配慮や男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営について理解促進を図ることができた。
また、避難所運営マニュアルに要配慮者への配慮に関する記載を盛り込む市町村が増加するなど、要配慮者に配慮した避難所運営体制の充実が図られた。
<table><tr><td></td><td>R7.3 現在</td><td>R8.3 現在</td></tr><tr><td>避難所運営マニュアルに要配慮者に関する記載のある市町村数（策定済 39 市町村）</td><td>31 市町村</td><td>32 市町村</td></tr></table></td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>危機管理防災課</td><td>担当者</td><td>鮫島</td><td>内線</td><td>2258</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>県総合防災訓練</td><td>予算額</td><td colspan="3">３，８１５　千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">

<u>１　訓練概要</u>
⑴日程　令和7年5月 25 日（日）
⑵場所　さつま町　宮之城総合体育館
⑶参加者　県、さつま町、消防機関、県警察、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時応援協定締結の企業・団体、地域住民等（94 機関・団体、約 1,000 人）
⑷　内　容　孤立集落からの住民救助、衛星通信設備（スターリンク）による通信手段の確保、孤立集落へのドローンによる物資輸送等

<u>２　要配慮者の訓練参加の概要</u>
⑴　外国人
関係機関と連携し，避難所へ避難をしてきた外国人の支援の訓練を実施
①参加人数　20 名（関係者含む）
②概　　要　避難所へ避難をしてきた外国人住民とコミュニケーションを確保するため、受付窓口における在住外国人への対応に関する助言や在住外国人へ避難所でのルール等説明の支援などを実施。

⑵　障害者、高齢者
関係機関と連携し，障害者や高齢者等の避難行動要支援者の避難訓練を実施
①避難場所　宮之城ふくし園、アルテンハイム鶴宮園（さつま町）
②参加人数　16 名（関係者含む）
③概　　要　民生委員や消防団等の避難支援等関係者の支援により、福祉避難所である宮之城ふくし園とアルテンハイム鶴宮園への避難訓練を実施した。

<u>３　避難所設営訓練の概要</u>
①参加者：市町村の防災担当部局、医療・保健・福祉部局、地域住民等
②概　要：段ボールベットやパーティション，トイレカーの配置等避難生活の環境改善等を踏まえた避難所の開設訓練を実施した。

</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">

県総合防災訓練において、外国人、障害者、高齢者等の要配慮者が参加する避難訓練を実施し、多言語による情報伝達や福祉避難所への避難支援手順を確認したことにより、要配慮者に対する避難支援体制の実効性が確認された。
また、防災部局に加え、医療・保健・福祉部局、地域住民等が連携した避難所運営訓練を実施したことにより、多様な主体による避難所運営体制の強化につながった。
※　外国人の参加人数　　20 名（関係者含む）
障害者、高齢者の参加人数　16 名（関係者含む）

</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	危機管理防災課防災係	担当者	上野	内線	2295
事業名 （取組名）	住民による避難力強化支援事業	予算額	2、211　千円		

令和7年度取組実績

地区防災計画未策定の市町村を対象に、県内2地区へ防災に関する専門家を派遣し、市町村職員、区長及び地域住民の参加の下、災害リスクや避難経路、避難場所、要配慮者の支援方法等を地域で確認・共有しながら、地区防災計画や防災マップの作成を支援した。

また、地区防災計画の策定に必要な防災研修会やまち歩き等を通じ、避難経路、要配慮者の所在及び支援体制等を把握・共有するとともに、高齢者や障害者等のうち自力での避難が困難な避難行動要支援者について、支援者、避難先及び避難時の配慮事項等を整理し、避難行動要支援者対策の推進を図った。

〇対象地区（2地区）

ア　喜界町湾地区

開　催　日	内　容	参加人員
令和7年7月9日（水）	事前説明会、事前調査	7人
同8月30日（土）	防災研修会（災害図上演習）	26人
同8月31日（日）	個別避難計画作成調査	21人
同10月25日（土）	個別避難計画作成調査	32人
同12月13日（土）	地区防災計画案検討会	34人
令和8年2月24日（火）	地区防災計画の引き渡し	3人

イ　南大隅町大泊地区

開　催　日	内　容	参加人員
令和7年7月12日（土）	事前調査、事前説明会	19人
同9月12日（金）	防災研修会（災害図上演習等）	19人
同10月13日（日）	個別避難計画作成調査	1人
同11月30日（日）	地区防災計画案検討会、タイムライン作成研修、まち歩き	38人
令和8年2月1日（日）	地区防災計画案検討会	22人
同2月27日（金）	地区防災計画の引き渡し	3人

事業の成果（定量的評価）

地区防災計画を策定した市町村数が令和5年度末の26市町村から令和7年度末には33 市町村に増加し、要配慮者の避難経路や支援方法等を定めた防災マップ等の作成・共有が促進された。

また、個別避難計画の作成支援等を通じて、避難行動要支援者に対する地域の避難支援体制の充実が図られた。

地区防災計画の策定状況

年度	R5年度末	R6年度末	R7年度末
策定市町村数 （1地区でも計画が策定されている市町村）	26市町村	30市町村	33市町村

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	危機管理防災局危機管理防災課	担当者	松山	内線	2374
事業名 （取組名）	福祉避難所の指定について、市町村への周知	予算額	0円		
令和７年度 取組実績	令和７年 12 月 18 日付け、国からの通知「指定避難所等の指定状況等の調査」の結果と今後の対応について」を受け、令和８年３月４日、県から、市町村に対し、避難所及び福祉避難所の指定等の手続きを適切に実施するよう通知した。 ※「指定避難所等の指定状況等の調査」の結果と今後の対応について（通知）の概要 １　指定避難所等の確保 指定避難所のみならず、協定・届出等避難所等により、避難所の確保を進めること。 ２　指定避難所と指定福祉避難所の整理 同一施設の同一空間を双方兼ねて指定することは想定なれていないことに留意すること。 ３　避難所における想定避難者数の把握 指定避難所等以外にも協定・届出等避難所等の確保にあたっては、受け入れうる想定避難所数を平時から把握、迅速に支援を行える体制を整えること。				
事業の成果 （定量的評価）	人権に配慮した防災対策のため、市町村における福祉避難所の指定と周知が図られた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>危機管理防災課</td><td>担当者</td><td>鮫島</td><td>内線</td><td>2258</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>県総合防災訓練</td><td>予算額</td><td colspan="3">３，８１５　千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">
<u>１　訓練概要</u>
⑴日程　令和7年5月 25 日（日）
⑵場所　さつま町　宮之城総合体育館
⑶参加者　県、さつま町、消防機関、県警察、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時応援協定締結の企業・団体、地域住民等（94 機関・団体、約 1,000 人）
⑷　内　容　孤立集落からの住民救助、衛星通信設備（スターリンク）による通信手段の確保、孤立集落へのドローンによる物資輸送等

<u>２　要配慮者の訓練参加の概要</u>
⑴　外国人
関係機関と連携し，避難所へ避難をしてきた外国人の支援の訓練を実施
①参加人数　20 名（関係者含む）
②概　　要　避難所へ避難をしてきた外国人住民とコミュニケーションを確保するため、受付窓口における在住外国人への対応に関する助言や在住外国人へ避難所でのルール等説明の支援などを実施。

⑵　障害者、高齢者
関係機関と連携し，障害者や高齢者等の避難行動要支援者の避難訓練を実施
①避難場所　宮之城ふくし園、アルテンハイム鶴宮園（さつま町）
②参加人数　16 名（関係者含む）
③概　　要　民生委員や消防団等の避難支援等関係者の支援により、福祉避難所である宮之城ふくし園とアルテンハイム鶴宮園への避難訓練を実施した。

<u>３　避難所設営訓練の概要</u>
①参加者：市町村の防災担当部局、医療・保健・福祉部局、地域住民等
②概　要：段ボールベットやパーティション，トイレカーの配置等避難生活の環境改善等を踏まえた避難所の開設訓練を実施した。
</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">
県総合防災訓練において、外国人、障害者、高齢者等の要配慮者が参加する避難訓練を実施し、多言語による情報伝達や福祉避難所への避難支援手順を確認したことにより、要配慮者に対する避難支援体制の実効性が確認された。
また、防災部局に加え、医療・保健・福祉部局、地域住民等が連携した避難所運営訓練を実施したことにより、多様な主体による避難所運営体制の強化につながった。
※　外国人の参加人数　　20 名（関係者含む）
障害者、高齢者の参加人数　16 名（関係者含む）
</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	総務福利課	担当者	宮之脇	内線	5190
事業名 （取組名）	広報活動事業	予算額	1,033 千円		
令和7年度 取組実績	1　家庭向け広報紙「かごしまの教育」 ○　発行回数及び発行部数　年間1回　約 120,000 部 （県立高等学校は PDF データ配布） ○　主な配布先　県内公立学校保護者、教育関係機関、各種団体等 ○　掲載内容　「子どもの権利」について				
事業の成果 （定量的評価）	○　広報紙「かごしまの教育」では、令和5年に施行された「こども基本法」を紹介し、「子どもの権利」を大人が知ることや、子どもが自分の権利を知ることの重要性について掲載し、児童生徒や保護者等に対し人権意識の啓発に努めることができた。				

【家庭向け広報紙「かごしまの教育」】

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	教職員課	担当者	小中学校人事管理係 県立学校人事管理係	内線	5267 5270
事業名 （取組名）	人事管理事務事業	予算額	8,565 千円		

令和7年度 取組実績

1　人事管理事務事業

⑴　施策・方針決定過程への女性参画の拡大

女性教員等に対する管理職任用標準試験の積極的な受験の促進や女性教職員の人材育成及び積極的な登用を進めた。

女性管理職の推移

校種	R4	R5	R6	R7
小学校	155 人	163 人	188 人	188 人
中学校	30 人	32 人	32 人	39 人
義務教育学校	2人	1人	3人	2人
高等学校	27 人	37 人	46 人	45 人
特別支援学校	16 人	17 人	15 人	16 人
計	230 人	250 人	284 人	290 人
女性管理職の割合	14.2	15.4%	17.7%	18.2%

⑵　あらゆる分野における男女平等意識の啓発

公立の小中学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び特別支援学校の校長・教頭・事務長の管理職としての資質向上を図るための研修会を実施した。

参加数

職　名	R4	R5	R6	R7
校　長	158 人	151 人	120 人	119 人
教　頭	257 人	256 人	251 人	256 人
事務長	77 人	79 人	77 人	73 人
計	492 人	486 人	448 人	448 人

事業の成果
（定量的評価）

・　オンデマンド研修を取り入れたことで，その分，演習や協議等を中心とした研修を設定でき，テーマについてじっくり語ったり，他の先生方と交流したりする機会となったという意見が多かった。（新任校長研修会）

・　新任・経験者教頭同士で情報交換ができたことで，意識の啓発を図ったり，自身の資質向上に努めたりする契機となった。（新任・経験者教頭研修会）

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	義務教育課	担当者	岩重	内線	5299
事業名 （取組名）	幼稚園新規採用教員研修事業	予算額	1,627 千円		
令和7年度 取組実績	⑴　運営協議会 10 月 31 日　13 人 ⑵　新規採用教員研修の実施 対象者数　公立幼稚園：６人 私立幼稚園：267 人 ア　園外研修（研修日数６日間） ４月 30 日　県総合教育センター　69 人 ５月 16 日　鹿児島大学教育学部附属幼稚園 鹿児島大学教育学部附属小学校　43 人 ７月１日　県総合教育センター　61 人 ２日　県総合教育センター　58 人 11 月 19 日　私立幼稚園　30 人 11 月 20 日　県総合教育センター 自治研修センター　42 人 イ　園内研修（研修日数 11 日間） 各園において、研修指導員による指導及び助言を実施 ⑶　「研修の手引」の作成，ＨＰアップ ・　幼稚園新規採用教員のための研修の手引 ・　研修指導員のための手引				
事業の成果 （定量的評価）	新任教員に対して、学級経営、教育課程、指導計画の作成及び指導方法について、人権教育を含めた研修を実施することができた。今後も、本県の幼児教育の質の向上を図るために、新規採用教員を対象とした研修を推進する必要がある。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>義務教育課</td><td>担当者</td><td>濱川</td><td>内線</td><td>5298</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>初任者研修事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">13,970 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">採用１年目の教員を対象に、資質向上や職責感及び人権意識の高揚を図るための研修会を実施した。

１　基礎研修
⑴　開催日
【オンデマンド研修】４月１日～４日
【オンライン研修】４月 22 日～24 日

⑵　参加者数等　319 人
小学校　：149 人
中学校　：　93 人
高等学校　：　30 人
特別支援学校　：　47 人

２　教育センターにおける研修
⑴　開催日
５月 20 日～５月 22 日
６月 25 日～６月 27 日

⑵　参加者数等　323 人
教育センターで実施
小学校　：153 人
中学校　：　91 人
高等学校　：　32 人
特別支援学校　：　47 人</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">研修を通して、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し，その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う」という「人権尊重の理念」について理解を深めることができた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	義務教育課	担当者	濱川	内線	5298
事業名 （取組名）	現職教員等研修事業	予算額	21,886 千円		

令和7年度取組実績

教員を対象に、資質向上や職責感及び人権意識の高揚を図るための研修会を実施した。

１　ステップアップ研修

⑴　実施日

鹿　児　島：９月９日（火）　南　　薩：９月 17 日（水）
北　　薩：９月 11 日（木）　姶良・伊佐：10 月 15 日（水）
大　　隅：８月 20 日（水）　熊　　毛：６月３日（火）
大　　島：６月 10 日（火）

⑵　場　所

県下７ブロックの会場

⑵　参加者数

小学校　　：182 人
中学校　　：60 人
義務教育学校：20 人（前 10、後 10）
高等学校　　：34 人
特別支援学校：28 人

２　中堅教諭等資質向上研修

⑴　実施日

・　小学校、特別支援学校の教諭、全校種の養護教諭、栄養教諭
　７月 22 日(火)～24 日(木)
・　中学校，高等学校の教諭
　７月 28 日(月)～７月 30 日(水)

⑵　参加者数　（人）

	共通研修	講座選択研修
小学校	69	69
義務教育学校前期課程	4	4
特別支援学校	23	22
養護教諭	19	19
栄養教諭	3	3
中学校	38	37
義務教育学校後期課程	7	7
高等学校	39	42

事業の成果（定量的評価）

研修会を通じて、資質向上や職責感及び人権意識の高揚を図ることができた。

別紙2「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	義務教育課	担当者	宇都	内線	5532
事業名（取組名）	かごしま教育ホットライン 24	予算額	27,763 千円		

令和7年度取組実績

1　かごしま教育ホットライン 24

(1)　相談件数　:2,344 件

内容	相談件数	（夜間件数）	割合（%）	
不登校	196	（71）	8.4	（5.5）
いじめ	89	（53）	3.8	（4.1）
友人関係	111	（71）	4.7	（5.5）
家庭環境	316	（209）	13.5	（16.1）
教職員関係	330	（93）	14.1	（7.2）
学業・進路	170	（61）	7.3	（4.7）
その他	1,132	（737）	48.2	（56.9）
合計	2,344	（1,295）	100.0%	

相談者	相談件数	（夜間件数）	割合（%）	
小学生	25	11	1.1	（0.8）
中学生	93	56	4.0	（4.3）
高校生	373	321	15.9	（24.8）
保護者	1,306	549	55.7	（42.4）
その他（教職員・一般）	547	358	23.3	（27.7）
合計	2,344	（1,295）	100.0%	

(2)　相談員研修会　:年2回

構成員・人数	開催年月	内容	開催場所
電話相談員 29 人 講師等1人 事務局3人	令和7年7月	電話相談員の実務について，子供たちの抱える現状を踏まえた関わり方等について	県赤十字会館
電話相談員 36 人 講師等1人 事務局3人	令和8年3月	電話相談員の実務について，子供たちの抱える現状を踏まえた関わり方等について	県赤十字会館

(3)　周知事業

・　各学校等にデータの活用例を提示し、各学校等を通じて児童生徒及び保護者、教職員等に周知

・　データの主な活用例として、ポスター及びカードの印刷・配布及び掲示、学校便りや学校のホームページなどのへの掲載、児童生徒の1人1台端末への配信など

事業の成果

24時間体制で児童生徒及びその保護者、教職員等の相談に応じ、適切な助言等を行った。

別紙2「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	高校教育課	担当者	宇都	内線	5532
事業名 （取組名）	生徒指導対策総合推進事業	予算額	211,209 千円		
令和７年度 取組実績	１　生徒指導対策総合推進事業 (1)　子どもの心のケア等の推進 ①　スクールカウンセラー配置事業（124 人配置） ・　全小学校　：６回、全中学校　：12 回（実態に応じて） ・　特別支援学校　：全 15 校、年６回 ・　緊急派遣　：70 回可 ・　連絡協議会 ・　研修会　：年各１回 ②　臨床心理士派遣事業（38 人配置） ・　全県立高校　：20 回 ・　連絡協議会 ・　研修会　：年各１回 ③　スクールソーシャルワーカー活用事業 ・　県広域 SSW　：３人配置、単独実施 41 市町村 ・　連絡協議会 ・　研修会　：年各１回 ④　生徒指導アドバイザー派遣事業：40 校（小 16、中 15、義１、特支８） ⑤　子どものこころの SOS 相談事業 ・　高校への臨床心理士派遣　：61 校 ・　SNS 相談・通報事業　：558 件（Ｒ８．３月現在） ・　ネットパトロール　検出　：1,122 件（Ｒ８．３月現在） ・　SOS の出し方に関する教育　：８校 ・　自殺予防教育の推進 ・　教育相談担当者等研修会　：県内９会場で実施（悉皆） (2) いじめ防止対策の推進 ①　いじめ問題対策連絡協議会　：年１回 ②　いじめ防止等対策委員会　：年 12 回 ③　いじめ対策必携配布 ④　いじめ対策リーフレット　県教委ホームページに掲載 ⑤　いじめ問題子どもサミット　参加者　：564 人 ⑥　「いじめ問題を考える週間」の取組 (3) 不登校児童生徒等の支援 ①　教育機会確保に関する意見交換会　：年１回 ②　教育支援センター指導力向上研修会　：年１回 ③　教育支援センター機能強化のための研修会　：年１回 ③　不登校児童生徒対象の体験活動支援　：年４回 ④　魅力ある学校づくり（不登校対策）プロジェクト ：国研（１校区）、県指定（２校） ⑤　学びの多様化学校（不登校特例校）の設置に関わる支援 ：志布志市、さつま町				
事業の成果	スクールカウンセラーの派遣回数を拡充し、学校の教育相談体制の更なる充実を図った。また、教職員研修では、いじめや不登校など生徒指導の喫緊の課題に対応した研修を実施し、SNS を通じた相談体制の構築、いじめの早期発見・対応のための「学校生活アンケート」等の活用などの取組を図るなど、総合的な生徒指導対策を推進することができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	保健体育課	担当者	古橋	内線	5318
事業名 （取組名）	HIV感染者等に係る学校教育活動全体を通じた取組	予算額	0千円		
令和7年度 取組実績	公立小・中・義務教育学校、県立学校、特別支援学校では、教科、特別活動等において、年間指導計画に基づき、発達の段階に応じて児童生徒等が正しい知識を身に付け、患者や感染者に対する差別や偏見をなくすための取組を充実させた。 ・ HIV感染者等に関する啓発推進活動 ・ エイズ教育の推進 ・ 相談体制の充実 ・ 人権侵害への対応				
事業の成果 （定量的評価）	HIV感染者やエイズについて、正しい知識を身に付け、患者や感染者に対する差別や偏見をなくすために、教育活動全体を通して、年間指導計画に基づき、指導を行うことができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	保健体育課	担当者	遠矢	内線	5323
事業名 （取組名）	県スポーツ推進委員協議会事業	予算額	７２千円		
令和７年度 取組実績	□　令和７年度スポーツ推進委員及び生涯スポーツ担当者等研修会 ⑴　開催日　令和７年５月 12 日（月） ⑵　場　所　県総合体育センター体育館 ⑶　内　容　実技：フライングディスク、ピックルボール、フロアカーリング マスゲーム「マツケンサンバⅡ」 講義：部活動の地域展開について、初任者研修 ⑷　参加者　171 人 □　令和７年度鹿児島県スポーツ推進委員協議会女性部会研修会 ⑴　開催日　令和７年７月４日（金） ⑵　場　所　県総合体育センター武道館剣道場 ⑶　内　容　実技：ストレッチ、健康体操、リズム体操、マスゲーム 講義：スポーツ推進委員女性部会について ⑷　参加者　10 人 【課題】 本協議会は、県民の体力向上と健全な体育・スポーツの振興に寄与することを目的としており、各市町村においてスポーツ推進委員が中心となって積極的な取組が進められている。そのような中、女性のスポーツ推進委員率が 27.2%と全国平均 32.6%を下回っており、女性のスポーツ実施率の向上やスポーツ団体での女性の役割（役員の割合）の比率を上げるためにも、引き続き女性のスポーツ推進委員が増えるように取組を進めていく。				
事業の成果 （定量的評価）	・　スポーツ推進委員及び生涯スポーツ担当者等研修会では、講師を招聘し、パラスポーツやニュースポーツを体験することで、スポーツの特性を理解し、楽しみながらスポーツを楽しむことができていた。また、各市町村で実施する上での、疑問点などを講師に質問し、全体で共有することができていた。 ・　スポーツ推進員協議会女性部会研修会では、ストレッチや健康体操、マスゲームなど、各地区で実施した研修内容を共有し、お互いの研修内容について理解を深めることができた。また、その後の協議では、各地区での女性部の活動について共有し、今後の取組について考えることができた。				

担当者等研修会の様子

女性部会研修会の様子

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	社会教育課	担当者	濵邊	内線	5340
事業名 （取組名）	社会教育指導者養成事業（成人教育関係研修，青少年教育関係研修）	予算額	497 千円		
令和7年度 取組実績	社会教育指導者養成事業 　社会教育関係団体等の更なる充実と活性化のため，組織運営等に必要な知識・技能に関する研修を行いながら，自ら主体的に取り組む社会教育関係団体の指導者やジュニア・リーダーを養成した。 １　成人教育関係研修 ⑴　社会教育関係団体指導者等研修会 ＜鹿児島会場＞ 第２回　２月 22 日　カクイックス交流センター　42 人 ＜大島会場＞ 10 月 25・26 日　県立奄美少年自然の家　11 人 ２　青少年教育関係研修 ⑴　社会教育関係団体指導者等研修会 ＜鹿児島会場＞ 第２回　２月 22 日　カクイックス交流センター　42 人 ＜大島会場＞ 10 月 25・26 日　県立奄美少年自然の家　11 人 ⑵　ジュニア・リーダー研修会 ＜鹿児島会場＞ 第２回　２月 22 日　カクイックス交流センター　18 人 ＜大島会場＞ ※　台風接近のため中止				
事業の成果 （定量的評価）	・　参加型学習によって，活発に意見交換ができ，価値観や考え方の違い等に気付くことができた。ＰＴＡ等各団体において，自主的に実施してみたいという感想が多くあった。 ・　固定概念や慣習など，現在の自分自身を振り返り，今後の考え方や行動について考える時間をもつことができた。様々な人権問題を自分ごととして捉えることの大切さを学ぶことができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	社会教育課	担当者	濵邊	内線	5340
事業名 （取組名）	人権教育啓発事業（人権教育研修事業，人権教育啓発活動促進事業）	予算額	626 千円		
令和7年度 取組実績	人権教育啓発事業 1　人権教育研修事業 ・ 社会教育行政関係者の人権に対する正しい理解と認識を深め，人権教育を充実・推進するため，各種研修会等へ派遣した。 ＜令和7年度派遣先＞ ○ 鹿児島県人権同和教育基礎講座（鹿児島市） ○ 人権・同和教育夏期講座（佐賀県佐賀市） ○ 部落解放・人権確立全九州研究集会（長崎県長崎市） ○ 部落解放研究第 58 回全国集会（宮崎県宮崎市） ○ 全国人権・同和教育研究大会（大阪府大阪市） ○ 部落解放鹿児島県研究集会（鹿児島市） 2　人権教育啓発活動促進事業 ⑴　人権教育指導者研修会 ・ 実施日　7月9日（対面 38 人　オンライン 59 人） （カクイックス交流センターで実施） ・ 市町村教育委員会の生涯学習・社会教育担当者や各教育機関の社会教育担当者等を対象に行った。 ・ 講演・講義，演習，事例発表等により，社会教育における人権教育上の課題について研修を行った。 ⑵　人権教育ブロック別指導者研修会 ・ 実施時期　5月～10 月（全地区 801 人） ・ 各教育事務所ごとに，社会教育関係団体のリーダー及び役員等を対象に行う。 ・ 同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための人権に関する講演や研修を行った。 ⑶ 人権教育調査研究 ・ 県内市町村を3分割し，3年間で全市町村に対して実施した。 ＜令和7年度は7地区 15 市町＞ いちき串木野市，日置市，指宿市， 長島町，阿久根市，伊佐市，曽於市， 東串良町，錦江町，西之表市，中種子町， 南種子町，和泊町，知名町，与論町 ・ 市町村の社会教育における人権教育推進に関する事業の実施状況を把握し，各市町村の実状に配慮した助言を行った。				
事業の成果 （定量的評価）	・ 年度当初に各種研修会への派遣を社会教育課職員全員に割り振り，計画的に実施することができた。 ・ 各教育事務所で行う人権教育ブロック別指導者研修会では，各地域のリーダーたちが人権教育上の課題について理解と認識を深めることができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	教育庁社会教育課	担当者	上野	内線	5336
事業名 （取組名）	社会教育関係専門職員等研修事業 （公民館関係者研修）	予算額	105 千円		

令和7年度取組実績

【公民館関係者研修会】

1　実施日

令和7年 10 月 24 日（金）　10:00～16:10

2　ねらい

多様性をもちながら調和のある社会を目指し，公民館が世代や属性の違いを超えて住民同士が交流できる場として，人と人，人と場所をつなぐことの重要性について，県内市町村の公民館関係者を対象に，講話や事例発表等の研修を行い，今後の公民館の運営や活動の充実を図る。

［研修会の様子］

3　内容

［講義］ テーマ：誰もが幸せに生きるために～相手を尊重していますか～

講師：県人権同和対策課　人権研修推進員　常深　透　氏

［講演］ 演題：「これからの公民館活動～可能性を課題～」

講師：鹿児島大学法文学部法経社会学科　農中　至　准教授

事業の成果（定量的評価）

・ 講義や講演では，具体的な事例が紹介され，公民館活動を活性化させ，充実させていくためには，住民同士のフラット・対当な関係づくりが大切であることを学ぶことができた。また，同和問題など様々な人権課題について学ぶ機会となった。

（参考）参加者アンケート

	大変参考になった	参考になった	あまり参考にならなかった	参考にならなかった
講義	68.6%	30.2%	1.2%	0.0%
講演	71.9%	25.8%	2.2%	0.0%

・ 参加者数　124 人

次年度も多くの参加が得られるよう，魅力ある研修内容にしていくとともに，早めの広報・周知に努める。

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	社会教育課	担当者	坂本	内線	5340
事業名 （取組名）	地域で支える家庭教育推進事業（推進体制の整備，家庭教育に関する学習機会の充実，家庭教育支援に関する人材の養成）	予算額	4,393 千円		
令和7年度 取組実績	地域で支える家庭教育推進事業 1　推進体制の整備 ⑴　家庭教育支援施策関係課連絡会議 ・ 年2回（5月16日 26人，2月書面会議 6部局15課3室） ・ 各施策や所管する会議・組織についての意見交換，情報共有等 ⑵ 県家庭教育推進委員会 ・ 年2回（7月2日 13人，12月19日 14人） ・ 地域における効果的な家庭教育支援の在り方についての意見交換等 2　家庭教育に関する学習機会の充実 ・ 家庭教育学級長等研修会 ○ 年2回（6月18日 鹿児島会場 141人，6月4日 大島会場 44人） ・ 事例発表及び企画・運営面に関するグループ協議，人権教育や学習プログラム演習の紹介 3　家庭教育支援に関する人材の養成 ・ 家庭教育支援員研修会 ○ 大島会場，鹿児島会場で，基礎講座とスキルアップ講座を実施 （10月1・2日 大島会場 基礎10人，スキルアップ8人） （10月15・16日 鹿児島会場 基礎23人，スキルアップ24人） ○ 家庭教育に関する活動を整備・調整・推進する人材の養成				
事業の成果 （定量的評価）	・ 関係課連絡会では，各関係課で行われる施策の取りまとめ及び県のホームページへの掲載内容の検討を通して，人権尊重に係る事業についてもまとめることができた。 ・ 研修会等では，講義やグループ協議を通して「コミュニケーション」や「向き合い，寄り添うこと」の大切さについて学ぶことができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>人権同和教育課</td><td>担当者</td><td>河野</td><td>内線</td><td>5364</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>人権教育管理費
（人権教育対策）</td><td>予算額</td><td colspan="3">6,480 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">【人権教育対策】
各種研修会へ参加し、部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題の解決を図る諸施策の充実を図った。

１　九州地区人権・同和教育主管課長会議【参加者２人】
５月14日(水)～15日(木)、長崎県長崎市
２　第65回全日本同和会全国大会【参加者１人】
５月23日(金)、東京都文教区
３　人権教育指導者養成研修(つくば研修)【参加者１人】
６月４日(水)～６日(金)
４　部落解放・人権社会確立第44回全九州研究集会【参加者20人】
５月29日(木)～30日(金)、長崎県長崎市
５　第50回部落解放・人権西日本夏期講座【参加者５人】
６月12日(木)～13日(金)、沖縄県那覇市
６　全日本同和会青年部研修会【参加者１人】
７月17日(木)、大阪府大阪市
７　第51回九州地区人権・同和教育夏期講座【参加者31人】
８月19日（火）～20日（水）、佐賀県佐賀市
８　第47回全日本同和会九州連合会研修大会【参加者11人】
９月５日（金）、大分県別府市
９　第18回地域人権問題全国研究集会【参加者１人】
10月９日(木)～10日(金)、島根県松江市
10　人権教育担当指導主事連絡協議会【参加者１人】
10月10日(金)、オンライン開催
11　全日本同和会女性部研修会【参加者１人】
10月16日(木)、京都府京都市
12　部落解放同盟九州地方協議会との状況説明会、九州各県人権同和教育担当課会議【参加者３人】
10月27日(月)、鹿児島県鹿児島市
13　部落解放研究第58回全国集会【参加者７人】
11月10日(月)～11日(火)、宮崎県宮崎市
14　第76回全国人権・同和教育研究大会【参加者25人】
11月29日(土)～11月30日(日)、兵庫県西宮市、大阪府（大阪市、東大阪市）
15　第40回人権啓発研究集会【参加者１人】
１月28日(水)～29日(木)、群馬県前橋市
16　部落解放第34回鹿児島県研究集会【参加者26人】
２月 18 日(水)、鹿児島市</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">○　県下全域から参加者を募り、計画的に 137 人に研修を受講させることができた。
○　参加者は、県内外の研修を受講し、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に対する認識を深め、人権意識を高める環境に努めることができた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	人権同和教育課	担当者	河野	内線	5364
事業名 （取組名）	人権教育研修事業 （教職員等研修会）	予算額	3,332 千円		
令和7年度 取組実績	【人権教育教職員等研修会】 新採２年目の全ての教職員等を対象として、学校における人権教育の進め方について研修し、様々な人権課題について正しく認識し、理解を深めるとともに、資質の向上を図った。 １　期日及び会場 ・　８月19日（火）：教育センター会場（鹿児島地区、南薩地区、北薩地区） ・　８月22日（金）：大隅地区、熊毛地区、大島地区 ・　８月28日（木）：鹿児島市 ・　９月12日（金）：姶良・伊佐地区 ２　研修内容 ・　講義「人権教育は全ての教育の基本」 ・　講演「誰もが幸せに生きるために～相手のことを尊重していますか～」 ・　演習「『児童の権利に関する条約』で学ぼう」 ・　研究協議「人権尊重の精神に立った具体的な実践」				
事業の成果 （定量的評価）	○　参加者は、講義や講演から人権教育についての基本的知識や、児童生徒に寄り添う教職員の姿勢等について学ぶとともに、自校の取組等について熱心に協議を行い、人権教育に対する認識を深め、資質の向上を図ることができた。 【参加者】（全会場合計） 小学校　290人、中学校　141人、義務教育学校　15人、高等学校　55人、特別支援学校　58人、行政職員　５人　合計　564人				

<table>
<tr><td>所属名</td><td>人権同和教育課</td><td>担当者</td><td>河野</td><td>内線</td><td>5364</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>人権教育研修事業
（人権教育研修）</td><td>予算額</td><td colspan="3">1,672 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">１　人権教育研修
　教職員が人権問題に係る研修会への参加を通して、部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題に対する認識と理解の深化を図った。

２　第47回全日本同和会九州連合会研修大会
　教育行政職員や教職員が参加し、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、本県の人権教育の推進を図った。
・　期　日：９月５日(金)
・　場　所：大分県別府市

３　部落解放・人権確立第43回全九州研究集会
　教育行政職員や教職員が参加し、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題に対して正しく認識し、理解を深め、本県の人権教育の推進を図った。
・　期　日：５月29日（木）・30日（金）
・　場　所：長崎県長崎市</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">○　各地区、各校種等において、県内全域から計画に沿って研修会に参加することができた。
○　参加者は、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に係る研修会に出席したことにより、人権問題に対して正しく認識し、理解を深めることができた。

<table>
<tr><td>研修会</td><td>小学校</td><td>中学校</td><td>高等学校</td><td>特別支援学校</td><td>行政職員</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>第47回全日本同和会九州連合会研修大会</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>1</td><td>2</td><td>11</td></tr>
<tr><td>部落解放･人権確立　第43回全九州研究集会</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>10</td><td>20</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	人権同和教育課	担当者	河野	内線	5364
事業名 （取組名）	人権教育推進事業 （人権教育の充実）	予算額	3,237 千円		

令和7年度取組実績

1　人権教育指導主事等研修会

⑴　期日：５月８日（木）

⑵　内容：各教育事務所、県総合教育センター及び鹿児島市教育委員会の人権教育担当指導主事等を対象として、人権教育の指導の在り方等について研修を深めた。

⑶　参加者：14人

2　人権教育指導者育成研修会

⑴　期日：５月９日（金）

⑵　内容：本庁・出先機関・教育機関及び市町村教育委員会の指導主事等を対象として、人権教育の現状や課題及び実践的な指導方法等について研修し、学校教育や社会教育、各所属において、その成果を普及できる指導者の育成を図った。

⑶　参加者：74人

3　教育行政等職員人権教育研修

本庁・出先機関・教育機関等の全職員を対象として人権教育講演会を実施し、部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題に対する理解と認識の深化を図った。

⑴　教育行政等職員人権教育研修会

	期日	参加者
第１回	７月22日（火）	100人
第２回	12月22日（月）	93人

⑵　教育行政各所属における人権教育研修

各所属において、年２回以上の人権教育に係る研修を実施した。

4　巡回指導

学校を訪問して、人権教育の推進状況を把握するとともに、実態に応じた具体的方策を協議し、学校における人権教育の充実を図った。

⑴　学校訪問数　　76校

⑵　校内研修会等数　122校（県立学校　20校）

5　人権教育授業実践研修会

公立小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の人権同和教育担当者等を対象として、部落問題学習の研究授業・授業研究を行い、人権教育の指導内容及び方法等の改善・充実を図った。

地区	期日	学校名	参加者
北薩	５月27日(火)	薩摩川内市立樋脇中学校	28人
鹿児島	５月29日(木)	いちき串木野市立市来中学校	37人
大隅	６月３日(火)	錦江町立田代小学校	49人
南薩	６月６日(金)	枕崎市立枕崎中学校	19人
姶良・伊佐	６月12日(木)	霧島市立国分西小学校	34人
大島	６月17日(火)	瀬戸内町立阿木名小学校	32人

６　課題別研究会

学校職員、幼稚園等職員、保育所職員、行政職員、保護者、一般を対象として、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権課題の解決を目的とした研究会を実施し、指導方法の改善・充実を図った。

	期日	会場	参加者
進路保障	６月25日(水)	肝付町文化センター（肝付町）	226人
地域とつながる人権教育	10月29日(水)	マルマエ音楽ホール出水、出水市中央公民館（出水市）	230人
部落問題学習	１月20日(火)	姶良公民館（姶良市）	288人

７　人権同和教育基礎講座

⑴　期日及び会場：６月４日(水)、宝山ホール

⑵　内容：「鹿児島県人権教育・啓発基本計画（３次改定）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」や「こども基本法」などの人権に係る法律の施行の趣旨を踏まえ、様々な人権課題について正しく認識し理解を深め、人権意識の高揚を図るとともに、人権同和教育の推進・充実を図った。

⑶　参加者：673人

８　人権教育研修資料

人権教育の推進に関する研修資料『なくそう差別　築こう明るい社会
性の多様性への理解を深める～わたしが　わたしであるために～』（令和８年度版 22,000 部）を発行し、人権教育について正しく認識し、理解を深めるとともに、研修の充実を図った。

事業の成果
（定量的評価）

○　希望参加である、人権同和教育基礎講座と課題別研究会(進路保障、地域とつながる人権教育、部落問題学習)への出席者合計

令和6年度:1,389人、対して、令和7年度:1,417人(28人増)

○　令和7年度版人権教育研修資料の校内研修等での活用率:100%

○　県教育振興基本計画における「人権教育の充実」数値目標
（令和8年度までに85%）

「自分にはよいところがあると思う。」

	Ｒ６年度	Ｒ７年度
小学校	82.1%（国比-2.0）	85.0%（国比1.9%）
中学校	82.6%（国比-0.7）	84.4%（国比-1.8%）

※　小・中ともに上昇はしているが、国の平均には及んでいない。

「人権教育は全ての教育の基本」という認識のもと、自他の大切さを認めることができる児童生徒を育成するため、人権教育に係る研修や人権教育研修資料の発行を行い、人権教育の充実に努めることができた。

令和7年度版人権教育研修資料
「なくそう差別　築こう明るい社会
～学ぶ　つながる　ともに歩む～」

令和8年度版人権教育研修資料
「なくそう差別　築こう明るい社会
性の多様性への理解と深める
～わたしが　わたしであるために～」

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>人権同和教育課</td><td>担当者</td><td>河野</td><td>内線</td><td>5364</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>人権教育推進事業
（教育センター人権教育講座）</td><td>予算額</td><td colspan="3">225 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">【教育センター短期研修（人権教育）】
様々な人権課題について正しく認識し理解を深めるとともに、人権尊重の視点を踏まえた学習指導の展開や指導方法等に関する演習等を通して、人権教育の推進・充実に向けた教職員の資質向上を図った。

１　期日及び会場
６月３日(火)、県総合教育センター
２　主な研修内容
・　講義「今、おさえておきたい人権教育の基礎・基本」
・　演習「参加型学習の進め方」
・　講演「誰もが幸せに生きるために」
・　研究協議「自校の人権教育の推進のために」</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">〇　小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の希望者を対象に、受講定員10人のところ、12人の出席により実施した。
〇　出席者は、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権課題について正しく認識し、理解を深めるとともに、人権教育の推進・充実に向けた教職員の資質向上を図ることができた。
参加者：小学校７人、中学校３人、高等学校２人　合計12人</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>人権同和教育課</td><td>担当者</td><td>河野</td><td>内線</td><td>5364</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>人権教育推進事業
（人権教育管理職研修会）</td><td>予算額</td><td colspan="3">2,953 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">【人権教育管理職研修会】
任用２年目の管理職（校長・教頭）を対象として、人権尊重の精神を基盤とした学校経営の在り方等について研修し、教育課題の解決及び学校経営の推進・充実を図った。
１　期日及び会場
<table>
<tr><td>期日</td><td>会場</td><td>参加者</td></tr>
<tr><td>６月６日（金）</td><td>県総合教育センター</td><td>175人</td></tr>
<tr><td>６月18日（水）</td><td>りゅうがく館</td><td>57人</td></tr>
<tr><td>７月９日（水）</td><td>西之表市民会館</td><td>32人</td></tr>
</table>
２　研修内容
・　講義「人権教育は全ての教育の基本」
・　講演「誇りをもって生きる」
・　研究協議Ⅰ「事例に学ぶ」
・　研究協議Ⅱ「人権教育を推進するための学校経営の在り方」</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">○　参加者は、自校の課題解決に向けた研究協議等を通して、人権尊重の精神を基盤とした学校経営の在り方や、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に対する理解と認識を深めた。
参加者：小学校145人、中学校60人、義務教育学校11人、高等学校40人、特別支援学校８人　合計264人</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	人権同和教育課	担当者	河野	内線	5364
事業名 （取組名）	人権教育推進事業 （人権教育研究助成事業）	予算額	1,944 千円		
令和7年度 取組実績	【人権教育研究助成事業】 本県における人権同和教育の推進に一定の役割を果たしている研究団体に事業費を補助し、人権同和教育の内容・方法の研究及び実践の交流、研究資料の発行等、人権教育の一層の推進を図った。				
事業の成果 （定量的評価）	○　本研究団体は、本県教職員の８割以上が県人権・同和教育研究協議会の会員となっている。 ○　会員や学校現場に人権・同和教育を進めるための実践学習資料「Human Rightsかごしま」年４回の発行や各種研修会の実施により、各学校における人権・同和教育の研修や会員各自の実践の充実を図ることができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>人権同和教育課</td><td>担当者</td><td>河野</td><td>内線</td><td>5364</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>人権教育開発事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">1,050 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">１　人権教育総合推進地域事業
県として、学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進に総合的に取り組む地域を人権教育総合推進地域に指定し、研究の適切な実施のために必要な指導、助言又は援助を行うとともに、地域内における研究の成果の普及に努めた。
⑴　推進地域
南種子町
⑵　推進協力校
南種子町立花峰小学校、南種子町立長谷小学校、南種子町立南種子中学校
⑶　南種子町人権同和教育講演会
11月27日（木）　52人参加

２　人権教育指定校事業
県として、人権教育に総合的に取り組む学校を指定し、研究の適切な実施のために必要な指導、助言又は援助を行うとともに、研究の成果の普及に努めた。
⑴　指定校
伊佐市立菱刈小学校
⑵　伊佐市立菱刈小学校人権教室参観
11月27日（木）　92人</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">【人権教育総合推進地域事業指定地域】
○　南種子町立花峰小学校では、子どもたちの学校適応感が分かる「学校たのしぃーと」の質問項目「自分なりによいところがある」と回答した4段階評価において、令和6年度 3.4 から 0.4 ポイント上がり 3.8 となり、自己肯定感の高まりが見られた。

【人権教育指定校事業の指定校　伊佐市立菱刈小学校】
○　全国学力・学習状況調査の児童質問紙において、「自分にはよいところがあると思いますか。」との質問に当てはまると回答（強肯定）した割合が、令和6年度 27.3% から 19.4 ポイント上がり 46.7%となり、自己肯定感の高まりが見られた。

○　上記により、自他を尊重する児童生徒の育成に一定の成果が認められた。
今後、その成果を県下への普及に努める。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	警務課　企画第二係	担当者	玉利	内線	2673
事業名 （取組名）	人権に配意した警察活動の推進事業 （職務倫理教育の徹底）	予算額	0 千円		

令和7年度取組実績

1　ハラスメント防止研修

⑴　幹部職員対象

県下警察署長等会議をはじめとする各種会議において研修を実施

※実施状況は以下のとおり。

【令和7年度の研修実施状況（幹部職員対象）】

No.	開催日	会議等名	対象人数	場所
1	4月17日	県下警務課長等研修会	27人	リモート
2	4月18日	県下警察署長等会議	83人	本部
3	8月1日	県下副署長・次長等会議	57人	本部
4	3月19日	新任署長等研修会及び新任副署長、次長等研修会	33人	本部・リモート

延べ人数　200人

⑵　職員対象

警察本部や警察学校において、若手職員や実習指導員など幅広い職員を対象に研修を実施

※実施状況は以下のとおり。

【令和7年度の研修実施状況】

No.	開催日	講師	教養対象者	対象人数	場所
1	4月2日	担当者	再採用職員	2人	本部
2	4月8日		一般職初任科生	15人	学校
3	9月8日		霧島署員	約40人	霧島署
4	10月1日		新規採用職員	4人	本部
5	7月15日		交番相談員	54人	リモート
6	7月16日				リモート
7	9月24日		職場実習指導員	31人	学校
8	1月13日		定期教養専科生	8人	学校
9	1月28日		職場実習指導員	48人	学校
10	1月30日		警部補任用科生	13人	学校
11	3月3日	部外講師	初任補修科生	30人	学校

延べ人数　245人

2　eラーニングによるハラスメント確認テストの実施

ハラスメント及びハラスメントに起因する問題に対する関心と理解度の深化を図る目的でｅラーニングによる全職員を対象とした確認テストを実施

※　実施期間：令和８年２月

3　啓発資料の作成、発出

ハラスメントに関する啓発資料を作成の上、各所属へ向け発出

事業の成果（定量的評価）

・ 幹部職員を始め、全職員への啓発活動を実施したほか、若手職員（初任補修科生）に特化した研修を実施し、早い段階から正しい知識や適切なコミュニケーション能力を養うことで、ハラスメントを含む人権問題に関する理解を深めた。

若手職員からは「コミュニケーションを取る上での参考になった」「良好な人間関係を築く上で活かしていきたい」などの感想が聞かれ、97%の若手職員が「よく理解できた」「理解できた」と回答した。

・ eラーニングによる確認テストを実施し、ハラスメントを含む人権問題への関心と理

	解を深めた。 （警視（同相当職）以下の全職員を対象に実施し、93%の職員が受講した）

【職場実習指導員の研修状況】

【グループワーク（初任補修科生）】

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	警務部警務課（警察国際化係）	担当者	小山	内線	2717
事業名 （取組名）	国際化対策事業	予算額	211千円		
令和7年度 取組実績	民間語学学校へ委託して、通訳人（英語、中国語、韓国語）に対する語学研修等を実施し、語学力向上及び外国人等の人権に関する教養を深め、異文化への理解促進を図った。 ⑴　研修期間等 ア　英語 令和８年２月10日、12日、17日、18日、19日（５日間） 受講者　11人 イ　中国語 令和８年２月25日、26日、27日、３月３日、４日（５日間） 受講者　４人 ウ　韓国語 令和３年３月５日、６日、９日、10日、11日（５日間） 受講者　２人				
事業の成果 （定量的評価）	職員の語学能力の向上及び外国人等の人権に対する研修であり、受講者からは、「文化が違うとちょっとしたニュアンスの違いで伝わる意味が大きく変わることや、文化が違う外国人に少し配慮することでお互いの理解度が全く変わることを学ぶことができ、外国人や外国文化への理解が一層深まった。」などの感想が聞かれ、外国人の人権問題に関する理解と認識を深めることができた。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	警務課	担当者	林	内線	2716
事業名 （取組名）	職務倫理教育の徹底	予算額	0　千円		

令和7年度取組実績

1　職務倫理教育の目的

警察業務は、職務の性質上、人権と深い関わりがあり、また業務を遂行する上で県民の信頼を得るために、職員一人一人が職責を自覚し、職務倫理を保持する必要があることから、警察学校、警察本部及び警察署等において、人権問題を含む職務倫理教育を継続的に実施。

2　実施状況

(1)　部外講師による人権研修

警察学校、警察本部及び警察署等において、部外講師を招へいして女性、子ども（少年）、高齢者、障害者、被害者、ハラスメント等の人権に関する講話を開催した。

ア　主な研修開催状況

(ｱ)　令和７年５月25日（警察本部）
講話内容　特定職業従事者として
講　　師　花月敏郎氏（紫原幼稚園園長）
受 講 者　本部・警察署の交通部門幹部職員
約70人（会場出席者数）、オンライン配信有り

(ｲ)　令和7年12月２日（警察本部）
講話内容　人権の擁護について
講　　師　人権同和対策課人権研修推進員
受 講 者　本部職員等
約70人（会場出席者数）、オンライン配信有り

(ｳ)　令和8年１月21日（警察本部）※県アドバイザー派遣事業
講話内容　男女共同参画・ジェンダー平等について
講　　師　たもつゆかり氏、髙﨑恵氏
受 講 者　本部・警察署の教養担当者
約50人(会場出席者数)、オンライン配信有り

イ　その他テーマ別の研修開催状況

テーマ	実施数	場所	受講者
人権問題	5回	警察学校・警察署	約200人
犯罪被害者	4回	警察学校・警察署	約150人
少年問題	9回	警察学校・警察署	約350人
障害者	2回	警察学校	約50人
高齢者	2回	警察学校・警察署	約100人
ハラスメント	1回	警察署	約130人
刑期を終えて出所した人等	1回	警察学校	約50人

計24回、受講者延べ1，030人

	⑵　その他の職務倫理教育 　警察学校における講義、警察本部及び警察署等での朝礼や会議時等において、人権に関する視聴覚教材を活用した研修や、事例に基づく小グループ検討会を実施しているほか、震災派遣従事者の体験談、現場で被災者の人権に配慮したことなどを機関誌に掲載して他の職員と共有した。
事業の成果 （定量的評価）	○　令和7年度は、県男女共同参画室や人権同和対策課と連携して、県のアドバイザー派遣事業による研修や人権同和対策課人権研修推進員による研修を実施した。 　担当者をはじめ、多くの職員が参加（受講）できるようにオンラインでも配信したところ、参加（受講）した職員からは、「理解が深まった、新しい気づきがあった。定期的に開催してほしい。」といった声があった。 ○　受講できなかった職員もいたことから、次年度は、研修やオンライン配信の回数を増やすなどしてより多くの職員が参加(受講)できるようにして人権教育・啓発を推進する。

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	人身安全少年課（少年サポート係・企画係）	担当者	上園	内線	3074
事業名 （取組名）	少年非行・犯罪被害防止対策事業	予算額	64,797　千円		
令和7年度 取組実績	1　少年非行・犯罪被害防止対策事業 ⑴　少年警察ボランティアや大学生少年サポーターと連携した非行防止教室、居場所づくり活動（学習支援、野外炊飯、スポーツ活動、農業体験）を実施した。 非行防止教室2回 居場所作り19回、参加者187人（少年、職員、大学生少年サポーター、保護者等） ⑵　少年の規範意識の向上や犯罪被害防止に向けた薬物乱用防止教室、及び非行防止教室を開催した。 県内の学校（小・中・高・その他学校）233校、30,300人 ⑶　関係機関との合同相談会の実施及び教育委員会やPTA等が主催する保護者向けの研修会で少年の非行防止、SNS利用に起因する被害の現状等に関する講話等を実施した。 2　広報啓発活動 ⑴　ラジオによる広報を実施した。 ⑵　SNS（「X」）を利用した広報を実施した。 ⑶　大型電光掲示板（アミュビジョン）を利用した広報を実施した。 （令和7年8月の1か月間、15秒の動画を1,120回放映） ⑷　県警ウェブサイトによる広報を実施した。 ⑸　少年サポートセンターの相談窓口（ヤングテレフォン、ヤングメール）を少年等に周知させるため、連絡先やメールアドレスを表示したサポートカード及びリーフレットを作成・配布した。（県内全ての新中学1年生を対象に、3月頃配布） 3　その他 警察本部において、スクールサポーター、少年補導職員、少年警察ボランティア（少年指導委員）に対してそれぞれの活動内容に応じた研修会を実施した。 ※　令和7年4月25日　スクールサポーター及び少年補導職員研修会 ※　令和7年7月18日　少年警察ボランティア連絡協議会総会及び研修会 参加者　各警察署少年警察ボランティア連絡会会長等　44人 人身安全・少年課公認心理師による講話（現代の子どものおかれている環境と背景について）を実施				
事業の成果	県内の学校で非行防止教室等を行い、児童生徒の規範意識の向上に努めた。 あらゆる機会、広報媒体を利用して、少年サポートセンター相談窓口の周知を図るとともに、スクールサポーター・少年補導職員・少年警察ボランティアと連携し、少年非行・犯罪被害防止に取り組んだ。				

サポートカード

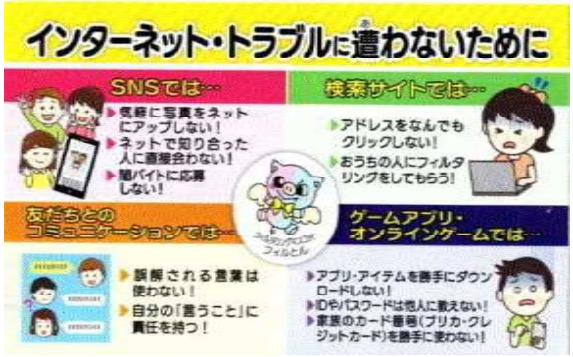

リーフレット

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>人身安全・少年課</td><td>担当者</td><td>濵平</td><td>内線</td><td>3082</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>女性被害者等保護総合対策事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">０ 千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">１　令和7年中のストーカー事案相談関連検挙
（1）相談件数
新規相談　402件（＋36件）
継続相談　5,271件（−190件）
合計　5,673件（−154件）
（2）検挙件数
ストーカー規制法違反　18件（＋３件）
刑法犯　38件（＋９件）
特別法犯　５件（＋２件）
合計　61件（＋14件）

２　令和7年中のDV事案相談関連検挙
（1）相談件数
新規相談　284件（− 21件）
継続相談　5,166件（−768件）
合計　5,450件（−789件）
（2）検挙件数
DV防止法違反　１件（＋１件）
刑法犯　39件（＋５件）
特別法犯　１件（－２件）
合計　41件（＋４件）
※　括弧書きは前年比

３　その他
⑴　部外講師による研修（10月20日、23日）
警察学校において、業務に従事する職員（20人）に対して、ストーカー、ＤＶの特性や被害者保護の徹底を浸透させるため部外講師（裁判官等）による研修会を実施した。
⑵　担当職員による巡回指導
担当職員による警察署に対する巡回指導27回を実施。</td></tr>
<tr><td>事業の成果
（定量的評価）</td><td colspan="5">研修等を実施して、ストーカー、DV相談及び事案に対し、被害者の避難措置や加害者等の検挙や行政措置等、被害者等の安全確保を最優先とした必要な対処措置を講じることができた。</td></tr>
</table>

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	捜査第一課	担当者	宮元	内線	4173
事業名 （取組名）	女性被害者等保護総合対策事業	予算額	0千円		
令和7年度 取組実績	1　性犯罪指定捜査員研修会の実施 開催日：令和7年6月5日 場　所：カクイックス交流センター（大ホール） 内　容：被害者の心情に配意した適切な捜査の推進 受講者：68人 講　師：被害者支援室公認心理師、犯罪被害者支援センター職員等 2　性犯罪捜査専科の実施 開催日：令和7年10月27日から同月31日までの5日間 場　所：鹿児島県警察学校 内　容：被害者の心情に配意した適切な捜査の推進 入校生：13人 講　師：医師、大学教授、検察官、児童相談所職員、人権推進員等 3　性犯罪捜査指導官による捜査に携わる警察官に対する講義 開催日：令和7年9月8日 場　所：鹿児島県警察学校 内　容：性犯罪の現状と課題等 受講者：10人 4　性犯罪捜査指導官による犯罪被害者支援に携わる警察官に対する研修 開催日：令和7年10月7日 場　所：鹿児島県警察学校 内　容：刑事警察における被害者支援 受講者：11人				
事業の成果 （定量的評価）	性犯罪指定捜査員研修会や性犯罪捜査専科等の開催を通じ、性犯罪捜査に携わる警察官に対し、部外講師を招致し研修を実施した。 受講者からは、「警察官が二次的被害を生まないように配慮した対応に努めたい。」「各種関係機関との連携の重要性を学んだ。」「ワンストップ支援について学んだが、被害者への支援のつなぎ方が重要であることを認識できた。」等の意見が聴かれ、理解と認識が深まった。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	警察本部警務部総務課	担当者	下澤	内線	2663
事業名 （取組名）	被害者支援等対策事業	予算額	2,904千円		
令和7年度 取組実績	1　「命の大切さを学ぶ教室」の開催 ⑴　中学、高校生を対象として、犯罪被害者遺族又は家族による講演会を開催 ・　開催校　6校、聴講者数　3,430人 2　被害者支援に関する研修会等の開催 ⑴　県犯罪被害者等支援連絡協議会総会（R7.7.15、カクイックス交流センター、54人） ⑵　犯罪被害者等支援連絡会議（①R7.4.25②R7.9.17、カクイックス交流センター、各6人程度） ⑶　九者会議（①R7.4.25②R7.9.17③R7.12.18、カクイックス交流センターなど、各20人程度） ⑷　自治体職員に対する被害者支援研修（R7.7.17県庁、自治体職員等18人） ⑸　大学生に対する被害者支援講話（①R7.9.18カクイックス交流センター、4人②R7.12.23県内大学、12人） ⑹　県警察犯罪被害者支援推進委員会（R7.5.20警察本部、23人） ⑺　県警察学校における各種専科教育（13専科・任用科、約200人） ⑻　警察職員に対する被害者支援研修会（2研修会、約120人） 3　広報啓発活動 ⑴　被害者支援に係る動画を活用した広報啓発活動 ⑵　犯罪被害者等支援フォーラム2025inかごしま（共催） 場所：カクイックス交流センター（R7.11.27、約350人） 内容：犯罪被害者御遺族による講話、ふれあいコンサート等 ⑶　犯罪被害者支援キャンペーン（犯罪被害者月間等） 場所：白波スタジアム、かんまちあ等 ⑷　犯罪被害者支援パネル展（犯罪被害者月間等） 場所：各警察署等 ⑸　ひまわりの絆プロジェクトによる広報啓発活動 被害者支援室ほか各所属 ⑹　行政機関、商業施設における被害者支援に係るポスター掲示 ⑺　県警察ホームページ及びSNSによる広報 ⑻　各種広報媒体（デジタルサイネージ、ラジオ等）による広報 ⑼　ミニ広報誌による広報 4　性暴力被害者に対する支援 ⑴　性暴力被害者サポートネットワークかごしま（通称「FLOWER（フラワー）」）への情報提供 ⑵　広報啓発活動 ア　性犯罪被害相談窓口に係る動画を活用した広報活動 イ　犯罪被害者等支援フォーラム2025inかごしま（共催） 場所：カクイックス交流センター（R7.11.27、約350人） 内容：犯罪被害者御遺族による講話、ふれあいコンサート等 ウ　犯罪被害者支援キャンペーン（犯罪被害者月間等） 場所：白波スタジアム、かんまちあ等 エ　犯罪被害者支援パネル展（犯罪被害者月間等） 場所：各警察署等 オ　行政機関、商業施設における被害者支援に係るポスター掲示 カ　県警察ホームページ及びSNSによる広報 キ　ミニ広報誌による広報				

	5　精神的･経済的支援の充実 ⑴　「被害者の手引」の作成及び配布（全所属） ⑵　関係機関･団体への情報提供及び連携 ⑶　カウンセリング制度の充実 ⑷　警察による各種公費負担制度の積極的な活用 ⑸　遺品等返還用袋の整備 ⑹　犯罪被害者等給付金の早期支給裁定
事業の成果 （定量的評価）	・ 令和7年度は、より多くの県民に、犯罪被害者等支援を周知するため、キャンペーンやパネル展などの広報啓発活動を積極的に実施した。 ・ 犯罪被害者等に対する精神的･経済的負担軽減に資する支援の充実に努めた。

白波スタジアムにおけるキャンペーン

パネル展の様子

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

所属名	留置管理課	担当者	企画指導係　北野	内線	711-593
事業名 （取組名）	人権に配意した警察活動の推進事業 （被留置者に対する適法かつ適正な処遇の確保）	予算額	0　千円		
令和7年度 取組実績	○　適正留置管理業務推進会議の開催 県下各留置施設の留置主任官、留置専門官及び留置担当官等が参加し、被留置者の適正処遇に関する各種指示の浸透、留置部門の事故防止に関する情報共有を図るもの。 被留置者の人権への配慮に関し 弁護人選任手続に対する正しい理解と手続の履行 外国人被留置者の文化や慣習に応じた対応 被留置者の疾病に応じた適切な医療措置（HIV、糖尿病、高血圧、食事をとらない者） 食事の制限（豚肉禁止など）のある被留置者への配慮、別の食事へ代えるなど柔軟な対応 等について指示や教育、訓練を実施 令和7年度中、適正会議を10回開催 ※　開催日 令和7年～4/21、5/27、6/17、7/23、9/24、10/22、11/20、12/16 令和8年～1/30、2/25 ※　参加者合計：延べ約180人				
事業の成果 （定量的評価）	留置業務に携わる職員に対し、適正な処遇に関する教育、訓練を実施し、被留置者の人権に関する理解を促進し、被留置者の国籍や性別など特性に応じ、柔軟な対応を行った。				

別紙2 「基本計画（人権尊重の社会づくり条例第6条）」に係る取組実績

<table>
<tr><td>所属名</td><td>警務部監察課（改革推進室）</td><td>担当者</td><td>藤本</td><td>内線</td><td>2892</td></tr>
<tr><td>事業名
（取組名）</td><td>改革推進事業</td><td>予算額</td><td colspan="3">1,160千円</td></tr>
<tr><td>令和7年度
取組実績</td><td colspan="5">改革推進委員会において有識者を招へいしての意見交換及び職員に対する講話
<table>
<tr><td rowspan="2">開催日</td><td rowspan="2">講師</td><td colspan="2">テーマ</td></tr>
<tr><td>改革推進委員会</td><td>講話（※）</td></tr>
<tr><td>R7.6.27</td><td>メンタルケア鹿児島代表
平川真理子氏</td><td>各種ハラスメントと部下職員への適切な指導要領</td><td>組織内外におけるコミュニケーションの在り方</td></tr>
<tr><td>R7.8.5</td><td>第92代警視総監
髙橋清孝氏</td><td>危機管理、業務管理、人事管理等の組織マネジメント</td><td>県民のための警察の確立</td></tr>
</table>
※　講話については、全所属に講話映像をリアルタイム配信するとともに、講話を録画し、部内掲示板に掲載して、受講できなかった職員等がいつでも視聴できる環境を構築</td></tr>
<tr><td>事業の成果
(定量的評価)</td><td colspan="5">各講話の受講者からは、「コミュニケーションを図るためには、聞き方が重要であり、自分の意見を述べるだけでなく、相手の気持ちになって耳を傾けることが大切だと理解できた。」、「県民のために仕事をする上で、自分は警察職員としてどうあるべきなのかを具体的に考える機会となった。」などの感想が聞かれ、一定の理解を深めることができた。
引き続き、職員の人権に関する理解と認識を深めていく必要がある。</td></tr>
</table>